

新宿区基本構想等素案に対する  
パブリック・コメントの意見及び区の対応

平成 19 年 12 月

新 宿 区

# パブリック・コメント実施結果

## 1 パブリック・コメントの実施期間

平成19年8月25日から9月25日まで(32日間)

## 2 提出意見の総数

提出者数	計	116	名(団体)
一般		106	名(団体)
地区協議会		10	団体
意見件数	計	480	件
一般		345	件
地区協議会		135	件

地区協議会から個人意見として提出された意見は、一般扱いとしています。

## 3 提出意見の分野別内訳

ご意見の分野	件数	番号
1 基本構想	計 43	1 ~ 43
2 章 基本理念	7	1 ~ 7
3 章 めざすまちの姿	6	8 ~ 13
4 章 まちづくりの基本目標	7	14 ~ 20
5 章 区政運営の基本姿勢	12	21 ~ 32
その他	11	33 ~ 43
2 総合計画 ( )	計 230	44 ~ 273
1 章 計画の枠組み	7	44 ~ 50
2 章 めざす都市の骨格 ( )	13	51 ~ 63
4 章 まちづくりの基本目標ごとの計画の内容	85	64 ~ 148
5 章 まちづくり方針	16	149 ~ 164
6 章 地域別まちづくり方針	81	165 ~ 245
7 章 区政運営編	28	246 ~ 273
3 実行計画	計 157	274 ~ 430
4 その他全般	計 51	431 ~ 481
合計	480	

: 総合計画「めざす都市の骨格」には、基本構想「めざすまちの姿」の再掲が1件あり

: 総合計画のうち、2章、5章、6章は都市マスタープランに該当する意見 (計110件)

(注) 実行計画は20年1月中旬に策定する予定であり、現時点での区の方考え方を示しています。

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区への対応・考え方	
1	2章 基本理念	<p>基本理念の二つめの内容は、当たり前の方が書かれており、新宿区が基本理念として掲げなければならないとは、現状がいかにかひどい状態であるかを表現しているようなもの。ここに、この素案を作られた方々の現状認識が正確でないことを示しているのではないかと。</p>	<p>基本構想で基本理念の一つに「一人ひとりを人として大切に社会を築きます」としたのは、決して現状がひどい状態であると認識したからではありません。一人ひとりの区民が互いに理解し合い、認め合いながら生きているという現実の新宿区民の姿を踏まえ、区民の中に息づく共生の理念を、今後も新宿区のまちづくりの基本理念として堅持し、より充実させていくことが区にとって重要なことであると考えたからです。</p>	一般
2	2章 基本理念	<p>基本理念で、福祉社会を築くとあるが、普通、福祉社会を築くと言えば、自由経済の中の福祉社会(安全ネットも含めて)であり、結果の平等を目的とするものである。一方、多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民(新宿区以外に住む人々も含めて)が互いに多様な個性を理解し合い、認め合う云々ということは、機会の平等であり矛盾しないのか。</p>	<p>区民一人ひとりが、互いに多様な個性を理解し合い、認め合うということは、「機会の平等」というよりは、異なる点は互いにそれを認め、尊重し、その上で共に生きるという「共生」としてとらえており、福祉社会を築くこととは矛盾するものではありません。</p>	一般
3	2章 基本理念 4章 まちづくりの基本目標 5章 区政運営の基本姿勢	<p>基本理念、基本目標が網羅的で、焦点が絞られていない。新たに基本理念等を見直しているがなぜなのか、審議経過も明らかでない。素案にある表現を使えば「人間性の尊重」と「連帯」の二つの基本理念で十分である。もっと具体的に言えば住民の「いのち」を守ること、いきいきと豊かに過ごせる「環境」づくりの2点に集約できるのではないかと。基本目標についても6項目に集約しているが、これも網羅的で、冗長的で焦点が絞られていない。もっと議論を重ねるべきである。 さらに、区政運営の基本姿勢についても素案にある6項目のうち、2、4、6の項目を残し、あとはカットすべきである。</p>	<p>基本理念を新たに設定したのは、近年の「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という社会経済動向の変化を踏まえるとともに、基本構想審議会から提出された答申を尊重したものです。 また、基本目標及び区政運営の基本姿勢については、基本構想審議会において十分審議いただいた結果のものであり、尊重していきたいと思っております。</p>	一般
4	2章 基本理念	<p>基本理念の「区民」という考え方について。19年第3回定例会代表質問において「区民というのは住民だけではないか」という質問に対し、区長は「区民とは住民だけに限らず、新宿区で働く人、企業を起こす人、学ぶ人、集い憩う人、タバコの吸い殻を掃除するボランティアの人も含めて広い概念で捉えている」と答えていた。本来区民の意味は新宿区の住民です。そういう区民に対しての生活と命を守る政治を行うのが区政だと思う。どう考えても新宿区で働く人、企業を起こす人、学ぶ人、集い憩う人、タバコの吸い殻を掃除するボランティアの人も含めて区民というのはおかしいと思う。 区民という定義を拡げる必要はどこにもない。新宿区の住民を大事にしてほしい。</p>	<p>「区民」という言葉の使い方については、様々なご意見をいただいたことを受け、基本構想では修正を行い、区民の範囲から来街者である「集い、憩う人」を外し、併せて、そのような区民のとらえ方について、一定の説明を追記しました。区民という用語の使い方については、次のように修正しました。</p>	一般
5	2章 基本理念	<p>「区民」という用語の概念について 私は、地方自治法第10条が定義だと解釈しており、新宿区民とは新宿区に住む住民と捉えている。「集い、憩う、多くの人々を含む広い概念として捉え…」は、あまりに拡大解釈で、極めて強い違和感を感じる。従来どおり、区民＝住民、そして区民に準ずる在勤・在学者で十分だと思う。このような拡大解釈は、その裏の意図は何なのか、国民の定義・概念すら崩れるのか、とあってしまう。</p>	<p>『この基本構想における「区民」という用語については、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を含む広い概念としてとらえています。このように、区民の範囲を広げてとらえているのは、少子高齢社会の到来や地球環境問題が深刻化する状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、新宿という地域社会において幅広い人々が協力し合うことが、暮らしやすい地域社会をつくるためには、必要であると考えます。』</p>	一般
6	2章 基本理念	<p>『区民』の定義について 「区民」とは、区にこれまで住み、現在住んでいて、これからも住み続けたいと思っている人々のことである。 こんないい加減な定義では、総合計画はグチャグチャなものになるのが必定である。外国の観光客も、区民であり、都民であり、果ては日本国民であると捉えて、国政や都政、区政を考えるなど、想像することすらできない。どこの自治体でも、自治の主体は住民である。</p>		一般
7	2章 基本理念	<p>新しい基本構想における「区民」という用語についての説明が、「基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む概念として捉えています。」となっていますが、主体は住民であることが分かるように文言を整理してください。</p>		地区協議会

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区への対応・考え方	
8	3章 めざま まの姿	「めざままの姿」に「新宿力」という言葉が自治の力を表わしていると書かれているが、この言葉が空虚に思えてならない。新宿に住む人々の30%近くが短期的な居住者のようだが、立案者はこの実態を承知の上で書かれたのか。さらに区内で働き、学ぶために他地域から入ってくる人々が住民以上に多い新宿区にあって、この「新宿力」が他地域の人々にも理解でき、協力が得られる施策が必要のように思う。これは地域住民の力でのみではいかんともしがたい。一例を挙げると、路上喫煙禁止に1億近い予算が組まれていることである。区内はもとより、区外の人々には全く徹底していない。	地域社会が抱える課題を解決し、暮らしやすい新宿区を創るためには、住民だけではなく、新宿というまちにおける幅広い人々が協力し合うことが必要です。このため、基本構想では「区民」を、「住民」はもとより、区内で働き、学び、活動する人まで含む広い概念としてとらえ、そうした区民の力を総結集して、新宿というまちを創り、育てていくことが重要なこととしています。今後も多くの人々の「新宿力」により、新宿区のまちがより一層暮らしやすくなるよう努めていきます。	一般
9	3章 めざま まの姿	「新宿力」と言う、昔どこかの大都市で使われた陳腐な言葉が、各地域から多くの反対があったにも関わらず、堂々と採用された(答申どおりなので仕方ないのでしょうか)パワーに敬意を表する。	<p>「新宿力」という言葉の使い方については、様々なご意見をいただいたことを受け、基本構想では、素案では本文の下に[考え方]として記していた内容を、より分かりやすいよう本文の中に取り込むとともに、説明の順序を若干入れ替えました。また、記述についても「区民」の範囲から来街者である「集い、憩う人」を外したことと整合をとり、以下により修正しました。なお、「めざままの姿」自体は変更していません。</p> <p>『新宿力』とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちを、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という(自治の力)を象徴的に表したものです。それは、次の二つから成り立つものです。</p> <p>一つは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。</p> <p>もう一つは多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。</p> <p>この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。わたしたちは、『新宿力』を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。</p> <p>「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは、創造していきます。</p> <p>この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。</p>	一般
10	3章 めざま まの姿	「新宿力」とは、象徴的に表したというが、企画政策課や都市計画課は、政策を細部にわたり、具体化するのが仕事ではなく、10年後、20年後に何かを成し遂げたり、何か業績を築いた時に、それを「新宿力」というのなら、まだましですが、新宿区民の暮らしが全然見えてこない素案の中で、「新宿力」という象徴的な言葉は、戦前の「神風」の現代版のようである。どの項目も美しい文字を並べたた漠然とした政策の行きつく先は、さらに象徴的なあいまいな表現に突き進むしかない見本みたいなものである。	基本構想や総合計画は、新宿区の10年後、20年後のめざままの姿やその実現に向けた施策の方向性を表すことから、一定程度、抽象的にならざるをえない部分もありますが、区民生活の実態を踏まえ、できる限り具体的に記述しているところです。総合計画には、施策を進めた結果、「めざままの姿」の実現にどのくらい近づけたのかを測定するための数値目標を指標として設けています。この指標を定期的に検証していくことで、目標の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、施策等の見直しを行います。さらに、施策の具体的内容や年次、事業費等につきましては「実行計画」でお示ししていきます。また、「新宿力」は、新宿区の10年後、20年後のめざままの姿を実現していくための「原動力」としてとらえています。	一般

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区の対応・考え方	
11	3章 めざすまちの姿	<p>「新宿力」という言葉について 基本構想・総合計画素案では、めざすまちの姿を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」とある。素案の〔考え方〕を繰り返し読んで、新宿力の意味はさっぱり分からない。そもそも、新宿力という言葉は、区民会議では全く話題にもならなかった。私たち区民の言葉ではないからである。私たち区民はこんな意味不明のキャッチフレーズを押し付けられるのはゴメンだ。学識者の言葉の遊びを区民に押し付けないでほしい。</p> <p>新宿区の基本構想は、区民が自らの手でつくるという理念だった筈である。区民会議は、区民のガス抜きにすぎないという声が多く参加者から聞かれる。この素案のままでは、基本構想は結局、従来どおり学識委員がつくったことの証しになってしまう。泥臭くても、区民の言葉で分かりやすく表現してほしい。</p>	<p>「新宿力」という言葉につきましては、基本構想審議会において、幾つかの代替案も含めて白熱した議論が行われましたが、その結果、最終的にはめざすまちの姿として「新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」に決めたものです。</p> <p>区では、この「新宿力」という言葉は、これからの新宿区がめざすまちの姿を表す言葉として象徴的な強い発信力を持つものであると考えています。</p> <p>また、この言葉は、「わたしたちの新宿の未来は、わたしたちで創りたい!」という、区民会議提言書の表題と同様、「自治の力」を表したものであり、まさに、これからの新宿を表すのに、ふさわしい言葉だと考えます。</p> <p>「新宿力」につきましては、区民の皆さんのなかにも、異論や反対論があることは承知しております。</p> <p>しかしながら区としては、この言葉の意味にこめられた「自治の力」を具体的な施策として一つ一つ実践していくなかで実のあるものとし、そのことによって「新宿力」という言葉の持つ意味が区民の皆さんに支持されご理解いただけるよう努力していきたいと考えています。</p>	一般
12	3章 めざすまちの姿	<p>素案を一読しての印象は、「新宿力」という言葉に実感がなく、区民の暮らしの隅々までを見届けての計画なのか疑問を感じる。区民会議に集約された問題、「中間のまとめ」に寄せられた意見などが反映されているのか疑問に感じる。指定管理者制度の導入を主たる目的にした政策であると考えたくはないが、それに近い感想をもったのが率直なところだ。</p>	<p>基本構想、総合計画は、区民会議からの提言をベースに、基本構想審議会及び都市計画審議会が審議し、とりまとめた答申をもとに策定しており、区民の暮らし及び区民会議に集約された問題や「中間のまとめ」に寄せられたご意見などについても踏まえているものです。</p>	一般
13	3章 めざすまちの姿	<p>「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち、新宿の未来を、とあるが、「やすらぎ」とは、心配することがなく、安らかに安心して暮らせることであり、「にぎわい」とは、人々が混み合い、活気があって、楽しい反面、興奮があり、不安があり、スリルがあり、好奇心や射幸心を煽ったり等々、良くも悪くも刺激がいっぱいのことであり、この対極の「やすらぎ」と「にぎわい」の温度差をどう縮めて、共存、調和させるのか。互いに調和しきれないのではないか。「にぎわい」が「やすらぎ」を飲み込んでしまうのではないか。結局、ないものねだりではないのか。</p>	<p>新宿というまちの特長は、多様性に富み、異なる様々なものを受容する、懐の深いまちであることだと思います。この特長を活かすことにより、「にぎわい」と「やすらぎ」が、共存し、調和する新宿を、必ず実現できるものと信じています。なお、まちの「にぎわい」が人々の射幸心をあおり、誘発することのないよう、十分配慮しながらまちづくりを進めることが必要と考えています。</p> <p>こうした基本構想の考えを受けて、都市マスタープランに掲げる「将来の都市像」に次の記述(下線部)を追記しました。</p> <p>都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、 (暮らしと賑わいの交流創造都市) を描き、「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、「新宿区に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」の実現をめざします。</p>	一般
14	4章 まちづくりの基本目標	<p>「まちづくりの基本目標」は耳ざわりの良い言葉が並ぶが具体的な絵が見えない。区民会議も協議会も絵を描く議論をほとんどしていない。そのような中でまとめるのは大変だが、最大公約数的な絵も見えてこない。協議会・審議会を含む区政運営の中で議論する体制を構築しなければならない。</p>	<p>基本構想ではまちづくりの基本目標を六つ掲げていますが、その基本目標を実現するために、総合計画ではそれぞれの下に個別目標と基本施策を設定し、それを具現化するために第一次実行計画で具体的な事業を示すものです。</p> <p>基本構想・総合計画は、区民会議の提言や地区協議会の意見書をベースに、基本構想審議会及び都市計画審議会が審議し、とりまとめた答申をもとに作成したものであり、基本構想や総合計画の実現に向けて第一次実行計画の着実な実行を図っていきます。</p>	一般

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区の対応・考え方	
15	4章 まちづくり の基本目 標	<p>まちづくりの基本目標 〔区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち〕 この『区民』は住民でなければならないし、住民しか有り得ない。他の自治体に住んでいる人間は、そこでの自治の主役を演じることが先決であり、新宿区で主役を演ずる余裕などないはずであるし、そもそもできるはずもない。新宿に住んでこそ愛着が湧き、愛着が湧くからこそ、自治の主役として主体的に考え、行動できるのである。所謂『よそ者』は、所詮『よそ者』であり、彼等はよそ者の発想でしか考えないし、行動しないのである。そして、そういう考えや行動は、往々にして住民のそれらとは相容れないものなのである。住民とよそ者という利害が必ずしも一致しない集団を『区民』と一括りにして区政を論ずるとするのは無謀である。</p> <p>『区民』を住民としたうえで、区で営業している事業主体(自営業者や法人)とその従業員(働き、学ぶ人々)、事業主体の顧客(集い、憩う人々)の3カテゴリーに分けて、住民の利益(歳入を増やし、住民の生活環境を向上させる)を確保するために、働き・学ぶ人々や集い・憩う人々に何を要求し、一方、彼等からの様々の要求・ニーズにどう応えていくかという発想で区政総合計画を考えるとスッキリすると思う。</p>	<p>「区民」という言葉の使い方については、様々なご意見をいただいたことを受け、基本構想では修正を行い、区民の範囲から来街者である「集い、憩う人」を外し、併せて、そのような区民のとらえ方について、一定の説明を追記しました。区民という用語の使い方については、次のように修正しました。</p> <p>『この基本構想における「区民」という用語については、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を含む広い概念としてとらえています。このように、区民の範囲を広げてとらえているのは、少子高齢社会の到来や地球環境問題が深刻化する状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけでなく、新宿という地域社会において幅広い人々が協力しあうことが、暮らしやすい地域社会をつくるためには、必要であると考えからです。』</p>	一般
16	4章 まちづくり の基本目 標	<p>区民(代表)が真に区政に参画・協働できる仕組みを考えたい。</p>	<p>これからの新宿区における参画と協働の仕組みについては、一つは、地区協議会を基盤とした地域における参画と協働を確立することであり、もう一つは、協働事業提案制度や個別の事業などを通じての参画と協働を進めることであると考えています。このため、区民の皆さんには地区協議会への参画や、協働事業提案制度を活用した協働事業等の実施への参画など、区政の様々な場面において積極的に参画していただくことを期待しています。</p> <p>また、第一次実行計画の中で、計画化を予定している(仮称)自治基本条例の策定の中で、自治の基本理念や基本原則を明らかにすることで、区民の参画と協働の仕組みをより確かなものとしていきます。</p>	一般
17	4章 まちづくり の基本目 標	<p>区の提唱する「区民の参画・協働」という文言が、現在行われている施策では、単に区民の力を無償に近い形で利用しているように思えてならない。NPOなどに予算を割いても、人件費は微々たるものではないか。お金の問題を言うつもりはないが、なぜNPOを立ち上げなければならなかったという原点を十分に把握・理解し施策に反映させる必要があると思う。金銭的援助も必要ですが実態の把握のない施策は浪費に終わります。</p>	<p>参画と協働により区がめざすのは、「住民自治の実現」です。参画と協働に底流するのは、行政がこれまで専ら担ってきた公共サービスを、これからは区民やNPO、事業者など多様な主体も担っていこうとする主体的な取組みにあり、決して行政のもつ役割の押し付けではありません。しかし、ご指摘の点については真摯に受け止め、今後「参画と協働」に対する区の考え方を、より分かりやすく区民の皆さんにお示していく必要があると思います。</p>	一般
18	4章 まちづくり の基本目 標	<p>まちづくりの基本目標 の3行目の、「また、」で始まる文章は教育が軽く見られていると思えてならない。「また」を削除してこの文章全体の練り直しが必要。3行目から7行目までの文章は教育に関する内容を示しているところと思うが、教育(義務教育)という単語が一言も見えないのは区行政が教育を軽く見ているとしか思えない。育むだけでは教育はできない。</p> <p>理想的な文章なのでしょうが、具体的なイメージ、新宿区が区を挙げて教育に取り組むという姿勢がこの文章からは汲み取れない。区民会議第一分科会で議論し提言した一員として情けない気持ちで一杯である。</p>	<p>まちづくりの基本目標 は、【考え方】に示すとおり、「人の育ち、成長」の観点からとらえています。</p> <p>ご指摘のとおり「人の育ち、成長」にとって教育(義務教育)は大きな影響を与えるものであり、「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」の記述のなかで教育の目標を示しているところです。また、まちづくりの基本目標 が対象とする期間は、義務教育期間を上回る、乳幼児から高齢者に至るまでの長い期間であるため、「教育」も含めた「人の育ち、成長」という大きな視点からとらえています。</p>	一般
19	4章 まちづくり の基本目 標	<p>子どもが健全に育つ環境づくり、生活格差をできるだけ少なくする、社会的弱者が安心して生活できる、不正のない社会等、社会構造を徹底して整備していく必要がある。区政の責任も重大である。</p>	<p>ご指摘の点は、とても大切であると認識しています。個別目標 - 2「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」、- 3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」、- 1「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」の中に趣旨は取り入れています。</p>	一般

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区の対応・考え方	
20	4章 まちづくり の基本目 標	<p>高齢化・核家族化が進む新宿で、高齢者給食活動を20年続けている。大勢の利用者がいる。新宿区において弱者に対する配慮はどうなっているのか。一人暮らしの方、引きこもり、ニートの人達といった弱者への施策をもっと盛り込むべき(例えば老人チーム、居場所づくり)。</p> <p>その上に立った基本構想を未来に向かってぜひ実現して欲しい。</p>	<p>まちづくりの基本目標 章「安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまち」にご意見の趣旨は含まれています。第一次実行計画でも、「高齢者を地域で支えるしくみづくり」、「(仮称)新宿仕事センターによる支援」などに取り組んでいく予定です。</p>	一般
21	5章 区政運営 の基本姿 勢1	<p>区民起点の区政運営ができていないかを検証するために外部による監査が必要である。協議会もそうであり、協議会の監査には書類、進捗システム・管理状況(含むフォロー)が対象。制度設計が急がれる。</p>	<p>地区協議会の運営にあたっては、地域住民の視点に立った公正で開かれた運営が行われることが重要であると考えています。今後も、この考えに沿って、地区協議会の運営を支援していきます。</p>	一般
22	5章 区政運営 の基本姿 勢2	<p>市民参画について          今後は市民参画を進めると書いてあるものの、具体的にどのような形で進めるのかが明確になっていない。          第三者評価に公募区民を入れることを揚げていたが、それも大事であるが、第三者に公募区民を入れることが私たちの望む市民参画のあり方ではない。「評価」は、あくまでも行った事業や施策の評価でしかない。その事業や施策の優先順位や手法や予算規模までを評価することはできない。          個々の施策の中身までを区民を交えて作っていくことは(時間的なこと、予算の使い道の優先順位付けなどを理由に)難しいというが、確かにすべての施策について区民に意見を聞いていたら、賛否両論あり收拾が付かないと思うが、たとえば区民会議等で多く意見が出され、もっと議論が必要だと指摘されたような項目については、いくつかでも区民を交えてよく話し合う機会を作るべきである。          行政の考えている区民参画の形(第三者評価や委員会への出席)と、私たち区民の考える市民参画(自分達の自治体についてもっとよく話し合っただけで行政と一緒に考えていきたい)にかなりの隔りがあるように感じる。          私たちは、仕事や家事や自分の時間を削って区民会議や説明会などに参加している。いつまでも、このような隔りのまま、市民参画について期待を裏切られていると、そのうち、誰もそのような集まりに行かなくなり、何か言っても無駄だとだれも意見を言わなくなってしまう。</p>	<p>区では、区民参画のもと、区の基本構想、基本計画に盛り込むべき事項を提言していただくため区民会議を設立し、貴重な提言をいただきました。また、地区協議会からは都市マスタープラン(地域別まちづくり方針)に盛り込むべき事項の意見書をいただきました。これらの提言書と意見書を尊重して審議会で答申をまとめ、答申を基に基本構想、総合計画を作成したものです。          また、実行計画は総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくための計画で、区民会議の提言等の趣旨を尊重した計画になっていると考えています。          計画の策定にあたっては、区長の公約、議会の意見・議論等をもとに、住民、利害関係者等の意見・要望を踏まえて作成しています。このほか、個別に協働事業提案制度、地区協議会、各事業でのワークショップの取組みなど多様な手法により区民参画も踏まえた計画づくりが既に行われています。また、行政評価制度においても、公募区民を交えた外部評価委員会を設置し、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図っていきます。          今回の実行計画は、このようにして作られているのですが、その説明時間が十分ではなかった点があったため、今後はこの点を含めて、計画策定の仕組みや進め方をさらに検討し、深化させていきます。</p>	一般
23	5章 区政運営 の基本姿 勢2	<p>区民会議を始め、都市計画審議会・基本構想審議会・地区協議会等々区民が関り活動した団体は枚挙の暇がないが、実状は各活動団体の委員が兼務で、延べ実働人員は数千人を数えるかもしれないが、実数は400を数える程度と確信している。区民数アバウトながら36万人といわれる新宿区にあって、基本構想・総合計画等を作成する作業に関った区民の実数はわずかであり、その上苦労して作り上げた基本構想・総合計画等を実際に読み聞かして理解している人は1%に満たない現実を行政は承知しているか。広報、周知の不備を自責せず、関心を持たないから止むを得ずと済ませるのは怠慢と言うほかない。          地域の自主自治も結構だが、協働の以前に区政方針の区民への浸透をいかにすべきか根本より熟考するのが最重要と考え、基本構想の中に明記される事を希望する。</p>	<p>ご指摘のように、区政の方針を区民の皆さんへいかに分かりやすく、適切に情報提供していくかは、区が成すべき最も重要な役割の一つであり、情報提供なくしては区民の参画はありません。          こうした考えに立ち、基本構想の「区政運営の基本姿勢」に「参画と協働の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。」と記載しているところです。</p>	一般
24	5章 区政運営 の基本姿 勢2	<p>区政運営の基本姿勢の2の「参画と協働」という文言について。区の文章の中に常日ごろ出てくる言葉で、その意図しているところが理解できないわけではないが、行政のなすべきところを区民に負担してもらおうと言うように思えてならない。地区協議会だけでこの役目が果たせるだろうか。「新宿力」の中に書いた区全体の住民の生活実態をどの程度理解して書かれた文章か疑問に思う。</p>	<p>基本構想にも記しているとおり、参画と協働により区がめざすのは、「住民自治の実現」です。参画と協働に底流するのは、行政がこれまで専ら担ってきた公共サービスを、これからは区民やNPO、事業者など多様な主体も担っていくとする主体的な取組みにあり、決して行政のもつ役割の押し付けではありません。          またご指摘のように、「参画と協働」は、ひとり地区協議会だけが果たすものではなく、地区協議会をはじめ、町会・自治会、NPO、企業など多くの幅広い多様な担い手によってこそ推進すべきものと考えています。</p>	一般

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区の対応・考え方	
25	5章 区政運営 の基本姿勢2	基本理念は理解も出来、素晴らしいものである。一方、20年先までの計画のため、どれだけ実現できるか疑問もある。また、素晴らしい構想も理念も区民に周知されなければ無意味である。先の区長選・区議選の低投票率から見ると、区民の区政への理解、信任はないと言える。区民の区政への関心度を向上させるにはどうするかを検討して基本構想に示し、区民が共有する真の構想・理念とすべきである。	ご指摘のように、どんな素晴らしい構想や計画も、それが区民の皆さんと共有されなくては、意味がありません。基本構想の区政運営の基本姿勢の2に記しておりますが、まちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進し、区政への関心を高めていきます。	地区協議会
26	5章 区政運営 の基本姿勢3	区政運営の基本姿勢の3の「地域力を高める」という箇所は、「新宿力」「参画と協働」とともに、区民への負担増を示しているように思える。地域力を高めるためには学校選択制の推進は、結果として親と子どもが地域に対する愛着を持たないようになって相反する施策となるのではないか。	「地域力」「新宿力」「参画と協働」は、いずれも住民やNPO、事業者など幅広い多様な主体のまちづくりに対する自主的・主体的な志向性を表すものであり、区民への負担増を強いるものではありません。 なお、地域力と学校選択制との関係については、相反する施策とはとらえていません。学校選択制の中においても、親も子どもも地域に対する愛着は育んでいくことができるものと考えています。 学校選択制度は、魅力ある教育活動の推進と開かれた学校づくりを目的とするものであり、各学校はその学校や地域の特性に応じた特色ある学校づくりを進めているところです。これからの学校づくりには、地域との連携・協働は欠くことのできないことであると考えています。	一般
27	5章 区政運営 の基本姿勢3	地区協議会の機能強化には三つの資源(人・情報・金)が必要である。情報・人はシンクタンクの役割も果たしてくれる大学との連携が期待できる。金も将来的には、産学官民連携の中で「産」に期待できる部分があると思う。区の安易な資金援助は崇高なまちづくり団体の墮落につながる。	地区協議会が自主的自立的な活動が続けられるような適切な支援を行っていきます。「地区協議会まちづくり活動支援補助金」についても、地域の課題・実情に併せ、地区協議会が自主的に活動できるように19年度から始めたものですが、「地区協議会の位置づけの明確化」が21年度に行われる予定であることに併せ、地区協議会の自主的な活動がより効果的に行えるよう、新たな財政的支援制度を検討していきます。	一般
28	5章 区政運営 の基本姿勢3・4	区政運営の基本姿勢 六つの目標の 3地域力を高める運営と、4区民に成果が見える運営の部分に、地区協議会が機能強化されること、特別出張所がコミュニティを支える核として充実を図られることになるようで、身近に区政運営が見えるようになることと思います。窓口サービスと同じく総合相談業務が出張所ごとにあれば、もっと親密度が増すかもしれません。	特別出張所は、地域の総合窓口機能を担う機関であり、そのあり方についても今後検討していきます。	一般
29	5章 区政運営 の基本姿勢5	効率的・効果的な区政運営のためには、政策の優先順位を決めるための地域別データが必要である。例えば、西落合三丁目にコミュニティ道路と称してシケイン等施工路線があるが、歩行者・自動車の利用密度を調査したことがあるのか。居住密度の低い当地は歩行者・自動車の利用密度が極めて少ない地域であり、施工の狙いが分からない。むしろ、この事業費用を架空線の地下埋設に活用した方が道路の安全を含む住環境対策としては良かったと思う。	西落合三・四丁目地区は平成9年にコミュニティゾーンに位置づけ、「人とくらしの道づくり」として道路整備等を行いました。地区の選定にあたっては、現況調査を行い、地域の意見を踏まえて定めたものです。この事業は、地区内の生活道路を多くの車が抜け道として利用することによる住環境・交通事故等の問題を解消し、車道の蛇行等による車のスピード抑制や流入抑制を図ることを目的としています。 今後の実施にあたっては、交通量など地区の状況を調査したうえで対象地区を定めて進めていきます。	一般
30	5章 区政運営 の基本姿勢5	「効率的・効果的な区政運営」に述べられている中に、「政策目標への進捗状況を行政評価の手法により検証していく仕組みを充実していく」とあるが、是非、積極的に推進していただきたい。	ご意見の趣旨のとおり、推進していきます。 基本構想審議会の提案を踏まえて、平成19年9月4日に「新宿区外部評価委員会」を設置しました。委員会は、学識を有する方3名、区広報及びホームページによる公募区民6名、区内各種団体の構成員6名、合計15名で構成されています。今後、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、外部評価の仕組みを確立していきます。	地区協議会

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区の対応・考え方	
31	5章 区政運営 の基本姿勢	基本姿勢は、抽象度は高いが、現在の自治体に求められている姿勢が網羅されていて良いと思う。	ありがとうございます。	一般
32	5章 区政運営 の基本姿勢	新宿の将来を考える(区政運営のあり方) 基本構想は希望である。現実には厳しい。特に大臣級の人たちは、政治と金で、即退任していった、モラル(道徳)の低下で世の中、どこへ向かっていくのか。	基本構想の実現に向け、全力を尽くしていきます。	一般
33	その他	区民会議は圧倒的に高齢者が多く、結果内容に危惧していた。現素案もこれで本当によいのだろうか心配になる。そのため、区民である識者・事業者・各種団体・NGO・教育委員会等によるステークホルダー・ミーティングが必要ではなかったか。立法である議員は区民の代表ではないので、この点を補うためにも開催する必要がある。	基本構想、総合計画は、基本構想審議会及び都市計画審議会が区民会議からの提言や地域協議会からの意見をベースに審議し、とりまとめた答申を踏まえて策定しています。両審議会は区民をはじめ、学識経験者、各種団体の代表、議員等から構成されており、そこでは熱心で誠実な議論が毎回行われておりましたので、別にステークホルダー・ミーティングを開催する必要はないと思います。	一般
34	その他	全体が美辞麗句に溢れた立派な文章だが、作文に力が入りすぎてしまい内容が希薄になっていないか。理想では区政は語れない。住民の声をより多く聞く方策が語られ、具体的な文言がより多く出てこそと思う。 区議会と区議員がなすべきことが触れられていないのは、いかがなものかと思う。区民の代表である議員がなすべきこと、これこそ地域力の大きな核であるべきと思う。	総合計画には、施策を進めた結果、「めざすまちの姿」の実現にどのくらい近づけたのかを測定するための数値目標を指標として設けています。この指標を定期的に検証していくことで、目標の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、施策等の見直しを行います。そのため行政評価に、今年度から外部評価の仕組みを導入したところです。 区議会や区議会議員に関する事項については、議会自らが取り組むべきものであり、今回の計画に議会に関する事項については触れていません。 しかしながら、今後、(仮称)自治基本条例の策定に向けて区民、議会、行政が一体となって取り組む中で、議会や議員のあり方についても、検討課題になるものと考えています。	一般
35	その他	新宿区基本構想素案に示されている内容の実現が理想だが、何事も困難を伴う。行政も区民も理解し合い、高齢者や子供が新宿で暮らすことが出来るやさしい街づくりをして欲しい。	ご指摘の、高齢者や子どもが新宿で暮らすことができるやさしいまちづくりを、区民の皆さんとの参画と協働により進めていきます。	一般
36	その他	区民会議の第一分科会の一員として、1年半近く手弁当で会議に出席し調査に走り回って出した結果まとめた提言が、あまりにも軽く見られていることが残念でならない。区民会議の提言がどのように評価されどのように扱われたか、またこの大変な参画事業に対する感謝の一言もない。区の今回の区民会議設立に大いに共鳴して、最大限努力した積もりである私にとって、「広報しんじゅく・8月25日」のトップに挙げられている記事の説明の中にも、新宿区基本構想審議会、新宿区都市計画審議会の名称はありますが、区民参加による区民会議について一言も触れられていません。区の提唱する区民参画・協働の言葉とあまりにもかけ離れた説明で、積極的に参加した人間の一人として情けない気持ちで一杯です。区民の提言を参考にしたといった文言くらいはいれどもよかったですのではと思う。素案の内容に触れる前に、区の言っていることと為すことの二律背反に疑問を生じてしまう。 少々極論になるが、謝礼ないし日当を払った有識者の会議の結果に力点をおいて、手弁当で無償の協力をした区民の気持ちは全く無視していると言われてもしょうがないのではないかと。	基本構想審議会及び都市計画審議会にはそれぞれ区民会議提言書や地区協議会からの意見書をベースに審議いただいており、今回の基本構想及び総合計画の大元の考え方や方向性については、基本的に区民会議や地区協議会の皆さんのご意見に沿っているものと理解しています。ただ、提言書や意見書の中で、個別具体的事項については総合計画の性格上反映していないものもありますが、基本的には区民会議提言や地区協議会からの意見を踏まえて策定したものです。 なお、今回まとめる本計画においては、区民会議の皆さんのことも含め、計画策定の経過を資料として付けていきます。	一般
37	その他	これら素案の各々の文章はきれいにまとまっているが、区民への説得力に欠けているように思える。立案・作成した者がどの程度区内の実情を理解して書かれたか疑問に思えるところが多々ある。	素案は、区民会議提言を尊重した基本構想審議会答申及び地区協議会の意見書による都市計画審議会答申を踏まえ、区民の視点から策定したものです。	一般

1 基本構想

番号	基本構想	意見(要旨)	区への対応・考え方	
38	その他	もう少し具体的な表現に改めた方が理解しやすい。	今回の計画づくりに際しては、基本構想、総合計画、実行計画の三層構造を基本に据え、それぞれの性格を明確にしています。 したがって、基本構想では基本理念とめざすまちの姿及びまちづくりの基本目標を示し、総合計画ではまちづくりの基本目標を達成するための個別目標と施策の方向性を示しています、また、実行計画では施策を具現化するための具体的な事業を示していきます。	一般
39	その他	基本構想実現のため区民税の活用がどの程度になっているか、区の経営収支比率が硬直化しないように財政構造の弾力性を図りながら実現してください。	区財政の現況についてですが、18年度の一般会計決算は、12年度以来7年連続の黒字決算となり、ご指摘の経常収支比率につきましても、74.4%で、17年度に比べ5ポイントの減となっています。また、基金現在高は462億円で、17年度に比べ53億円の増となっています。こうしたことから、区財政は、基本構想実現のための対応力を十分確保しているものと思われませんが、20年度以降をみますと、地方法人関係税の配分見直しや地方間の税源偏在対策が議論される状況もあり、今後も区財政を取巻く環境を総合的にとらえ、的確に対処していくことが必要と考えています。	地区協議会
40	その他	区民会議によって多くの住民の意見が反映することになり、区政の見直しの方向性が少しばかり見えてきたように思います。 答申から素案へどこがどのように変化したのかまだよく分かりません。基本理念や目標がはっきりとすっきりして分かりやすいですが、住民の実情に結びつけるのが課題だと思います。	総合計画においては、新たに「区政運営編」を設けるなど答申から変化した事項も幾つかありますが、基本構想、総合計画は、基本的には、基本構想審議会及び都市計画審議会の答申を踏まえて作成したものです。	一般
41	その他	総括して審議会の審議内容を反映している計画とは思えない。前計画をそのまま計画書に落とし込むだけのものであってはならない。計画案の改定と行政の考え方の見直しを要求する。	基本構想等の作成にあたっては、基本構想審議会の答申を踏まえて作成しており、答申からの大きな内容の変更はありません。	一般
42	その他	新宿区と近隣区の違い、あるいは新宿区が目指している自治体(国内外問わず)と比較し欠けているもの等を、基本目標毎に簡単に示してください。そのことによって一住民から見れば、新宿区に住むメリット・デメリットを長期的に把握できるかと思えます。例えば、基本目標の「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」とは、渋谷区や杉並区、あるいは世田谷区との比較をしていただけると分かりやすくなります。	近隣区との違いについてですが、今回、基本構想でまちづくりの基本目標としてお示した政策レベルのものについては、表現こそ若干異なりますが、近隣区でも相応の政策を持っているものと思われれます。例えば、基本目標の「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」については、世田谷区では将来目標の一つとして「区民が創るまち」を挙げており、「世田谷区は、主役である区民が人権の尊重や男女共同参画などの視点に立ち、人々の多様性を認めあい、区民の手によってすべての人に開かれた地域社会を創り、育てていくまちをめざします。」としています。ただ、施策レベルになりますと、区の特長から幾つかの点で他の区とは若干異なるものがあります。例えば、新宿区では外国人が他の区に比して多いことから、外国人との多文化共生を重要な施策としています。また、日本一の繁華街である歌舞伎町を控えていることから、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するためのまちづくりについても力をいれているところです。	地区協議会
43	その他	新宿区の基本構想、総合計画、第一次実行計画素案を読ませていただき、全体的には大変すばらしい理想的な計画案であると思えます。 街の再開発の構想は長年地域住民や区、都の希望であり、夢でもあり、何度も検討会が立ち上がりましたが、現実にはその時々々の経済状態等が原因で実現には至らず、現在に至っています。今回の計画案も実現されれば本当にすばらしい、これからの街の理想像だと思われるが、現実にはいろいろの障害となる諸問題が出てきて、実現にはかなり困難が予想される。 ひたすら机上の空論にならぬことを願います。	ご期待に反しないよう、基本構想のめざすまちの姿の実現に向けて、財政的な裏づけを伴う実行計画に基づき、着実に事業を推進していきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
44	1章 計画の枠組み	計画について 基本目標ごとの計画内容を列挙されていますが、大変難しいことと思いますが、大まかな優先順位を示されては如何でしょうか。実行計画には、多くの具体的「事業」が挙げられていますが、仮に財源不足となっても、「これだけはする」という意思を区民に示していただければ、分かりやすいと思います。	今回の計画づくりに際しては、基本構想、総合計画、実行計画の三層構造を基本に据え、それぞれの性格を明確にしています。 従って、基本構想では基本理念とめざすまちの姿及びまちづくりの基本目標を示し、総合計画ではまちづくりの基本目標を達成するための個別目標と施策の方向性を、実行計画では施策を具現化するための具体的事業を示すものとしたものです。 事業の実施にあたっては、財政的な裏づけを伴う実行計画に基づき、着実に事業を推進していきます。	地区協議会
45	1章 計画の枠組み	施策について 総合計画の内容、特に施策の記述が抽象的で、内容に深みがありません。9月6日の地域説明会では、「実行計画に具体的な施策が示されている。」との答えでしたが、基本計画の施策は実行計画とは異なるもので、計画期間の10年間を見据えたものでなければならぬと思います。総合計画素案書に基本施策を具体化する基本計画の記載について答申時のように記載してください。	総合計画は、基本構想に示す「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりの方向性と区政運営の方向性を示すものですので、施策の具体的な内容は財政的な面も含めて実行計画に示していきます。	地区協議会
46	1章 計画の枠組み	計画が実現できれば素晴らしいが、国とか都との関連はどうなっているのか説明がない。又協調について説明がない。基本計画の実現性、可能性がどのくらいなのか。	各事業の実施等にあたって必要な協議等を行い、国や都と協調していきます。	一般
47	1章 計画の枠組み	計画の期間は5年とすべきである。 昔でも、十年一昔、と言っていたのに、このスピード時代というIT時代に、計画期間10年とか20年後を展望してなどという言葉は誰も信用しないだろう。そんな計画や展望は無意味と同義である。ましてや、23区の場合は都政ありきの部分が多い。不確定要素が多々ある中で、長期計画は長くても5年、中期計画は3年とし、毎年の短期計画とともに見直しを行うというのが妥当なところである。	総合計画の計画期間は、基本構想のめざすまちの姿の実現という長期的展望にたつて10年間を期間としています。その実現のための具体的な計画である第一次実行計画は、4年を計画期間としています。ご意見のとおり社会状況の不確定要素が大きいため、総合計画は社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとしします。	一般
48	1章 計画の枠組み	安全で安心の街、新宿らしさのライフスタイル 基本目標6つが実現できたら、とても素晴らしい計画である。しかし、20年はちょっと長すぎるのでは。もう少し計画が短縮できればと思う。	基本構想のめざすまちの姿の実現のために10年間を計画期間とする総合計画を策定し、さらに4年間の第一次実行計画に基づき、具体的な事業を着実に実施していきます。	一般
49	1章 計画の枠組み	まちづくりのハード面に重点を置きすぎており、ソフト面が不十分である。	総合計画は、新宿区が今後めざす、ハードとソフトをあわせたまちづくり全体の横断的な取組みを、区民に分かりやすく示すため、基本計画と都市マスタープランを総合化し、一体的な計画として策定したものであり、決して、どちらかに重点をおくものではありません。	一般
50	1章 計画の枠組み	基盤整備、環境整備、交通・道路整備等、ハード整備に関する都市像を描いたというが、新宿の街々に生活する高齢者や、介護難民、医療難民、ワーキングプアといわれる問題や暮らしをどのような具体的な政策で、質の高い「やすらぎ」や「互いに支え合い、安心してらせる」を施行していくのか。新宿区に暮らす住民の息づかいのグランドデザインが見えてこない。	都市マスタープランの将来の都市像は、基盤整備、環境整備、交通・道路整備等、ハード整備に関する都市像を描いていますが、基本構想のめざすまちの姿の実現に向け、まちづくりの基本目標、個別目標を設定しており、「やすらぎ」「互いに支えあい、安心してらせる」施策の基本的な考え方は、個別目標 - 1「だれもが互いに支えあい、安心してらせるまち」の中で高齢者や障害者福祉、社会的セーフティネットなどの方針として示しています。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
51	2章 めざす都市の骨格  めざすまちの姿 (基本構想)	<p>「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち、新宿の未来を、とあるが、「やすらぎ」とは、心配することがなく、安らかに安心して暮らせることであり、「にぎわい」とは、人々が混み合い、活気があって、楽しい反面、興奮があり、不安があり、スリルがあり、好奇心や射幸心を煽ったり等々、良くも悪くも刺激がいっぱいのことであり、この対極の「やすらぎ」と「にぎわい」の温度差をどう縮めて、共存、調和させるのか。互いに調和しきれないのではないか。「にぎわい」が「やすらぎ」を飲み込んでしまうのではないか。結局、ないものねだりではないのか。</p> <p>(基本構想 13の再掲)</p>	<p>新宿というまちの特長は、多様性に富み、異なる様々なものを受容する、懐の深いまちであることだと思います。この特長を活かすことにより、「にぎわい」と「やすらぎ」が共存し、調和する新宿を、必ず実現できるものと信じています。なお、まちの「にぎわい」が人々の射幸心をあおり、誘発することのないよう、十分配慮しながらまちづくりを進めることが必要と考えています。</p> <p>こうした基本構想の考えを受けて、都市マスタープランで掲げる「将来の都市像」に次の記述(下線部)を追記しました。</p> <p>都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、  <u>暮らしと賑わいの交流創造都市</u> を描き、  「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、<u>環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち</u>」、  <u>「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」</u>、  <u>「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」</u>、  「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」  の実現をめざします。</p> <p>(基本構想 13の再掲)</p>	一般
52	2章 めざす都市の骨格	<p>将来の都市像については、商業都市という考え方が強すぎるように思う。財政の安定維持のためにこれをおろそかには出来ないが、住民の視点からのくらしに重点をおいた見方が不足している。</p>	<p>将来の都市像として掲げる「暮らしと賑わいの交流創造都市」の「暮らし」という言葉には、区民が安心して住み続けられるまちという考え方が含まれています。しかし、ご意見の「暮らし」に関する記述が十分でないことから、明確にするため、将来の都市像に次の記述(下線部)を追記しました。</p> <p>都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、  <u>暮らしと賑わいの交流創造都市</u> を描き、  「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、<u>環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち</u>」、  <u>「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」</u>、  <u>「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」</u>、  「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」  の実現をめざします。</p>	一般
53	2章 めざす都市の骨格	<p>新宿区内の住環境の保全には、既存の条例や個別の地区計画では後手に回るなど対応し切れておらず、又、地区計画を区内の8割に策定するというのも現実的ではない。急激な環境変化に対応するには、即応性があり、且つ、土地用途別など新宿区の多様性に応じた規制力のある総合的な「新宿区まちづくり条例」が早急に必要であるという趣旨から、本項目を含め以下のことを提案する。</p> <p>「めざす都市の骨格」 「2めざす都市の骨格の考え方」として追加する。  「住環境保全に対する住民意識の向上など社会情勢の変化に対応して、現在の各種条例等まちづくりに関する制度を再検討し、地域の個性、土地利用の区分などに対応できる総合的なまちづくり条例の制定を検討します。」</p>	<p>区では、住環境の保全や望ましいまちに誘導するまちづくりの手法である地区計画の策定に取り組み、これまで区内の約105haの地域を指定しました。この他の地域についても、勉強会を開催するなど、区民の皆さんと地区計画の策定をめざし、検討を進めているところであり、引き続き取り組んでいきます。まちづくり条例については、区民の皆さんの考えるまちの実現のため、どのような規制・誘導が効果的であるかを既存の手法も含めて検討し、その上で、必要であれば、条例の制定をめざします。このため、素案のままとなりました。</p>	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
54	2章 めざす都市の骨格	「新宿駅周辺を、国際的な賑わい・交流を創造する中心にします」や「世界に向けて情報を発信する多様な機能を持つ」とあるが、いったいどんな情報を世界に向けて発信するのか。 世界に通用する文化を発信するには、普遍的な文化(文明)でなければならず、それには、様々な国の人々や、いろいろな人種の人々と交流し、例えば、お酒を作るように、長い時間をかけて、発酵させたり、蒸留させたりして、世界の人々に認められる文化(文明)が誕生するのであって、行政が、新宿駅周辺に、国際的な賑わいや交流を先導する「創造文化」をつくるうとして、基盤整備や環境整備を進めていても、世界に文化を発信するのは区民を含めて、世界の人々が決めることでないか。	新宿駅周辺には、オフィスなどの業務機能、また、大規模店舗などの商業施設が集積し、買い物に、観光にと多くの人が訪れます。また、歌舞伎町のように歓楽街もあり、この新宿駅周辺が持つ魅力、これから新たに生み出される魅力を発信することなどを想定しています。	一般
55	2章 めざす都市の骨格	めざす都市の骨格(3) 地域で活動する人はどのような人を指しているのか。地域住民の30%近くが浮遊層のように思える生活環境を改善しないかぎり、ここに書かれている内容は空虚にしか思えない。地域力という言葉が空しい。住民の居住環境の実態の把握こそ急務で、これなくして先の見通しは立たない。一部の地域では活動が活発のようだが、全体的にはまだまだだ。	「地域で活動する人」とは、地域住民、事業者、NP O、地区協議会など、その地域に住む人、働く人、まちづくり活動を進める人や団体などをいいます。 また、住宅・住環境整備につきましては、高齢者等の住まいの安全確保やセーフティネット機能の向上など、安心して住み続けられる住宅や良好な住環境の形成を進め、人が住みやすいまちの実現をめざしていきます。	一般
56	2章 めざす都市の骨格	住宅地のみどりを維持・保全していくためには、都市構造の方針として「心・軸・環」の他に、「面」としての良好な住宅地やみどりの整備方針を打ち出すべきである。このため住宅地のみどりを保全する重要性を明示し、「面」としての整備方針を取り入れるべきである。そこで、本項目を含め以下6項目を提案する。  「めざす都市の骨格」に(4)として追加する。 「(4)「面(めん)」 「区内の住宅地を重要な面を形成する要素として捉え、その住環境、住宅地のみどりなど地域の特性に配慮した施策を進めます。」	「将来の都市構造」は、新宿の将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を示すものです。みどりについては「みどり・公園整備の方針図」において、「七つの都市の森」及び「みどりの記憶」を位置づけ、面としてのみどりを保全・創出していくことを方針にしています。また、落合第二地域まちづくり方針では「まちのみどりの充実を図る」ことを方針に掲げていることから、素案のままとしました。	地区協議会
57	2章 めざす都市の骨格	将来の都市構造「心」の考え方は悪くないが、「生活交流の心」の内容は実態をどの程度把握しての記述なのかよく解らない。3番目におかず1番目において内容も検討してほしい。	「生活交流の心」は、地域に住む日常生活圏の核として、位置づけているものです。順番については、面積として大きく、日本を代表する業務商業施設の集積する地区として、新宿駅周辺を「心」の1番目にあげているものです。順番によって、重要度が大きく変わる訳ではありません。	一般
58	2章 めざす都市の骨格	将来の都市構造「軸」の と「環」の は地域主体という意味では内容に疑問が残る。	将来の都市構造として、めざすまちの姿の実現に向けての都市の骨格を「心」「軸」「環」として示しています。この都市構造の実現に向けて、区民と区が協働でまちづくりを進めていくという考え方を示しているものです。	一般
59	2章 めざす都市の骨格	「賑わい交流の心」の要所として3ヶ所の地域名があるが、スポーツを通しての交流の場である旧オリンピック競技場を有する神宮外苑も大切な要所だと思う。	ご意見のとおり、明治神宮外苑は、新宿のみどりの骨格として、また、スポーツの拠点として重要な場所であると認識しています。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
60	2章 めざす都市の骨格	「都市活動軸」は、車主流から、公共交通である鉄道、地下鉄、バス路線を主体に復活施策すべきと思う。 西落合地域の駐車場は、空き地があるから税金対策上、とりあえず駐車場にしている場合が多く、死角になっている場所があり、安全上の問題にもなっている。環境負荷を有する自動車用設備である駐車場輪郭及び分割部に死角も考慮した植栽を義務づけるべきである。	ご意見のとおり、環境の面からも、自動車が主役のまちから公共交通を活用した歩く人が主役のまちへの転換は重要と考えています。今後も、地域の方々と協働し、地域のニーズに即した地域公共交通の実現化に向けて、努力していきます。 また、防犯等安全に配慮したまちづくりについては、防犯に配慮した公園の整備やまちの安全性の向上などを方針に掲げています。	一般
61	2章 めざす都市の骨格	「地域活動軸」は地域活動面ととらえ、移動手段も考慮した線引きが必要。街路(歩車分離)は自動車用主力道路として位置づけ、道は基本的には自転車を含めた歩行者用としてほしい。	ご意見として伺いました。道路幅員により、困難な場合もありますが、歩行者空間の充実をめざしていきます。	一般
62	2章 めざす都市の骨格	「風のみち(みどりの回廊)」の都市構造図の中に、首都高速中央環状新宿線上の環状第6号線が指定されていない。計画では、歩道及び中央分離帯に5列の中・高木による植栽帯及び車道脇に低木による植栽帯があり、みどりの質として十分評価できる。みどり豊かな都市空間として指定を考慮してほしい。	ご意見のとおり、環状6号線(山手通り)は、みどりの豊かな都市空間を形成することが期待されています。総合計画では、環状6号線を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実などを進めることを方針とする重要な道路の一つに位置づけています。また、みどり・公園整備方針図には、環状6号線を、緑陰豊かな街路にしていくことにしています。	一般
63	2章 めざす都市の骨格	「めざす都市の骨格」について 新宿駅は新宿区と渋谷区にまたがっているが、新宿区側が渋谷区側に比し品格が劣ることのないように創造を。これからの創造都市の狙いは、地域の個性を活かした街並み・都市空間・産業・芸術・文化・地域活動等を成就させるための政策であると思う。	総合計画では、新宿駅周辺を国際的な賑わいと交流を創造する中心にすることをめざし、業務商業の機能に加えて、みどり豊かなアメニティの中心と位置づけ、21世紀を先導する創造のまちにしていくことを方針にしています。また、ご意見のとおり、まちづくりにあたっては、地域の個性を活かしたまちづくり、歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり、良好なまちなみ形成などが重要と認識しており、この方針の実現に取り組んでいきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
64	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	10年後の新宿を想定し、総合計画を設け、4年間で第一次実行計画を実施していくが、10年後の新宿を想像すると、理想的な住みやすいまちになっていると思う。非常に楽しみで、東京で一番のまちに住むことを誇りに思うことである。 新宿区全体のまちが住みやすいまちになることが一番の理想であるが、自分達が住んでいる身近なことで、以前から不便に思っていたり、改善したいと思っていたこと等を、より早く実現することを要望する。	「自分達が住んでいる身近なことで、以前から不便に思っていたり、改善したいと思っていたこと等を、より早く実現すること」は - 2「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」にその趣旨が記載されています。 その趣旨は、地域の様々な課題は地区協議会を中心に、地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会や町会、自治会等の充実を図っていくというものです。	一般
65	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	協働についても単なるイベントではなく、多種多様な人々が互いに役割分担をしながら、ひとつの目的の達成を目指すコラボレーションであることを、用語集に明記してほしい。	より良い地域社会をつくるためには、地域社会を構成する多くの人たちと行政とが、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決につとめることが必要です。そのような複数の主体が互いの共有する課題の解決のため協力しあうことを「協働」と呼んでいます。協働という語は一定程度一般化されている語であるため、用語集には記載しません。	一般
66	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	住民自治の条例が2年後に審議される計画だが、区政にとって極めて重要な基本事項と考える。残念ながら、まだまだ区民の関心が弱いのが現状と考える。 このような将来を決める事項について検討する際、若手の参画が必須と考えるので、そのための施策が必要と思う。	ご指摘のように、(仮称)自治基本条例の制定に当たっては、これからの新宿の自治を担い、支える若い方の参画が重要です。条例検討に向けた区民参画のあり方を今後検討していく中で、若い方の参画方法等について考えていきます。	一般
67	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	自治基本条例に区民参画の具体例を盛り込めないでしょうか。監査的な参画、集まれる場所の指定などです。 審議会答申では「自治基本条例を、区民と区の参画と協働により制定します。」とありますが、総合計画素案の該当部分26ページ(3)の一番下の行には「(仮称)自治基本条例を、区民、議会、及び区が一体となって制定します。」と書かれており、総合計画素案のほうが議会に配慮した表現になっています。この点を踏まえて「区民と区議会議員との協働」という意見を入れる必要があります。	ご指摘のように、(仮称)自治基本条例については答申より一歩踏み込み、区民、議会と区が一体となって制定していく考えであり、区民参画のあり方については、そうした検討過程の中で議論されるものと考えます。	地区協議会
68	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	審議会答申 - 1 - この項目が総合計画素案及び第一次実行計画素案にほぼそのまま盛り込まれたことを評価したい。ただし、実行計画で自治基本条例の策定予算が明記されていないのはどうか。	「(仮称)自治基本条例の策定」については、区民、議会、区が一体となって取り組む事業であり、区民参画のあり方をはじめ具体的な取組み方針が決定された段階で事業費を掲載していきます。	一般
69	4章 まちづくり の基本目標 4-1-1	総合計画素案の施策の基本的考え方の第2項目にあるような「具体的仕組み」としては、地区協議会だけでなく、「区民会議」のような広く課題別地域横断的な話し合いの場による区民参画を実現してほしい。さらに言えばパブリックコメントのみで区民の声を聴いた形をとるのではない実質的な議論の場を考えていくべきである。またその仕組みを自治基本条例の中に明示することが望ましい。	区民の区政参画を実現していく具体的仕組みについては、(仮称)自治基本条例を制定する中で区民の皆さんと一緒に考えていきます。	一般
70	4章 まちづくり の基本目標 4-1-2	町内会が住民参加の受皿になると思われるが、これをどう現代的な組織として育てていくか、これがないと住民参加は難しい。今の町会は戦前の組織がそのまま続いているような感じがする。若い人も高齢者も参加しやすい環境にはない。	第一次実行計画「町会・自治会活性化への支援」において、シニア世代や若年層、マンション等の住民の町会・自治会の加入や活動への参加を新宿区町会連合会と連携して取り組んでいく予定です。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
71	4章 まちづくり の基本目 標 4-1-2	行政の語る「都市型コミュニティ」とはどういうものか定義してほしい旨発言したことがあるが、回答は得られていない。 超高層集合住宅は、「近隣交流を促さなくなる」という研究報告がある。その課題解決のため、大学と地域の協働連携も行われているが、従来の地域活動体制(高齢化、無気力等)のままでは区民の参加を促し、地域活動を活性化させることに限界がある。	都市にふさわしいコミュニティとは、地域に根ざしたコミュニティを基底に、自由な意思に基づく人間関係やプライバシーに重きを置く現代の都市のライフスタイルが反映されたものであり、具体的には、個人の個性と役割、立場が尊重される開放的で柔軟性のあるコミュニティをイメージしています。そして、そのようなコミュニティは、地域の住民がその地域社会に住み暮らすなかで、地域の一員としての責任と役割を自覚することから生まれるものであると考えています。 このため、第一次実行計画では、「地域を担う人材の育成と活用」をはじめ、地域活動の活性化に向けた様々な事業の計画化を予定しているところです。都市にふさわしいコミュニティは一朝一夕に出来るものではありませんが、区の施策・事業全般を通して、区民の皆さんとともにその実現をめざしていきます。	一般
72	4章 まちづくり の基本目 標 4-1-2	総合計画素案に示されたコミュニティとは、「新しい都市型コミュニティ」を示すものであり、これは多様な価値観をもち、多様なレベルの人々が、レベルや価値観を否定することなく、のりこえて互いに助け合い住むことであり、意見の異なる人も共生することであることを用語集に明記すべきではないのか。	都市にふさわしいコミュニティとは、地域に根ざしたコミュニティを基底に、自由な意思に基づく人間関係やプライバシーに重きを置く現代の都市のライフスタイルが反映されたものであり、具体的には、個人の個性と役割、立場が尊重される開放的で柔軟性のあるコミュニティをイメージしています。コミュニティという語は一定程度一般化されている語であるため、用語集には記載しません。	一般
73	4章 まちづくり の基本目 標 4-1-2	地区協議会の役割、位置づけが分かりやすくなるよう希望する。	地区協議会については、第一次実行計画「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」の中で、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるよう位置づけの明確化、機能の充実を支援していく予定です。	一般
74	4章 まちづくり の基本目 標 4-1-2	地区協議会のことは21年度に策定される予定の新宿区自治基本条例に位置づけられることで、区民会議から地区協議会の流れが見えてくるかもしれませんが、現段階では不透明です。今までの人材がそのまま移行しないような組織体系ができるのか気になります。	地区協議会のあるべき姿や体制については、(仮称)自治基本条例を検討する中で議論されるものと考えます。	一般
75	4章 まちづくり の基本目 標 4-2	素案P32 「また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。」の部分 「子どもにとって、遊びは健康的な成長と福祉の基本です。すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、遊びの大切さを踏まえて、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。」に変更してほしい。 根拠として、子どもたちの様々な事件などを通して、携帯ゲーム機、塾・稽古で忙しい子どもの生活の問題点や、子どもの体力、生きる力、社会性などの低下が危惧され、「遊び」の重要性が語られるようにはなった。しかし、遊びは何かを身に付けたり、習得するためのものではなく、人生の基礎そのものだと考えている。自由で、全身の五感を使い、仲間とともに徹底的に遊べる環境を確保するとともに、このことを大人たちが共通認識していける啓発をたゆまずしていかなくてはならないと考える。	「子どもの健やかな育ち」の中には、ご意見の趣旨は含まれています。施策の基本的考え方にも、「地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。放課後の子どもの居場所づくりを進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます」と示しています。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
76	4章 まちづくり の基本目 標 4-2	「子どものことについて」 学校、図書館、遊び場の予算は儉約しない方がよい。少 子化といっているが、少なくとも健康な子どもになるよう考 えるべきだと思う。今の子どもが20歳、30歳となった時、 足、骨、肥満と人生50年になったり病気になるよう保育 園、学校給食等親が家庭で食事に気をつけてない時給食 は大切。予算もあるが、少し増やし、税の負担も増やし安 全な食品で作ってほしい。農薬のあまり使われていない 物、よく注意してほしい。	各事業においては、適切な予算措置をしていきま す。 第一次実行計画「食育の推進」において、食育ボラ ンティアの育成を予定するとともに、児童館を中心とし た食育活動の支援を行うことで、子どもの食に対する 教育の場の拡充に努めていきます。 学校給食の食材は、低農薬野菜を一部使用したり、 食品についても安全なものを使用するよう指導してい ます。農林水産省の取りまとめの趣旨を踏まえ、食材 の選択に努めるよう、各校長に指導しています。また、 保育園の使用食材は近隣の小売店から購入していま すが、遺伝子組み換えの表示をしている食材は、購入 しないようにしています。今後も、安全面には十分、配 慮していきます。	一 般
77	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-1	成果指標 - 1人権に対する意識の指標の定義「性別、障害の有 無、信条、職業、国籍の違いにかかわらずお互いを尊重し 認め合っていると思う区民の割合」があるが、これは多文 化共生の理念にも合致している。現状では「多文化共生」 についての啓発が十分とはいえない。理解者や活動者を 増やすための事業を検討することが必要である。	一人ひとりには自分らしさがあり、自分の個性を大 切にしていくことが必要です。また、自分と他人の違い に気づき、お互いを尊重し合い、誰に対しても差別す ることなく、公平に接しようとする気持ちを持って生き ていくことが大切です。 「多文化共生プラザ」を中心とした交流事業や、「ネッ トワーク連絡会」の活動等を通じ、多文化共生に対す る理解者や活動者が増えていよう引き続き取り組ん でいきます。	一 般
78	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-1	成果指標 - 1人権に対する意識の指標の定義は、多文化共生 の理念にも合致している。現状では「多文化共生」につい ての啓発が十分とはいえない。理解者や活動者を増やすた めの事業の検討が必要である。	「多文化共生プラザ」を中心とした交流事業や、「ネッ トワーク連絡会」の活動等を通じ、多文化共生に対す る理解者や活動者が増えていよう引き続き取り組ん でいきます。	一 般
79	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	素案P37 - 2に、「子どもの育ちを地域で」とあるが、学校選択制 とこの見出しとは大きな矛盾がある。学校を自由に選択し て地域への愛着が持てるものか疑問	「子どもの育ちを地域で」はとても大切であると考え ています。9月の小学校の学校公開には、14,000人 以上の方が学校を訪れており、3/4の保護者が通学区 域の学校を選択しています。また、保護者アンケート の「大変満足」「満足」の理由の第一は、「自宅からの 距離・通学の安全」でした。通学区域外の学校を選ぶ 方も、約半数の方が「自宅からの距離・通学の安全」 を挙げています。この点から、学校選択制と地域との 関係は、必ずしも相反するものでないと考えています。	一 般
80	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	「子どもの安全と子どもを守る」「地域、学校、警察と行政 とのネットワークをつくる」とある(素案P36-38)が、地域、学 校、警察と行政のネットワーク、このことが必要とした上で、 学校選択制によって地域住民が分断され、警察の管轄地 域と行政の地域区分の違いがある中でいかにネットワーク を構築するのか、具体的意見を求めたい。	子どもが犯罪に巻き込まれないように、子どもの見 守り活動を効果的・継続的に行うためには、PTAを中 心とした活動に加え、地域や企業、警察などの関係機 関との地域ぐるみの取組みが重要です。 学校選択制のねらいである魅力ある教育活動の推 進と開かれた学校づくりという側面からも、地域との連 携・協働は欠くことのできないものであり、今後とも、不 審者情報の共有化や安全パトロールを協力して実施 するなど、地域や警察などとの連携を図っていきま す。	一 般
81	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	子どもの安全を守るためには、地域、学校、警察、行政の ネットワークを作ることが必要です。 しかし、学校選択制によって地域住民が分断され、警察 の管轄区分と行政の地域区分の違いがある中で、どのよう にネットワークを構築するのか、具体的な考え方を盛り込 んでください。	子どもが犯罪に巻き込まれないように、子どもの見 守り活動を効果的・継続的に行うためには、PTAを中 心とした活動に加え、地域や企業、警察などの関係機 関との地域ぐるみの取組みが重要です。 学校選択制のねらいである魅力ある教育活動の推 進と開かれた学校づくりという側面からも、地域との連 携・協働は欠くことのできないものであり、今後とも、不 審者情報の共有化や安全パトロールを協力して実施 するなど、地域や警察などとの連携を図っていきま す。	地 区 協 議 会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
82	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	素案P38 関連する主な個別計画の中に「新宿区次世代支援計画」とあり、第一分科会ではこの計画のなかの多くの問題点があることを指摘したが、これに答えることなくこの1行で終わらせており、大いに不満。教育の問題はこの計画ですすでに検討済みというような雰囲気は区民会議の席上でも感じられたが、ここに正体を現したかというのが正直な感想で、非常に腹が立つ。第一分科会で2年近く大変な時間をかけて調査・検討・議論した結果がこの1行でご用済みとは情けない気持ちで一杯。せめて、「個別計画の見直しと検討」という文言を入れるべきではないか。	「主な個別計画」は個別目標ごとに関連する計画を示したものです。「個別計画の見直しと検討」という文言は追記しませんが、各個別計画の策定・見直しについては、今回策定した総合計画との整合性を図っていきます。	一般
83	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	全体的に子育て支援、すなわち親の支援という施策に偏っていると思う。子どもの自立を促すためには、子どもに場所を提供するだけでなく、子どもに関わる人々に子どもの育ち、自立に対する認識を深めたり、共有する機会を持ってもらい、それなりの働きかけをする必要がある。	ご指摘の点は、とても大切であると認識しています。個別目標 -2「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」の(1)めざすまちの姿、状態には、「子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちをめざします。」と示しています。この中には、親に対する支援だけでなく、広く子どもに関わる方々へ働きかけ、子どもの育ちや、自立についての啓蒙、啓発を行う機会や互いに意識を高め合う仕組みづくりも含まれております。地域が皆で、子どもの成長や、自立を見守りかつ支えることのできるまちづくりをめざしていきたいと考えます。	一般
84	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	子どもの居場所づくりに関して 野球、サッカー等、ボール遊びが出来る公園等を、それぞれの町内及び地域にあればと思う。現在の大部分の公園は、ボール遊び禁止になっているため。	公園でのボール遊びは他の利用者への安全上の理由から特定の公園を除いて禁止していますが、特色ある公園づくりという観点から、第一次実行計画で計画化を予定している「魅力ある身近な公園づくり基本計画」の中で検討課題としていきます。	一般
85	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-2	総合計画における施策体系の中で、「多世代交流の場と仕組みづくり」についても“基本施策”に位置づけて、取り組む姿勢を明示するべきである。 基本施策の中に「多世代交流の場と仕組みづくり」を - 2 - として追加する。	- 2 - 「地域において子どもが育つ場の整備充実」、 - 2 - 「地域で安心して子育てができるしくみづくり」の中にご意見の趣旨は含まれています。地域の中で、様々な場面で多世代が交流しながら、子どもの成長や自立を支援していくことの大切さは認識しています。その一つとして、三世交代などの地域ぐるみで取り組む場を考えていきます。	地区協議会
86	4章 まちづくり の基本目 標 4-2-3	素案P39 「課題」に小規模校の課題が記載されているが、これも学校選択制の問題、教師の質の問題など大きな関わりがあり、われわれの提言が反映されていない。「地域に根ざした学校づくり」も選択制の問題を無視して議論できない。また「学校評議員制度」の見直しも記述されていない。現状のまま、地区協議会任せにするのか。地域にいろんな組織を作っても、そこに参加する住民が同一人物になっては何の意味もない。	ご指摘の課題を十分に踏まえて、効果的な教員の研修支援、学校評議員制度の充実等に取り組んでいきます。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
87	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	学校選択制の見直しと30人以下学級の実現を求める。 学校が評価されるというのは本来大きな誤りで教育は10年、20年の経過の後、結果が現れるものである。拙速なシステムづくりはせず、子ども、保護者、教職員の教育の輪の力に待つべきである。新宿区の実施している学校選択制がこの学校評価に悪い拍車をかけるものではないかと危惧している。		一般
88	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	教育問題で最近も議論されていることと区内の問題点 07年に入り、各地でこの学校選択制の可否が議論され、文科省でも議論されて結論は出たようだが、強制力はないのでは。識者の意見も賛否半々である。各地の制度導入の結果は必ずしも良い評価とは言えないようだ。選択をしたくても他に学校のない地方はどうなってゆくのか。 足立区の中学校では選択制と競争原理の導入によって、一部の学校に生徒が集中し、他の学校では定員割れが発生し、先生の削減を余儀なくされ、さらに質の低下を招いているようである。競争激化による足立区の教育委員会の独走は新聞報道のみでも目に余るものがある。このような選択制による問題点は品川区や他の地域でも新聞記事になっている。 新宿区の現状はいかがなものか。問題が出ていないとはいえないようだ。私立学校の予備校にならざるをえないような小中学校があることなど、学校の実態をどの程度把握し対策を立てているか。区の掲げる地域との協働に支障が出ると思う。塾への夜間通学の問題、学校と塾の教育レベルの格差の問題、夜間通学による夕食の栄養不足、睡眠時間の確保といった問題など子どもたちの課題は枚挙にいとまがない。	学校選択制は導入後5年を経過していますが、毎年新1年生の保護者に実施した満足度調査等を加味したアンケートにおいて入学満足度は小中ともに例年9割を超えていますので、その意味では学校選択制は支持されていると考えています。30人以下学級については、国や都による財政的措置がなければ実現困難のため、区費講師を採用してきめ細やかな授業を確かな学力の育成を図っているところです。	一般
89	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	素案P41 「区(行政)の役割」のなかの記述は多くの問題をはらんでいる。教師の質の問題、学校評議員会・地区協議会など地域の会の委員の人選、校長の裁量権の問題など細部にわたって検討が必要で、これには教育委員会の構成員の任命権者、採用される委員の資格などが問題であると区民会議で提言している。この点にも十分な配慮が必要。	子どもを取り巻く教育環境が急激に変化の中で、学ぶ意欲、学力低下への不安など様々な課題があります。これらの課題に対する区(行政)の主な役割として「地域との連携支援」、「子どもの生きる力を育てる学校教育」、「教育効果を高める教育環境づくり」を掲げました。ご指摘の「教師の質の問題」は、「学校評議員」や「教育委員」の人選の問題につきましても、こうした区(行政)の役割を果たす中で、適切に対応していくことであると考えています。	一般
90	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	教育問題について (1)今や教育は学校だけで行う時代ではありません。「地域と学校のかかわり」をより堅固にするためにも、「開かれた学校」を具体化する「コミュニティ・スクール」「放課後子どもプラン」の推進はさらに強化すべきです。新宿区は遅れているので、教育委員会は更なる検討を重ね、計画化してください。すでに幼稚園までコミュニティ・スクールを実施している地方自治体もあります。	コミュニティ・スクールについては、四谷中学校の取組みの検証を踏まえて地域協働学校の基本型をつくり、順次、指定校を増やしていきます。また、「放課後子どもひろば」の実施については、平成23年度までに小学校全校で実施する予定です。どちらも、第一次実行計画での計画化を予定しています。	地区協議会
91	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	(2)その学校所在毎の地域の文化・歴史を教育現場で実施するための計画を望みます。	各学校は、地域や学校、児童、生徒の実態等に応じて、地域を理解し共に生きていくための地域に関する学習を総合的な学習の時間で行っています。	地区協議会
92	4章 まちづくり の基本目標 4-2-3	(3)義務教育での「環境教育」「徳育」の強化をすべきです。	総合的な学習の時間などにおいて環境教育を行っています。なお、第一次実行計画においても、「環境学習・環境教育の推進」として取り組んでいく予定です。「徳育」は、学習指導要領の改訂を注視しながら道徳教育に取り組んでいきます。	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
93	4章 まちづくり の基本目標 4-2-5	医療問題について 災害・緊急時、感染症における医療体制、地域医療の充実(小児科・産婦人科など)について、検討してください。	災害・緊急時、感染症における医療体制については、災害等発生時に関係機関と協力し適切に対応していきます。また、新型インフルエンザ対策については、計画事業「新型インフルエンザ対策の推進」により健康危機管理体制を充実させていきます。地域医療については、今後かかりつけ医の役割がますます重要になると考えていますので、関係機関との連携のもと検討していきます。	地区協議会
94	4章 まちづくり の基本目標 4-2-5	医療現場の外部からの監査や、高齢者の診療内容と医療費が正当であるかチェックが必要である。	区では、医療機関等の請求額及び請求原因が適正か否かを調査・点検し、過誤が明らかになった場合、審査支払機関にその調整を依頼し医療費の適正化を図っています。	一般
95	4章 まちづくり の基本目標 4-3	子どもだけでなく、働く、又働きたくても機会のない大人、高齢者にとっても、安全で夢をもち、創造的な生活の出来る人間の住める町であって欲しい。	まちづくりの基本目標「二つめの個別目標は「だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち」としており、老若男女誰もが、いきいきと暮らし、活躍できる新宿のまちの実現を目標にしています。また、「就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害のある人、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います」としています。	一般
96	4章 まちづくり の基本目標 4-3	全体として、障害者に対する配慮が十分と思えない。各部同士が十分に議論した上で作成されたのかについて疑問を感じる。 特に障害者の実態調査が行われる予定があるのに、その結果を構想や基本計画に取り入れられないことなどが理由として上げられる。当事者の声を聞こうという意思がないのか。 グループホームなどの設立については、民間と当事者による自助努力をあてにしており、本質的な支援ではなく、個人の尊重/一人ひとりを大切にしたい社会を築くことにならない。 他の地方自治体の町づくりなどの計画や理念に比べると、文面でも障害者への配慮が乏しいと思われる。区の姿勢に優しさがなく他の自治体の住民からは理解される。 施策体系を見る限り障害者を地域での生活者として理解していき、甚だ不満足なものになっている。福祉関係以外の区の職員も腰をすえて、今の障害者の生活事情を理解されていない結果なのではと感じている。	基本構想では、まちづくりの基本目標「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」、総合計画では、個別目標 - 1「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」、個別目標 - 1「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」、 - 2「だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち」の中に示しています。障害者の方に対しては、十分に配慮しながら、障害者の社会参加や就労支援を進めていきます。 また、障害者の生活実態調査の結果については、障害者の生活実態及び要望、福祉サービス利用状況等を把握して、次期「障害者計画・障害福祉計画」の策定に向けた基礎資料とするとともに、今後の施策に活かしていきます。	一般
97	4章 まちづくり の基本目標 4-3-1	都と連携して、都の住宅の建替え時に、グループホーム、ケアホーム、福祉作業所等々の福祉施設の併設を計画できないのか。	都営住宅の建替えの際には、どのような施設が併設できるのか東京都と協議しています。福祉施設の併設については、地域の要望等も踏まえて、今後も検討していきます。	一般
98	4章 まちづくり の基本目標 4-3-1	高齢者の孤独死・自殺対策にL.S.A.(ライフ・サポート・アドバイザー)対応の充実や、地域見守りネットワークの充実の体系づくりと区民の協力が必要である。	ご意見のとおり、これからの高齢者施策を考えるうえで、区民との協力は必要不可欠なものと考えています。高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、LSAやワーカーの配置を含む様々な事業の組み合わせにより孤独死対策を推進していくとともに、新たなアプローチの方法を考えることで、地域での日常的な支えあいのしくみづくりに取り組んでいきます。	一般
99	4章 まちづくり の基本目標 4-3-1	孤独死について。独居老人宅で動けない時はどうするか？ITの進歩は結構だが、社会組織との連絡はどうなるのか？固定電話の廃止の声も聞くが、種々抱える問題にゆさぶられる生活、社会不安等々、数々の美辞麗句で飾られた区の目標はやらなければ意味がない。又10年先20年先の話は若い人には希望が見えるが、案外本人達の関心はうすいし、現実に対象クラスの人には成就に対する不安がある。	高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心とした高齢者相談・支援のネットワークを充実するとともに、ふれあい訪問・見守り協力員事業や一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布など様々な事業の組み合わせにより孤独死対策を推進していきます。また、新たなアプローチの方法を考えることで、地域での日常的な支えあいのしくみづくりに取り組んでいきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
100	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-1	セーフティネットとして、生活保護制度が機能しとあるが、生活保護にたよられさせない、質の高い安心、やすらぎの行政を強調すべきではないのか。 子育て、教育、医療、介護等や区民に重い負担のかからない行政、一生懸命働いているのに、貧困にならない就業制度の確立等を行えば、生活保護を受けなくても、済むのであり、生活保護受給者を多く出すということは、行政の失政であり、憲法23条、13条や生活保護の自立の助長に大きく反することではないのか。	セーフティネットとして、不測の事態に陥ったときに、区民の安全と安心を確保するためにあらかじめ様々な対策を備えていることは行政として必要なことと考えます。 その一つとして、第一次実行計画では、高齢者、障害者、若年非就業者等の就労を総合的かつきめ細かく支援する中核機関として、「(仮称)新宿仕事センター」を20年度に設立し、地域に必要な就労支援サービスの充実などに取り組むことを予定しています。	一般
101	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-2	「心のバリアフリー」を解消するには、地域のいろいろな場所で障害者の姿が見えることが大切である。例えば、地域センターが新しく作られる度に、作業所が入れれば、喫茶ルーム、売店、ケアホームがあればよい。	心のバリアフリーの取組みは大切なことであり、様々な機会をとらえて一般の方への障害者に対する理解、啓発を行うとともに、障害者の社会参加も支援していきます。	一般
102	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-2	将来の年齢別人口及び都市集中が予想される中で、状況にみあった住宅政策の配慮がなかったことは、住宅政策の失敗であり、支援には無駄な歳出があったと思う。区内の住宅ストックは2万5千戸の空き屋があるにもかかわらず集合住宅の建設が進んでいる。空き屋が発生する有力な原因は、狭い・家賃が高い・住環境の悪化による転出である。にもかかわらず地価は上がり続け、低質の建物ができる。よって、当面、新規住宅建設の禁止・地価制限等の対策の検討が必要である。	高度成長期の住宅難の時代を経て、公的な住宅の新規・大量供給への取組みにより、昭和48年には「1世帯1住宅」を達成しました。その後、すべての都道府県で住宅数が世帯数を上回り、現在もこの状況が続いています。 空き家2万5千戸のうち、約1万8千戸が賃貸用住宅、別荘などの二次的住宅が約1千戸などとなっており、居住実態に合わせ住み替えを行うには、一定戸数の余裕が必要であると考えています。 また、新宿区内の地価はこの10年間はほぼ横ばいの状況であり、居住水準も向上しています。したがって、ご要望の新規住宅建設の禁止・地価制限等の対策を検討する考えはありません。	一般
103	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	大久保、神楽坂などの一部地域では外国人を含めた地域防災訓練を行っているが、全区的な事業として拡充していくことが必要である。	大久保地区で実施した多文化防災訓練を全区的な事業とすることについては、外国人の居住者が少ない地域もあることから拡充は難しいと考えますが、通常の防災訓練の中で外国語のパンフレットを配布したり、広報紙等で外国人の参加を呼びかけていきます。	一般
104	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	災害時要支援だけでなくくると分りにくいので、明確にするため「日本語ができない外国人」を明記し、その防災訓練をするとともに情報も提供することを望む。	これまでは外国人が多く居住する大久保地区で多文化防災訓練を実施してきましたが、現在は広報紙等で外国人に対する防災訓練への参加を呼びかけています。	一般
105	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	災害非常時に備えて、情報提供と共に、日常的な外国人と日本人の相互理解の促進と支援が必要である。	区では、災害に関するパンフレットを外国語で作成するなど情報提供に努めています。また、日本人と外国人の防災訓練や日常的な交流事業を通して、相互理解の促進を進めています。	一般
106	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	防災面について 昭和20年3月10日戦災体験に、又震災記念堂の資料を見て、災害に対する恐怖は計り知れない。家を建て替え耐震を考えた作りで生活して来たが延焼に対する手段は消防車を頼り、それでいいの？耐震はともかく火災には弱いのが現状。	区では、地震や火災に強いまちをめざして耐震化の支援や細街路の拡幅整備の推進に努めております。また、地震に伴う火災の発生については、建築物の不燃化はもちろんのこと、火を出さない等、住まい手の配慮も欠かせません。引き続き総合的な防災対策を実施していきます。 また、平成18年度に完成した延焼シミュレーションシステムを活用し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向けて、地域の皆さんにまちの現状を知っていただき、ともにまちづくりを考えていきたいと考えています。	一般
107	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	防災面について 遠くには逃げられない(体力的にも)、家も心配、逃げる途中の道も心配、行った先の公建物の安全性、二次災害にならぬ様、耐震の対応震度の限界を明示する事も必要に思う。又、情報連絡等の方法も実情に遭遇せぬと現状では想像出来ない。	「逃げなくてすむまち」づくりを目標に、小・中学校をはじめとした公共施設の耐震化を積極的に行っています。また、細街路などの対策も進めています。情報連絡網の整備については、第一次実行計画「災害情報システムの整備」で、防災無線のデジタル化を行っていく予定です。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
108	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	区民と行政は、昼間の企業を巻き込んで防災計画を策定し、企業の若い力と役割を分担しあい、協働で防災訓練を実施する必要性を感じる。	防災計画は民間事業者を交えた防災会議で策定しています。また、地域の事業者には避難所運営管理協議会や防災訓練に参加していただいています。	一般
109	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	地域ごとに、災害対策に必要な建物・道路、公園等の都市施設に関する情報、また「個人情報保護法」の適切な運用を基に把握した災害時要援護者の情報、ハザードマップを基にした災害予測対応情報などを盛り込んだ「地域防災マニュアル」を整備充実する。 また、このマニュアルを基に日頃から区と区民が協議、連携を図って、実際の災害対応に万全を期する必要性を強く感じる。	災害に備えての心構えや準備、災害時の行動などをまとめた「災害に備えて」という冊子を作成し、配布しています。また、防災訓練を通じて、区民との連携を図っています。	一般
110	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	50mm/hを超える豪雨に見舞われる都市部の小河川に水害対策を期待するには膨大な事業費が必要となるため、最低限、都市部の街路・道は遮熱透水性素材を敷き詰める改造が必要である。また、最近の気象状況にあわせた突風・豪雨対策も必要である。	道路の遮熱透水性舗装は平成15年度から開始しており、第一次実行計画においても「環境に配慮した道づくり」として継続して実施していくことを予定しています。 また、河川改修、下水道整備等の促進を引き続き関係機関に要望していくとともに、区としても総合的な治水対策を進めていきます。	一般
111	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	ライフラインになりつつある新技術光ファイバーの敷設は確性と見直しが必要と思われる。また、災害時の避難場所、病院等への救急ヘリポート対策が必要と思うが整備されているのか。(例えば、哲学堂公園、聖母病院等)	情報連絡は防災無線のデジタル化や各地域本部に設置している災害情報支援システム等で対応していきます。広域避難場所である哲学堂公園一帯のうち、西落合公園野球場をはじめ、4箇所を災害時のヘリポートに指定しています。ヘリポートは離着陸に必要なスペースや周辺の建物の高さなどによって制約を受けるため、すべての避難場所や病院に設置することは難しいですが、今後も適地について調査・検討していきます。	一般
112	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	防災について 昼間に災害が起きた場合、高層ビル街、一般の人達の避難場所は中央公園に集まります。昼間人口の都合からしますと公園は手狭のような気がします。戸山、落合のように広いとよいのですが、高齢者が多くいるところ、御苑や外苑には避難するのに遠いのですが、何処か広がりませんか？	西新宿周辺での広域避難場所については、新宿中央公園だけではなく、周辺の超高層ビル群の敷地も含めています。また、周辺の建物が耐火構造となっており、延焼火災の危険性がほとんどないことから、さらに広い範囲で地区内残留地区と指定されています。 広域避難場所の指定については、広い敷地、周辺の延焼危険度など一定の条件が必要となり、現在のところ、新宿駅周辺で新たに広域避難場所として指定できる場所がないのが現状です。災害時には近隣の小中学校等が物資の配給や宿泊ができる避難所となりますので、そちらに避難してくださるようお願いいたします。	一般
113	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-3	西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合に伴う一次避難所や災害用備蓄物資の保管場所の移転などについて、早期・明確に地域住民に説明すること。	統合に伴う備蓄物資の移転等については、避難所運営管理協議会で説明するとともに、関係する町会等にもその旨を周知していきます。	地区協議会
114	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-4	時々、発生する空き巣の被害がある。現在、町会の防犯委員を務めているので、なるべく散歩がてら町内を歩き回るようにしているが、やはり頼みは警察のパトロールと思う。 まちは人が来ること、また、住むことによって発展、繁栄していくものである。この点からも新宿の将来を考えると安全・安心が重要だと思う。	ご意見のとおり、警察のパトロールは大変重要だと考えています。しかし、管轄内の一地域だけをパトロールするというのは実質不可能です。そこで、地域の方々による自主防犯活動が必要不可欠となります。地域の防犯力は、警察の活動と地域の方々の自主防犯活動との相乗効果によって高まると考えますので、今後も警察や地域の方々と連携しながら地域の防犯活動を支援していきます。	一般
115	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-4	西落合地域には住工混在地域があり、防犯に対する基本的問題が存在する。この地域背景を解消しなければ住民不安はなくなる。	防犯活動は地域の特性や環境を踏まえながら行うことが大切だと考えています。今後も警察や地域の方々と連携しながら自主防犯活動を支援していきます。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
116	4章 まちづくり の基本目 標 4-3-4	地域の安全運動を地域の人々のテーマとして活動する場合、地域的的確な情報が必要であり、その仕組みを確立しなければならない。	「不審者・事件・防災」といった3つの情報をメールで配信するシステム「しんじゅく安全・安心情報ネット」を19年11月から稼働しています。	一般
117	4章 まちづくり の基本目 標 4-4	基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち 区民会議の提言書 - 6「人間本位の生活環境を重視したまち」の理念は、素案の何処にも見当たらない。ここに、私たちの環境改善の願いが凝縮されていた。私たちは、高層ビルと自動車優先のまちから、人間本位で静かな落ち着いたまちへ切りかえを願っている。 この基本構想素案は、全体として、新宿区がさらに発展することを目指しているように読み取れるが、生活環境の改善に真剣に取り組むという、決意は伝わってこない。地球環境の改善は、来年のサミットのテーマになるなど、人類の生き残りのために、今何をすべきか、先進国では真剣に取り組んでいるテーマである。 新宿区が環境問題に、これほど鈍感なことに唖然とする。しかも、区民は更なる都市の発展よりも、人間本位・環境最優先を提案しているのに、区は環境改善よりも都市の発展を目指している。環境についての新宿区の見識が問われる。再考を強く提言する。さらに、「持続可能な都市と環境を創造するまち」とは、何を言いたいのか、全く伝わってこない。ムリな語呂合わせや言葉の遊びは止めてほしい。	総合計画では、基本目標を「人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿」ととらえ、今後の新宿区のまちづくりのめざす方向性を「地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくこと」と示しており、提言書の「人間本位の生活環境を重視したまち」と趣旨は同様のものであると考えています。 環境に関しての具体的な方針は、基本構想等を踏まえて現在見直し中の環境基本計画において、地球温暖化対策の強化、地域社会の重視、家庭や地域でできること等具体的な行動の明確化などを盛り込み、新宿区として環境問題に積極的に取り組んでいくという姿勢を示しています。	一般
118	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	区民が実行している環境を考える活動を援助してほしい。資源回収団体を区民の中に増やすなど、区民が実行している環境を考える活動を援助してほしい。	区民の環境活動への援助は、活動内容ごとに様々な方法が考えられますが、より効果的な方法により対応していきたいと考えています。なお、資源回収団体については、第一次実行計画「資源回収の推進」において、集団回収を推進していく方向性を示していく予定です。	一般
119	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	企業の拡大生産者責任をはっきり文章の中で明記してほしい。 大量生産・大量消費・大量廃棄型を否定しているが、具体的に、企業の拡大生産者責任をはっきり文章の中で明記してほしい。	総合計画 - 1の施策の基本的考え方において、「区民・事業者・区がそれぞれの立場の応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実施し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む」と示しており、この考え方にに基づき、(4)各主体の役割(例示)に、「事業者：拡大生産者責任の考え方に基づく行動」を追記しました。	一般
120	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	待ったなしの地球温暖化(気候変動)対策の具体化が必要であり、まずは地球環境マップが必要である。温暖化で得をする者は誰もいない。行政は指針を速やかに提示し、その多くを至急実行する必要がある。 落合水再生センターからの高純度水供給のための配管を区道クラスまで実施すれば、飲料水以外の代替(水洗トイレ、プール、地震火災等災害時の消火用水等)に利用でき、CO2削減に貢献できるはずである。	現在見直し中の新宿区環境基本計画においては、「地球温暖化・ヒートアイランド対策の強化」を前面に出すとともに、「家庭や地域でできる具体的な行動の明確化」を示しています。 落合水再生センターの処理水を区道の配管を通して供給することについては、インフラ整備、下水道使用料等に莫大な経費がかかることから、今後の検討課題とします。	一般
121	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	落合第二センターは環境共生型施設としては不十分である(本格的太陽光発電等)。公共事業案件には新技術・新方式・新製品を確信しながら積極的に取り入れてほしい。	区では第3次新宿区区内地球温暖化対策実行計画を策定し、庁内の温室効果ガスの削減に向けて、省エネ機器への更新や、施設の大規模改修時に太陽光発電等の導入施設を増やす方針で取り組んでいます。また、現在見直し中の新宿区環境基本計画においても、「新エネルギー等の推進」を基本施策に掲げており、実現に向けて積極的に取り組んでいきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
122	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	太陽光・風力発電などの再生可能なエネルギーを利用した低炭素社会の実現に向けた脱温暖化プロジェクトを盛り込むことを提案します。 過去2回のオイルショック以来、原子力転換に頼ってきたわが国エネルギー対策も新潟沖地震によって柏崎刈羽原子力発電所が操業停止に追い込まれ、電力供給の危機や原子力発電所の安全性の問題が急浮上しています。脱温暖化並びに石油価格の高騰が見込まれる中で、再生可能なエネルギーを利用した施策が1年以内に喫緊の課題として確実に浮上してくると思います。その中で、新宿区も10年後を見越した施策に盛り込むべきと考えます。 また、2015年以降の実用を目指す「究極の低公害車」は水素と酸素を反応させて発電し水を排出する方式が主流であり、その際水から水素を取り出すためには再生可能なエネルギーを利用した電気分解が考えられています。 今後太陽光・風力発電などの再生可能なエネルギー需要は確実に増大すると考えます。そのためにも新宿区が先駆けて太陽光・風力発電などの再生可能なエネルギーを利用した低炭素社会の実現に向けた脱温暖化プロジェクトを施策に掲げ推進すべきと考えます。	現在見直し中の新宿区環境基本計画では、「新エネルギー等の推進」を掲げ、「太陽光や風力、バイオ燃料等の利用促進」や「区民・事業者・区それぞれが新エネルギーについて情報収集し、積極的に取り入れていく」という方針を示しており、今後、具体的な取組みを検討していきます。	地区協議会
123	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	1 ゴミの排出やまちの美化のための公共ルールへの遵守については、地域外の人による不法投棄等のルール違反が見られるので、警察が関与する必要性を感じる。 2 路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等のルール違反は、その防止の徹底を図るためにも警察が関与する必要性を感じる。	1 ごみの不法投棄は違法行為であり、不法投棄をした人を発見したときは警察に通報するよう周知しているところです。 2 路上喫煙禁止及びポイ捨て防止については、キャンペーンやパトロールによる個別指導等を実施しています。また、自主的に清掃活動を行っている地域の団体やボランティアの方も増えてきています。路上喫煙やポイ捨ては個人のマナーや意識の問題が大きいため、今後も地域の方々とともに啓発活動等を行い、区民や来街者等の意識向上を図っていきたいと考えています。	一般
124	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-1	美しい街づくりには、犬の糞尿政策が不可欠。糞の持ち帰り、放尿の始末(水で流す等)は飼い主の義務として啓蒙し、罰則(迷惑防止条例にも照らして)も含めての対策が必要	区は、毎年1回犬の飼い主に対する狂犬病予防注射のお知らせ発送に当たり啓発文を同封することや、飼い主の犬の躰け方を支援するための「犬の飼い方相談会」「犬の躰け方教室」の開催や、飼い方の普及を図るためのプレート等の配付等、動物の適正飼育のための啓発事業を行っています。なお、条例等による罰則の制定は考えていません。	一般
125	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-2	緑化率が低いのは、そもそも土の部分が少ないことが問題。建替え、世代交代の時に、敷地の中に土の部分を確保し、樹木等を植えることを条例化したらどうか。水害対策としても、土の部分がเพิ่มด้วย、吸水される。	既に新宿区みどりの条例に基づき、250㎡以上の敷地で建築行為等を行うときに、区民や事業者へ接道部等の緑化を義務づけています。	一般
126	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-2	「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」「(3)施策」「1)施策の基本的考え方」 第2項目を一部訂正する。 「みどりが広がるよう」「面としてのみどりが広がるよう」	「みどりを広げる」という考え方には、面的に広げるという考え方が含まれています。ご意見の趣旨は、反映されているため、素案のままとしました。	地区協議会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
127	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-3	地区の状況次第(例えば西落合1丁目の交番坂道路はコミュニティ道路の指定を直ちに実施してください)では、道を子どもの遊び場としての検討もすべきである。高齢者の利用も多いため、憩いのスポットも必要。架空線は地中化する。利用する自動車は起終点自動車に限定し、通過交通は許されない。走行スピードは5~20km以下とする。	都市交通整備の方針では、「生活道路への自動車流入と速度の抑制」を方針に掲げるとともに、「歩行者空間の快適性の向上」では、休憩場所の確保など人にやさしいまちづくりを進めることや道路の無電柱化について、方針に掲げています。また、第一次実行計画においても、「人とくらしの道づくり」や「道路の無電柱化整備」の事業化を予定しています。このように、ご意見の趣旨は、反映されています。 なお、具体的にコミュニティ道路を指定する場合や、道路の無電柱化を進めるにあたっては、地域の状況、道路の幅員等を考慮し、実現の可能性を含めて個別に検討していきます。	一般
128	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-3	素案P68に、区内の建築基準法の見直しを早急に行うための委員会設置が盛り込まれるべき。ワンルームマンションの無制限な建築は、とても潤いのある豊かな環境にやさしい街作りとは言えない。	ご意見の委員会設置については記述しませんが、ご趣旨は、地区計画制度の活用により、住民主導による地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、地区計画の内容は「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」により担保していきます。 新宿区は、交通や生活の利便性が高く単身世帯が多いという特徴からワンルームマンションが多く建設されています。そのためワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例により、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、少子高齢社会に対応した住戸の整備を促し、区民の円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成を図ります。	一般
129	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-3	矢来町に住んでいるが、買物はすべて神楽坂の商店街である。その商店街は歩道が狭く、しかも坂道で、下りの場合など自転車に乗った人たちがわがもの顔で、猛スピードで下ってきて、避けるのがやっとなのである。今、神楽坂ブームで他所から大勢の人がみえている。安心して楽しく歩けるまち、新宿神楽坂、発展のためのためにも何か考えてほしい。	自転車の危険運転については、区では警察と連携して、自転車整理員がチラシを配布する等の交通安全の啓発運動を行っています。また、道路交通法の安全運転義務違反となる乱暴運転については、警察に取り締まりの強化を要請していきます。	一般
130	4章 まちづくり の基本目 標 4-4-3	新宿駅東西自由通路の整備に膨大なお金をかけて、着手するのも結構だが、区内で毎日、生活している高齢者が安心して暮らせることがなによりも大事ではないか。	区内で毎日、生活している高齢者が安心して暮らせるための施策はもちろん重要なことで、基本目標に掲げた「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の実現を図っていきます。一方では新宿のにぎわいのための整備も必要であり、そのための施策も実施していきます。 なお、自由通路の整備は東口、西口周辺の回遊性向上をめざすものであり、区が新宿駅周辺地区のまちづくりの一環として、自由通路整備に関して費用負担していくものです。経費は国庫補助金の交付を受けるなど区の経費の投入を少なくするよう工夫します。	一般
131	4章 まちづくり の基本目 標 4-5-1	「歴史と自然を継承した美しいまち」 地域の個性を活かした景観誘導のポイントとしては、無電柱化の推進が重要な課題である。 (4) 区(行政)に追加する。 「無電柱化事業の推進」	道路の無電柱化事業は、景観やバリアフリー化といった目的もありますが、第一次実行計画では、個別目標「災害に備えるまち」の下に位置づけ、防災面を第一の目的としていく方向で考えています。景観面においては、総合計画 ー1の(4)各主体の主な役割(例示)において「区(行政)：良好な景観づくりの施策の展開」を掲げており、無電柱化はその施策に含まれていると考えられますので、素案のままとしました。	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
132	4章 まちづくり の基本目 標 4-5-2	「地域の個性を活かした愛着をもてるまち」「(3) 施策 1) 基本的な考え方」に追加する。 「住環境保全に対する住民意識の向上など社会情勢の変化に対応して、現在の各種条例等まちづくりに関する制度を再検討し、地域の個性、土地利用の区分などに対応できる総合的なまちづくり条例の制定を検討します。」	まちづくり条例については、区民の皆さんの考えるまちの姿の実現のため、どのような規制・誘導が効果的であるかを既存の手法も含めて検討し、その上で、必要であれば、条例の制定をめざします。このため、素案のままとしました。	地区協議会
133	4章 まちづくり の基本目 標 4-5-2	「地域の個性を活かした愛着をもてるまち」「(4) 区(行政)」に追加する。 「総合的なまちづくり条例の制定の検討」「上記を推進する体制の構築」		地区協議会
134	4章 まちづくり の基本目 標 4-6	新基本構想、総合計画、実行計画の素案に関して、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向け、文化の面からも貢献していくことについては大いに賛同する。 第一次実行計画の、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」において計画されている、「(仮称)文化芸術基本条例の策定」、「(仮称)新宿文化ロードの創出」については、全面的に協力をさせていただきたい。 その他の事業においても、新宿区と締結した文化協定に則り、「新宿らしさ」のさらなる確立に最大限の協力を行っていきたく考えている。	「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、関係団体の皆さんと十分連携を保ちつつ取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。	一般
135	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	外国人の問題は多くなる。(ゴミ出しマナー等)	生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人の間であつれきが生じているケースも見られます。多文化共生のさらなる推進のためには、外国人と日本人がともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められていると認識しており、地域住民や活動団体と連携して、ルールの遵守等の啓発を進めていきます。	一般
136	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	今回の総合計画素案では、答申書 - 2 - の項目は削除され、- 3 - に「多文化共生のまちづくりの推進」として、「外国人と日本人の相互理解、平和に対する意識の醸成、国際・国内交流の推進」等があげられている。しかし、「共生」とは相互理解や交流だけでなく、互いの生い立ちや慣習の違いを否定することなく認め、互いの独立を侵すことなく妥協すべきは妥協し、地域の生活慣習やルールを遵守してともに住むこと、ではないのか、このことは明確に表記すべきである。	多文化共生の取り組みをさらに推進するため、ご指摘の点については、多文化共生社会にとどまらず、今後の区政の根底を貫く考え方としてとらえており、基本理念のなかで、「新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的にとらえ、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。」として表わしています。	一般
137	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	- 3 - 「多文化共生のまちづくりの推進」について 総合計画素案「文化芸術創造のまち 新宿」 - 3 という位置づけ答申で掲げられた総合的な生活支援の視点から、素案では文化政策へと再転換されたような印象があり、政策自体の弱体化が懸念される。 区役割と、どのような事業を推進するかを、より明確にし、事業に反映させる必要がある。答申のように目標とする政策の方向を項目として掲げることが重要である。	区では、外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的にとらえ、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することを重要な課題としてとらえています。この点を踏まえ、多文化共生については、章の「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」に位置づけています。	一般
138	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	答申 - 2 - に「総合的な生活支援体制の構築」、「コミュニケーション支援」、「多文化共生の意識作りの推進」、「外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり」の4項目があげられていた。今回の素案では - 2 - は削除され - 3 - 「外国人と日本人の相互理解の促進、支援」があげられている。答申で掲げられた総合的な生活支援の視点から、素案では文化施策へと再転換されたような印象があり、政策自体の弱体化が懸念される。	多文化共生社会の取り組みをさらに推進するためには、外国人に対する総合的な観点からの生活支援は今後一層重要になるものと認識しており、今回の計画においても外国人と日本人がともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことを課題としてとらえ、地域住民や活動団体と連携して施策を展開していくこととしており、ご指摘のような政策の弱体化等はありません。	一般
139	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	- 3 - 「多文化共生のまちづくりの推進」について H19年度までの個別の経常事業が拡充していることは評価できるが、文化国際課、新宿文化・国際交流財団、しんじゅく多文化共生プラザが、総合的かつ専門的な部局として、機能しているかを検証することが必要である。	ご指摘の点については、事業の進捗状況等を踏まえて、検証を進めていきます。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
140	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」(3) 施策」 以下の事項を加える。 「多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する。」	区では、外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的にとらえ、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することを重要な課題として考えています。 現在実施している外国人及び日本人を対象とした「多文化共生実態調査」の調査結果やこれまでの事業の進捗状況、地域の実情や特性を踏まえ、施策を展開していきます。また、指針・計画の策定については、こうした事業の進捗の中で今後研究していく課題と考えていますので、素案のままとしました。	地区協議会
141	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	外国人問題について 住民にとっての外国人問題の一番大きな課題は、暮らしの中でいかに安全・安心を確保していくかにあります。外国人居住比率の増加、不法滞在・不法就労の増加、マナー違反、外国人犯罪の増加、コミュニケーションの欠如などは、多くが文化の相違・相互理解不足などに起因しています。これら多面的な要素を背景にしているにもかかわらず、素案では、すべて「多文化共生」の括りで解決しようとしています。更なるルールづくり・対策を提唱する計画が必要です。	ご指摘のとおり、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人の間であつれきが生じているケースが見られます。多文化共生の取組みをさらに推進するためには、外国人と日本人がともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められていると認識しています。 今回計画事業として予定している「地域と育む外国人参加の促進」や経常事業である「多文化共生プラザ」を中心とした事業に加え、現在実施している「多文化共生実態調査」の調査結果やこれまでの事業の成果等を踏まえて、ルールの遵守等の啓発を進めていきます。	地区協議会
142	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 情報提供を拡充し、コミュニケーションの支援を図る、としたことは評価できる。一方で、「相互性」が保たれているかを検証することが必要である。	多文化共生社会の取組みをさらに推進するためには、情報提供やコミュニケーションの充実が欠かせません。また、日本人と外国人の相互理解のためには一方通行的なコミュニケーションでは効果がないことは言うまでもないことですので、こうした点を十分踏まえて事業を行っていきます。	一般
143	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 情報提供を拡充し、コミュニケーションの支援を図る、としたことは評価できる。一方で「相互性」が保たれているかを検証することが必要。	多文化共生社会の取組みをさらに推進するためには、情報提供やコミュニケーションの充実が欠かせません。また、日本人と外国人の相互理解のためには一方通行的なコミュニケーションでは効果がないことは言うまでもないことですので、こうした点を十分踏まえて事業を行っていきます。	一般
144	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 - 3では「多文化共生のまちづくりが進んでいる」ことを指標「しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進」として、「しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数」と定義しているが、この指標の定義の根拠に疑問がある。	区では、多文化共生の取組みをさらに推進するために、「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点に、日本人と外国人との交流を促す事業を積極的に進めています。従って「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用者数の推移が多文化共生のまちづくりの進捗度合を計る指標の一つとなると考えていますが、実際の運用結果等を踏まえて、今後も必要に応じて改善等に取り組んでいきます。	一般
145	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 - 3「しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数」この指標の定義の根拠に疑問がある。	区では、多文化共生の取組みをさらに推進するために、「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点に、日本人と外国人との交流を促す事業を積極的に進めています。従って「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用者数の推移が多文化共生のまちづくりの進捗度合を計る指標の一つとなると考えていますが、実際の運用結果等を踏まえて、今後も必要に応じて改善等に取り組んでいきます。	一般
146	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	「多文化共生のまちづくりの推進」 基本施策では、「多文化共生のまちづくりの推進」と謳っています。一方、指標名は「多文化共生プラザを拠点とした交流の促進」とし、プラザの利用者数が評価されています。多文化共生のまちづくりが進んでいることを、プラザの利用者数で検証できるという根拠を示してください。	区では、多文化共生の取組みをさらに推進するために、「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点に、日本人と外国人との交流を促す事業を積極的に進めています。従って「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用者数の推移が多文化共生のまちづくりの進捗度合を計る指標の一つとなると考えていますが、実際の運用結果等を踏まえて、今後も必要に応じて改善等に取り組んでいきます。	地区協議会
147	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 「多文化共生のまちづくりが進んでいる」ことへの有効な指標には、「区内各地域の外国人居住の実態を正確に調査し、コミュニティ構築のための方向を示す」ことが必要と考える。	外国人居住者の実態については、現在、外国人及び日本人を対象に、「多文化共生実態調査」を実施しており、この調査結果等も踏まえて指標の改善等に取り組んでいきます。	一般
148	4章 まちづくり の基本目 標 4-6-3	成果指標 「多文化共生のまちづくりが進んでいる」ことへの有効な指標には、「区内各地域の外国人居住の実態を正確に調査し、地域ごとのネット枠構築のためのカルテを製作することが必要と考える。	外国人居住者の実態については、現在、外国人及び日本人を対象に、「多文化共生実態調査」を実施しており、この調査結果等も踏まえて指標の改善等に取り組んでいきます。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
149	5章 5-1 土地利用 の方針	a. 低層住宅地区の表中 低層保全地区の項を修正する。 「保全型の地区計画」 「保全型の地区計画さらには総合的なまちづくり条例」	区では、住環境の保全や望ましいまちに誘導するまちづくりの手法である地区計画の策定に取り組み、これまで区内の約105haの地域を指定しました。この他の地域についても、勉強会を開催するなど、区民の皆さんと地区計画の策定をめざし、検討を進めているところであり、引き続き取り組んでいきます。まちづくり条例については、区民の皆さんの考えるまちの姿の実現のため、どのような規制・誘導が効果的であるかを既存の手法も含めて検討し、その上で、必要であれば、条例の制定をめざします。このため、素案のままとしました。	地区協議会
150	5章 5-1 土地利用 の方針	「(3)土地利用の方針」土地利用の方法は今から2～3年かけている暇はない。「区内の建築基準法の見直しを早急に行うための委員会設置」と並行して直ちに区独自の建築基準についての法制化が望まれる。	土地利用の方針は、その土地の用途など基本的な方針を示すもので、法制化するというものではありません。この方針に基づき、特定街区や地区計画などのまちづくり制度を活用しながら、適切な土地利用を誘導していきます。	一般
151	5章 5-1 土地利用 の方針	市街化整備方針図 新宿四丁目、明治通り西側JR新南口が都心居住推進地区になっています。現在でも人がほとんど住んでいない状況であるので、新宿三丁目と同じ国際的な中枢業務機能拠点地区ではないでしょうか。方針図の再検討(確認)をしてください。	ご意見のとおり、新宿四丁目は「都心居住推進地区」の部分にあります。都心居住推進地区は、住宅の用途に特化する訳ではなく、業務、商業、住機能が複合する地区としての整備することを方針にしています。また、都市構造では「創造交流の心」として「国際的な賑わいや交流を先導する地域」とも位置づけており、素案のままとしました。	地区協議会
152	5章 5-2 都市交通 整備の方針	総合計画素案P108 人にやさしい公共交通への改善 ・基本構想を策定できる1日5,000人以上の利用者の旅客施設は複数あるが新宿駅、高田馬場駅のみ駅施設及び駅周辺のバリアフリー化の促進をするのはなぜか。他にも利用者数が多く、駅周辺に公共施設等が立地している駅があるのではないかと。	新宿駅と高田馬場駅は、他の駅と比較して利用者数突出して多く、駅の構造や規模も複雑であり、関係する機関も多いことから、バリアフリー化を重点的に進める地区として、その整備促進にあっています。 また、人にやさしいまちづくり方針にあるように、他の駅につきましてもエレベーターの設置に対して補助を行うなど、バリアフリー化を進め、平成22年までに、すべて鉄道駅で、車椅子利用者が駅出入口からプラットフォームまで円滑に利用できる経路を1以上確保することを目標に、鉄道事業者に協力を要請していきます。	一般
153	5章 5-2 都市交通 整備の方針	総合計画素案P108 人と環境に配慮した道路整備 a 幹線道路について ・広域幹線道路、地域幹線道路の選定基準はあるのか。東京都の道路網計画等を反映しているのか。	区の都市マスタープランは、都市計画法に基づき東京都が定める「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることが、法律に規定されています。このため、都市マスタープランの改定にあたっては、東京都に意見照会をするなど調整を図って策定しています。また、広域幹線道路、地域幹線道路は、その機能や幅員に応じた整備の方針を示すものです。	一般
154	5章 5-2 都市交通 整備の方針	坂の多い地域性に配慮した交通手段の検討は、高齢者の多い地区なのでできるだけ早く実現して欲しい。西落合、下落合、西早稲田都バス車庫まで行くバス、その間に坂のある聖母坂一目白通りー近衛町ーおとめ山ー新目白通りにでる病院ーおとめ山ー富士大学へ行くのも便利なので、ミニバスでいいから実現させて欲しい	都市交通整備の方針において、コミュニティバス等の導入の検討を方針に掲げています。地域の方々や事業者、関係機関と協働し、コミュニティバスの実現の可能性を含め検討していきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
155	5章 5-2 都市交通 整備の方 針	「生活道路」や「コミュニティゾーンなどの地域」において、歩行者優先に徹した考え方をさらに明確に示すべきである。そこで、以下の提案する。  「2 都市交通整備の方針」項目「生活道路への自動車流入と速度の抑制」の方針を修正する。 「面的に通過交通や速度抑制を図るべき地域」 「面的に通過交通や速度抑制を図るべきコミュニティゾーンなどの地域」	通過交通や速度抑制を図るべき地域において、導入する手法の例が、コミュニティゾーンやハンプ、狭さくなどであり、このような考え方を記述したものです。このため、素案のままとしました。	地区協議会
156	5章 5-3 防災まち づくりの方 針	街づくりを具体的に進める場合にあっては、個人財産権と公共の福祉とのバランスをどう求めていくかにあるが、中高層建築地域にあって、従来どおりペンシル型ビルの建設を容認するのか、それとも他の建物と合わせた共同でビル建設を図ったほうが良いかという問題がある。 ペンシル型建物の場合、建物と建物間に無駄な空間があり、狭い階段、エレベーターの無いビルなどがあるが、これを共用でビルを建設することで、より効率的な空間利用ができるし、出来た空間を公共的スペースに活用するならば、安全・安心な街づくりに大きな貢献をすることになる。こうした共同で高層マンションを建設している例は、30数筆の地権者による「若葉町三丁目共同集合住宅」等々、新宿区内でも実例がある。ぜひ、民間の力を活用した街づくりを推進してほしい。 また、竹下通り周辺にあるような、若者がもっと「かぶく」ことのできる場(ライブ活動のできる空間など)を設けるなど、「かぶくまち新宿の創造」を。	ご意見のとおり、建築物の共同化は密集市街地の更新等まちの安全性の向上に有効な手法と認識しています。このため、防災まちづくりの方針では、「老朽木造建築物の建替え促進、市街地再開発事業等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業の推進」などを方針に掲げています。これからも、民間活力を活用するなど、まちの安全性の向上、良好なまちなみの形成に取り組んでいきます。 「かぶくまち」については、基本構想のまちづくりの基本目標の中で、「多くの人たちが各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことのできる、多様なライフスタイルが交流するまちを創っていく」という考え方を示しています。	一般
157	5章 5-4 みどり・公園 整備の方 針	「(3)みどり・公園整備の方針」に追加する。 「さらに、住宅地のみどりは区全体から見れば面としてのみどりとして極めて重要であり、これを保全していく努力をします。」		地区協議会
158	5章 5-4 みどり・公園 整備の方 針	「(3)みどり・公園整備の方針」項目「七つの都市の森」の保全・拡充の第2項目に追加する。 「これにより面としての住宅地のみどりの保全、緑化の推進に努めます。」	住宅地のみどりを含めて、みどりの保全・充実、まちに潤いを与える重要な取組みと認識しています。「みどり・公園整備の方針」にはこの考え方を記述しており、ご意見の趣旨は反映されています。また、落合地域のみどりは、みどり・公園整備の方針図に「みどりの記憶」として追加して、位置づけました。	地区協議会
159	5章 5-4 みどり・公園 整備の方 針	「(3)みどり・公園整備の方針」に追加する。 「また、面としてのみどりとして、住宅地におけるみどりの減少を防ぎ、緑化に努めます。」		地区協議会
160	5章 5-4 みどり・公園 整備の方 針	「(3)みどり・公園整備の方針」 “みどりのまちづくり”に項目追加する。 「地区計画制度により面としての住宅地のみどりの減少を防ぎ、緑化に努めます。」	ご意見をいただいている「みどり・公園整備の方針」において、「地区計画制度を活用した、みどりのまちづくりの推進」を記述し、ご意見の趣旨は反映されています。このため、素案のままとしました。	地区協議会
161	5章 5-5 景観まち づくりの方 針	歴史的環境に対する人々の関心が高まり各地で伝統的町並みを保存・再生させる住民運動や自治体活動が盛んになってきました。国も文化財保護法を改正し伝統的建造物等の保存にあたっています。 しかし、現在新宿区内は民間が都市化の波に抗することができず、次々に解体され緑も同時に消えていっています。保存・再生を検討してください。	伝統的なまちなみを保存することは、歴史的、また良好な景観を形成する視点から重要です。このため、景観まちづくりの方針では、基本的な考え方として「歴史的・文化的資源の保存」を示しています。しかし、資源の多くは個人所有であるため多くの課題がありますが、所有者や地域の方々の協力を得ながら、まちなみや建築物等の保存、再生の方策を検討していきます。	地区協議会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区対応・考え方	
162	5章 5-5 景観まちづくりの方針	景観については、秩序ある目標に合った計画で、憧れられるような長く残るような建物であったり、道、緑化を希望する。	地域の景観形成にとって重要な建造物、道路、樹木等を維持・保全するとともに、新たに創出していくことは、その地域の魅力の向上に大きな役割を果たすものと考えています。このことから、景観まちづくりの方針では、区として景観法に基づく景観計画を策定し、良好な景観の形成に向けて取り組んでいくことを方針に掲げています。また、みどりの保全、充実についても方針に掲げており、取り組みを進めていきます。	一般
163	5章 5-5 景観まちづくりの方針	落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみは、新宿区の個性的な景観のひとつとして貴重なものであり、その維持・保全は必要である。そこで、以下の提案をする。  「(3)景観まちづくりの方針」 b. 潤いのある景観形成 に項目追加する 「項目：良好な住宅地の景観保全 方針：歴史ある落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみの景観を保全していきます。」	ご意見を踏まえ「景観まちづくりの方針(1)地域の個性を活かした景観誘導」に、落合のみどりについて次(下線部)のとおり追記するとともに、景観まちづくりの方針図に「みどりの景観ゾーン」として追加して、位置づけました。また、具体的な地域の景観については、景観計画を検討する中でお示しすることで考えています。ご意見の落合の住宅地の景観も、その一つとして検討していきます。  ・変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑・落合の斜面緑地などの貴重なみどりを、区の景観の財産として景観形成を誘導していきます。	地区協議会
164	5章 5-7 人にやさしいまちづくりの方針	バリアフリーやミニバスなど(路面電車)、上下の移動なく色々なところに簡単に行けるような整備を希望する。	人にやさしいまちづくりの方針では、鉄道駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を方針に掲げ、誰もが自由に移動できる都市空間づくりをめざしていきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
165	6章 6-2-1 6-2-10 四谷・新宿駅地域 周辺まち づくり方針	新宿駅や四ツ谷駅前は国際的な景観と魅力十分にしたい。昼間は賑やかでも、夜は淋しい町になるようでは困ります。	新宿駅周辺及び四ツ谷駅周辺は、景観まちづくりの方針において「賑わいのある景観の創出」を方針に定めています。また、将来の都市構造では、新宿駅周辺及び四ツ谷駅周辺を賑わいと交流を先導する地区として位置づけており、魅力的なまちづくりに向けて取り組んでいきます。	地区協議会
166	6章 6-2-1 四谷地域 まちづくり 方針	「四谷地域まちづくり方針」 これから住みやすくなるような方針計画だと思います。しかし現在抱える問題は、地域力が減退していることです。それをどのように地域と行政が協働し活性化していくのか、区の考え方を示して下さい。	地域の課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進していきます。また、総合計画では、地域の個性を創り出していく担い手として、地域住民をはじめ、事業者、NPO、大学等をまちづくりの主体と位置づけ、多様な主体との協働により、地域のまちづくりを進めていくことをめざしています。	地区協議会
167	6章 6-2-1 四谷地域 まちづくり 方針	四谷地域まちづくり方針 3まちづくりの方針 (2)地域のまちづくり方針 1)土地利用・市街地整備 四谷地区の拠点の整備を進めます について 新宿通りや靖国通りの沿道とあわせて、外堀通りについても同様の位置づけが必要ではないか。	新宿通り及び靖国通り沿道は、新宿三丁目駅周辺の「国際的な中枢業務機能拠点地区」「都心居住推進地区」から四ツ谷駅や市ヶ谷駅へつながる地区であり、重要な地区に位置づけているものです。なお、外堀通りは沿道は、市街地整備方針図において「幹線道路沿道整備地区」に位置づけ、利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図ることを方針にしています。	一般
168	6章 6-2-1 四谷地域 まちづくり 方針	四谷地域まちづくり方針 3まちづくりの方針 (1)都市の骨格に関するまちづくり方針 について 四ツ谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけて新しい魅力を持つまちにしていくためには、また新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくためには、業務・商業機能を中心に賑わい・交流などの多様な都市機能の集積を図ることが極めて重要と考えているがいかがか。	四ツ谷駅周辺には、業務商業、都心居住、賑わい交流といった多様な機能を備えることが重要と考えており、「賑わい交流の心」と位置づけています。また、新宿通りは「賑わい交流軸」に位置づけています。本地域では、財務省官舎跡地や、四谷第三小学校跡地の活用なども視野に入れまちづくりを行っていきます。四ツ谷駅周辺では「四谷駅前まちづくり協議会」が中心となり、業務商業と都心居住が調和し、賑わい交流機能を備えた新しい魅力をもつまちにしていく考えをまとめ、区長に提案書が提出されました。これを受け、区では、この提案書を基本に地区計画を策定していくことにしています。	一般
169	6章 6-2-1 四谷地域 まちづくり 方針	四谷地域まちづくり方針 3まちづくりの方針 (2)地域のまちづくり方針 2)道路・交通 駐車場の整備を促進します について 駐車場整備に係る具体的な方針等について、もう少し具体的に記述をしてほしい。	都市マスタープランは、都市計画法に基づき、まちづくりの基本的な方針を定めるものです。この方針に基づき、具体的な進め方について、個別の事業等で検討することになります。	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
170	6章 6-2-2 笹笥地域 まちづくり 方針	外濠と神田川の景観に配慮した整備等について 平成18年8月に提出した笹笥地区「まちづくり方針」意見 書意見書3.(3) 公園・緑地・自然環境の項目において、 「貴重な水辺である外濠と神田川を愛するための歩道整 備、景観整備、緑化、水質浄化を進める。」と提言したが、 総合計画の2-2「笹笥地区まちづくり方針」3.(2)4) 水と 緑を楽しめる施設の整備を進めます。の項目を見ると水質 浄化についての言及がない。一方「戸塚地区まちづくり方 針」中の神田川、妙正寺川についての同趣旨の記述を見る と、「併せて、水質の改善に向けての取組みも検討してい きます。」とある。 「笹笥地区まちづくり方針」にも同様の記述を希望する。	ご意見を踏まえ、次(下線部)のように水質改善につ いての記述を追記しました。  ・外濠と神田川の遊歩道の整備、緑化、景観に配慮し た整備等、水とみどりを楽しめる施設の整備を進めて いきます。また、外濠の土手等は積極的な緑化ととも に、親水空間としての利用を検討していきます。併せ て、水質の改善に向けての取組みも検討していきま す。	地 区 協 議 会
171	6章 6-2-2 笹笥地域 まちづくり 方針	平成19年2月17日「答申」の「笹笥地区まちづくり方針」に 記載されていた「安全・安心まちづくり 地区の防犯機能を 強化します。・地区の防犯機能を高めるために、地区内 での防犯カメラ設備等の設置を検討します。」が削除されて いる。笹笥地域の特定な地区で防犯カメラの設置を必要と している地区があり要望が高いので、再掲を要望する。	防犯カメラの設置にあたっては、プライバシーの観 点などから十分に検討する必要があります。このた め、具体的にその必要性、設置者を含めて検討す る必要があります。このため、素案のまましました。	一 般
172	6章 6-2-2 笹笥地域 まちづくり 方針	平成19年2月17日「答申」の「笹笥地区まちづくり方針」に 指摘した次の項目が削除されている。それぞれ笹笥地域 の地区の実情から指摘したものであり削除しないでいただ きたい。 (1)「答申」安全・安心まちづくり 地区の防犯機能を強化 します。 ・地区の防犯機能を高めるために、地区内での防犯カメラ 設備等の設置を検討します。 (理由)笹笥地域では犯罪が多く治安が悪化している地区 がある。これらの地区は防犯カメラの設置の設置要望が高 い。 (2)「答申」5)都市アメニティ 区民等の様々な主体との協 働による景観づくりを推進します。 ・地区の住民や事業者、隣接区など関係する様々な主体 との協力により、地区の景観づくりを進めていきます。」 (理由)「素案」の「景観まちづくり方針」に同様の記述がさ れているが、当地域はとりわけ多様な主体が多いこと、再 開発が進行している千代田区、文京区と境を接しているこ とから、当地域の方針として再掲し推進していくことを要望 します。	(1)防犯カメラの設置にあたっては、プライバシーの 観点などから十分に検討する必要があります。このた め、具体的にその必要性、設置者を含めて検討す る必要があります。このため、素案のまましました。 (2)ご意見のとおり、景観まちづくりを進めるにあた っては、多様な主体との連携、東京都や周辺区との連 携が重要です。このことは、笹笥地域はもちろんのこと、 区全域に関する方針であるため、「景観まちづくり 方針」に記述しています。	一 般
173	6章 6-2-2 笹笥地域 まちづくり 方針	平成19年2月17日「答申」の「笹笥地区まちづくり方針」答 申「5)都市アメニティ 区民等の様々な主体との協働によ る景観づくりを推進します。・地区の住民や事業者、隣接区 など関係する様々な主体との協力により、地区の景観づく りを進めていきます。」の記述が今回削除されている。 「素案」の「景観まちづくり方針」に同様の記述がされて いるが、当地域はとりわけ多様な主体が多いこと、千代田 区、文京区と境を接していることから、当地域の方針として 再掲し推進していくことを要望する。	ご意見のとおり、景観まちづくりを進めるにあたって は、多様な主体との連携、東京都や周辺区との連携 が重要です。このことは、笹笥地域はもちろんのこと、 区全域に関する方針であるため、「景観まちづくり方 針」に記述しています。このため、素案のまましまし た。	一 般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
174	6章 6-2-2 筆筈地域 まちづくり 方針	筆筈地域まちづくり方針において、本学を含む地区のまちづくり方針が、従来、「地域に貢献・調和する大学まちづくり」であったものを「地域の拠点として防災機能の向上などを図る大学の機能更新」と変更になっている。現在、東京理科大学では老朽・狭隘化・分散化した神楽坂校舎の再構築計画を進めている。この再構築計画にあたっては再開発促進区を定める地区計画を活用してオープンスペース・緑地・歩道状空地等を確保し、地域環境の向上に資するとともに防災機能の向上を図り、地域に貢献することを計画の骨子にしている。この計画骨子は筆筈地域まちづくり方針にも添っているものと確信している。この計画の早期実現に格別な配慮をお願いする。	東京理科大学の再構築計画については、これまでも協議を続けており、地域の防災性向上など計画の考え方を伺っています。計画を進めるにあたっては、地域の方々の意見を聴くことなどにより、地域のまちづくりとの整合性を図ることや、都市計画や景観等の観点から適切な再構築計画にすることが重要と考えています。区では、計画の早期実現に向けて、引き続き協議を進めていきます。	一般
175	6章 6-2-3 榎地域ま ちづくり方 針	榎地域まちづくり方針<安全・安心まちづくり> 4つ目の項目として、次に示す「子どもの安全」を追加していただきたい。 子どもの安全を守るまちづくりを推進します。 ・公園や道路の視認性を高めるとともに、住民による声かけなどにより、子どもへの危害を防止するまちづくりを推進します。	榎地域を含む区全域の方針として、都市交通整備の方針では「人にやさしいみちづくり」、みどり公園整備の方針では「子どもの安全性に配慮した公園づくり」を掲げています。このため、素案のままとしました。	地区協議会
176	6章 6-2-3 榎地域ま ちづくり方 針	榎地域まちづくり方針<地域が主体に進めるまちづくり> 次に示す4つの項目を追加していただきたい。 防災機能を高めるまちづくりを進めます。 ・住民と大学等との連携により地域の防災機能を高めるとともに、住民相互の連携により災害時要援護者への支援体制を検討するなど、災害に強いまちづくりを推進していきます。 犯罪のない安全で明るいまちづくりを進めます。 ・子どもへの犯罪等を防止するため、地域ぐるみで防犯の呼びかけや地域パトロール等を行い、犯罪のない安全で明るいまちづくりを推進していきます。 まちなみの環境美化を進めます。 ・駅周辺や商店街等における放置自転車やごみのポイ捨て禁止のキャンペーンを通じて、まちなみの環境美化を推進します。 多世代がふれあうまちづくりを進めます。 ・住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「ふれあいいいきいきサロン」の拡充を図るとともに、子どもから高齢者までが楽しく交流ができる「ふれあいいいきいきひろ場」を推進していきます。	ご意見を踏まえ、次(下線部)のように「地域が主体に進めるまちづくり」に追加しました。  <u>防災機能を高めるまちづくりを進めます。</u> <u>・地域住民と大学等との連携により地域の防災機能を高めるとともに、地域住民の連携により災害時要援護者への支援体制を検討するなど、災害に強いまちづくりを推進していきます。</u> <u>犯罪のない安全で明るいまちづくりを進めます。</u> <u>・子どもへの犯罪等を防止するため、地域ぐるみで防犯の呼びかけや地域パトロール等を行い、犯罪のない安全で明るいまちづくりを推進していきます。</u> <u>まちなみの環境美化を進めます。</u> <u>・駅周辺や商店街等における放置自転車やごみのポイ捨て禁止のキャンペーンを通じて、まちなみの環境美化を推進します。</u> <u>多世代がふれあうまちづくりを進めます。</u> <u>・住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「ふれあいいいきいきサロン」の拡充を図るとともに、子どもから高齢者までが楽しく交流ができる、ふれあいいいきいきひろ場を推進していきます。</u>	地区協議会
177	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の主な特性」 下線のとおり修正する。  みどりの核となる大規模公園があります。 地域の北西部には、憩いの場として戸山公園が整備され、みどりの多い地域です。	誤記であり、ご指摘のとおり修正しました。	地区協議会
178	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「2 地域の将来像」まちづくりの目標」 下線の語句を追加する。  誰にもやさしい元気のあるまちをキーワードに、誰もが集まり交流しやすい拠点や、そこへ至るみちが整備され、暮らしやすい安全なまちづくりを進めるため、次の3つの目標を掲げます。	ご意見のとおり、追記しました。	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
179	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	<p>若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(1)都市の骨格に関するまちづくり方針 若松地域まちづくり方針の核としてグリーンロードを前面に打ち出していくため、冒頭に下記2項目追加</p> <p>若松地域では「歩きたくなるまち新宿」を実現するため、地域の「生活交流の心」を南北につなぐ、曙橋駅～東京女子医大～若松河田駅～国立国際医療センター～戸山公園～西早稲田駅に至る道を「グリーンロード」と名づけ、重点的に整備していきます。</p> <p>曙橋駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、靖国通り、外苑東通り、都営新宿線の交差する曙橋駅を「グリーンロード」の起点として、曙橋商店街から若松河田に続く、人々の歩きたくなるまち、人々の生活に密着したみどりに包まれた賑わいの空間としてのまちづくりをすすめていきます。</p>	<p>「都市の骨格に関するまちづくり方針」は、「将来の都市構造」を受けた方針を記述するものです。ご意見の女子医大通りなどの経路については、「若松地域まちづくり方針図」において「みどり豊かなやさしいまちづくりの推進」などを方針に掲げています。ご意見の趣旨は反映されていますので、素案のままとしました。</p> <p>区では、地域の声を伺いつつ、道に通称名を制定する事業を、第一次実行計画「まちの案内施設整備」として実施する予定です。この中で、ご指摘の路線の名称について検討していきます。</p>	地区協議会
180	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	<p>若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「1)土地利用・市街地整備」 「有効な」という抽象的な表現をより具体的なものに改めるため、下記下線のとおり修正する。</p> <p>大規模施設跡地の有効活用を図ります。 ・公共施設跡地利用にあたっては、地域に配慮しながら、コミュニティの中核となる跡地利用の検討を進めていきます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、次(下線部)のとおり追記しました。</p> <p>・公共施設跡地利用にあたっては、地域に配慮しながら、コミュニティの場としても有効な活用方法についての検討を進めていきます。</p>	地区協議会
181	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	<p>若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「1)土地利用・市街地整備」 表現が曖昧。防災については、3)安全・安心まちづくりの項に集約するため、下記下線を削除する。</p> <p>周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。 ・低中層住宅地との調和を図るため、防災や景観の向上に資する地域に貢献する中高層集合住宅の検討を進め、適正な立地を誘導していきます。</p>	<p>安全・安心まちづくり、都市アメニティの各方針に重複する内容です。このため、ご意見のとおり削除しました。</p>	地区協議会
182	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	<p>若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 駅名を特定して記載するため、下記下線のとおり修正する。</p> <p>自転車対策の取組みを強化します。 ・道路の幅員等を考慮して自転車走行レーンを設けるなど、自転車と歩行者の共存について検討していきます。また、「生活交流の心」と位置づけた曙橋、若松河田、西早稲田の各駅周辺での自転車の駐輪対策として、駐輪場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり追記しました。</p> <p>・道路の幅員等を考慮して自転車走行レーンを設けるなど、自転車と歩行者の共存について検討していきます。また、曙橋、若松河田、西早稲田の各駅周辺での自転車の駐輪対策として、駐輪場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。</p>	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
183	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 地域全体の無電柱化を進めるため、下記下線のとおり修正する。  誰にもやさしい歩道の整備を進めます。 ・ <u>地域全体の道路改修等の機会を捉え、積極的に道路の無電柱化や歩道の段差解消を進めるなど、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を行っていきます。また、歩道の幅員に応じてベンチの設置等を検討していきます。</u>  より具体的な施策を追加するため、下記下線のとおり修正する。  ・地域には、医療・福祉施設が数多く立地しており、住民、事業者等の協力のもと、安全で利用しやすいやさしいまちづくりを進めていきます。また、 <u>歩道の拡幅、段差の解消、歩道橋の見直し、誘導ブロックの整備、分かりやすいサインの設置などを進めていきます。</u>	ご意見の趣旨は、これらの方針に含まれています。このため、素案のままとしました。	地区協議会
184	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 グリーンロードの整備を進めるために、下記下線のとおり修正する。  歩行系幹線道の整備を促進します。 ・ <u>女子医大通り、箱根山通りや戸山公園内等の歩行系幹線道「グリーンロード」は、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きとなるまちづくりを進めていきます。</u>	「女子医大通り」「箱根山通り」は例示であり、この方針は、戸山公園の間にある区道を含む地域の歩行系幹線道の整備促進をめざすものです。ご意見の趣旨は反映されていますので、素案のままとしました。	地区協議会
185	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 若松地域内の交通の利便性が非常に悪いため、下記を必要項目として追加  地域の「生活交流の心」を基点として、地域内の医療、福祉、公共施設を結ぶコミュニティバス等、地域内の人々の動線を確保するためのシステムの導入について検討を進めていきます。	ご意見を踏まえ、若松地域のまちづくり方針に次の項目(下線部)を追加しました。  <u>地域の利便性の向上を図ります。</u> <u>地域の交通利便性を高めるため、地域の医療、福祉、公共施設を結ぶコミュニティバス等、地域の移動手段の確保について検討していきます。</u>	地区協議会
186	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「3)安全・安心まちづくり」 水の確保を追加、明記するため、下記下線のとおり修正する。  避難所の災害時の設備の充実を図ります。 ・ <u>避難所において、災害時の水利の確保、簡易トイレ等の災害時に必要となる設備の充実を図ります。</u>	避難所においてのみ、水利を確保するものではありません。また、区内では、一定の区域ごとに、水利が確保されています。このため、素案のままとしました。	地区協議会
187	6章 6-2-4 若松地域 まちづくり 方針	若松地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」 グリーンロードの整備を進めるため語句追加するため、下記下線のとおり修正する。  大規模公園のみどりの充実を図ります。 ・ <u>グリーンロードのシンボル箱根山と戸山公園一帯は、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場としてみどりの充実を図るとともに、周辺施設と一体的に緑地を保全し、生物の生息できる環境の充実を図ります。</u>	ご意見の趣旨は、方針に反映されているため、素案のままとしました。また、区では、地域の声を伺いつつ、道に通称名を制定する事業を、第一次実行計画「まちの案内施設整備」として実施する予定です。この中で、ご指摘の路線の名称についても検討していきます。	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
188	6章 6-2-5 大久保地 域まちづ り方針	大久保地域まちづくり方針「2 まちづくりの方針」(1)都 市の骨格に関するまちづくり方針」 について。 「両駅を結ぶ商店街」を「小滝橋通りから明治通りまでの 大久保通りの商店街」に改めること。小滝橋通りから明治 通りまでの大久保通り沿いには、二つの商店街振興組合 があるが、両組合は地域活動やイベントなどを一体となっ て実施してきた実績がある。また、住民から見ても小滝橋 通りから明治通りまでの商店街で一つの生活空間を形成し ている。	ご意見を踏まえ、次(下線部)のように記述を修正し ました。  大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と 位置づけ、住機能と近接する地域の生活中心として、 歩道やオープンスペースなどの整備を進め、個性的で 魅力ある買物・歩行者空間の創出を図っていきます。 また、駅前には人が集まることできる空間を確保す るなど、 <u>大久保通り沿道は、商業空間にふさわしい環 境整備を進めていきます。</u>	地 区 協 議 会
189	6章 6-2-5 大久保地 域まちづ り方針	百人町西町会区内(百人町1丁目22街区～25街区)のま ちづくりについて、大久保地域まちづくり方針に、当地区を 「駅前にふさわしい、既存の商店街などを活かした、清潔 で、賑わい交流のある商業空間」と加えてほしい。 当地区は大久保駅南口前の地域であり、従前より駅前と しての利便を活かし、住宅は少なく、数多くの店舗が軒を連 ね主として商業活動が展開されている。 近くでは都市計画道路第6号線の拡幅整備事業が都によ り進められ、沿道では官・民によるさまざまな形で進行中 である。これらに伴う利用者、居住者の増加により、アクセ スとしてのJR中央線大久保駅西口と当該地区はより多くの 賑わいをもった重要な地区と位置づけられ、大きく変わっ ていくことが予想される。 秩序ある良好な町並みの整備を目指すうえから、又、防 災上の観点からの共同化不燃化を促進するためにも様々 なアプローチが必要。当地区のまちとしての機能の充実 のため、又快適な都市空間を形成していくため、地域の商業 活動のより一層の発展のため、これから増えていく利用 者、利便の向上のため、当地区を「駅前にふさわしい、既 存の商店街などを活かした、清潔で、賑わい交流のある商 業空間」として、今後のまちづくり方針に加えてほしい。	ご意見の地区は、現在の用途地域で、職安通り及び 小滝橋通りの沿道30mの区域を商業地域に、その後 背地を近隣商業地域、第一種住居地域に位置づけて います。また、土地利用の方針では「幹線道路沿道整 備地区」及び「低中層住宅地区」に位置づけ「利便性 の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導 を図る地区」、「住機能と店舗、事務所等との共存、地 区計画等を活用して都心居住の魅力を活かした市街 地の形成を図る地区」とすることとしています。 区は総合計画で、区内の約8割の区域に地区計画 を策定することを将来目標として定めており、地区計 画の策定を視野に入れつつ、地区の方々のご意見や 地区の状況などを踏まえて具体的に用途地域などを 検討していくことが必要と考えています。 また、ご意見のとおり、当地区のまちの不燃化や建 築物の共同化の促進は、重要と認識しており、大久保 地域まちづくり方針では、まちの不燃化、建築物の共 同化、道路の都市基盤の整備を方針に掲げていま す。このようなことから、素案のままとしました。	一 般
190	6章 6-2-5 大久保地 域まちづ り方針	大久保地域まちづくり方針「2 まちづくりの方針」(2)地 域のまちづくり方針」(2)道路・交通」 について。 「補助第72号線の整備を早期に進めます」とあるが、期限 を明確に定め、早期・確実に整備すること。	補助72号線整備の事業進捗について、現時点で明 らかになっている内容は、第一次実行計画で示してい きます。このため、素案のままとしました。第二期区 間については、平成23年度の開通をめざしています。	地 区 協 議 会
191	6章 6-2-5 大久保地 域まちづ り方針	大久保地域まちづくり方針「2 まちづくりの方針」(2)地 域のまちづくり方針」(3)安全・安心まちづくり」 について。 百人町四丁目にある戸山団地が広域避難場所に指定さ れていないので、早期に指定すること。	百人町四丁目地区は都営住宅の建替えが進んだた め、広域避難場所に指定することについて東京都と調 整中です。	地 区 協 議 会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
192	6章 6-2-5 大久保地域まちづくり方針	<p>大久保地域まちづくり方針「2 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「地域が主体に進めるまちづくり」次の事項を加えること。</p> <p>「地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを進めます。・災害時にスムーズに対処できるよう地域コミュニティの醸成を図ります。また、防災区民組織である町会・自治会への加入を促進します。・町会・自治会、育成会、PTAなど様々な地域団体の連携を強化し、情報の共有化や自主的な地域見守り活動を行います。</p> <p>人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求めます。様々な機会を通じ外国人を含む地域の住民に、地域のルールや情報を伝達するとともにまつりなどの地域行事へ参加を呼びかけ、コミュニティ形成のきっかけとします。行政と協働してまちの美化を推進します。・地域と行政が協働して積極的に美化活動を行うとともに、施設管理者や来訪者等に対して地域のマナーとルールを守るよう啓発活動を行い、まちの美化を推進します。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり記述を追加しました。</p> <p><u>地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを進めます。・災害時にスムーズに対処できるよう地域コミュニティの醸成を図ります。また、防災区民組織である町会・自治会への加入を促進します。・町会・自治会、PTAなど様々な地域団体の連携を強化し、情報の共有化や自主的な地域見守り活動を行います。</u></p> <p><u>人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求めます。様々な機会を通じ外国人を含む地域の住民に、地域のルールや情報を伝達するとともに、祭りなどの地域行事へ参加を呼びかけ、コミュニティ形成のきっかけとします。</u></p> <p><u>行政と協働してまちの美化を推進します。・地域と行政が協働して積極的にまちの美化活動を行うとともに、施設管理者や来訪者等に対して地域のルールとマナーを守るよう啓発活動を行い、まちの美化を推進します。</u></p>	地区協議会
193	6章 6-2-6 戸塚地域まちづくり方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「1 地域の概況」(2)地域の主な特性」付記すべき重要な情報として、下線部分を補足する。</p> <p>自然資源に恵まれています。神田川の水辺や周辺のみどりは都心部における貴重な景観資源です。また、春には文京区と隣接する神田川沿いの遊歩道では、桜並木も満開になり、見物客でにぎわいます。</p> <p><u>ただ、住民一人当たり公園面積は区平均を下回っており、公園整備の推進が課題です。</u></p>	<p>「住民一人当たり公園面積は区平均を下回っています。」と記述しており、ご意見の趣旨は反映されています。また、公園面積などの各地域の指標は、別途、資料として比較できる表、グラフを作成します。</p>	地区協議会
194	6章 6-2-6 戸塚地域まちづくり方針	<p>隣接他地区の出来事で、当地区に大きな影響を及ぼす事項について、当計画に取り組む視点が欠けています。</p> <p>百人町の大規模な公営住宅や豊島区高田2丁目の大規模集合住宅の建設計画は、当地区のありようを考えるとときに大きな影響を与えると予測されますが、ほとんど触れられていません。</p> <p>10年、20年を考える機会なので、社会的な変化だけでなく、せめて当地区の周辺も見回しながらまちづくりの方向を確認できたらと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、周辺区の開発も、新宿のまちの賑わいや、暮らしに大きく影響を与えるものです。しかし、都市マスタープランは、区の計画であり、他区の地域について、方針などを決めることはできません。他区であっても、新宿区に影響を与えるような大規模開発等については、連絡会等を通じて調整を図っていきます。</p>	一般
195	6章 6-2-6 戸塚地域まちづくり方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「2 地域の将来像」まちづくりの目標」下線のとおり修正する。</p> <p><u>歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源の掘り起こしや…</u></p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>	地区協議会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
196	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」</p> <p>西早稲田駅の乗降口4ヶ所のうち主要口を含む2ヶ所が戸塚地域に所属し、主な商店・オフィスも戸塚地域に展開している。若松・大久保地域におけるのと同じように戸塚地域にとっても重要事項である。なお、「都市マスタープラン等骨子案」に対する当地区協議会の意見書でも類似の提案をしたが、「賑わいの心・サブ地区」として位置づけたいが、反映されなかった。</p> <p>下記の項目を新たに追加し、以下の項目は順次繰り下げる。</p> <p><u>地下鉄副都心線西早稲田駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の新しい核として緑豊かで生活の利便性の高い魅力的な拠点に誘導していきます。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり追加しました。</p> <p><u>地下鉄副都心線の西早稲田駅を「生活交流の心」と位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。</u></p>	地区協議会
197	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「1)土地利用・市街地整備」</p> <p>住民自治を尊重するため、当地区協議会が提出した「地区別まちづくり方針意見書」の趣旨に沿うように、住民の要望事項の事例を追加する。「都市マスタープラン等骨子案」に対する当地区協議会の意見書でも同様の提案をしたが反映されなかった。</p> <p>下記下線部分を補足する。</p> <p>公共施設の跡地の有効活用を図ります。 公共施設の跡地を図書館等の文化施設やコミュニティの場とするなど、…</p>	<p>具体的な用途については、個別に検討していくこととなりますので、素案のままとしました。</p>	地区協議会
198	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」</p> <p>穴八幡から西早稲田駅を経て小滝橋交差点に至る諏訪通りの大半は戸塚地域に所属し、戸塚地域にとって重要な道路になっている。</p> <p>緑化を特に補足するのは、早稲田通りが「重要な賑わいの路線」、補助72号線が「光と風の散歩道」、諏訪通りが車両交通量の多い広域幹線道路であり、やすらぎと潤いを必要とするため、下記下線部分を補足する。</p> <p>高田馬場駅周辺や諏訪通り等の幹線道路の歩行者空間の整備を推進していきます。 早稲田通りや補助72号線、諏訪通り(補助74号線)等の歩道整備や緑化、カラー舗装等による…</p>	<p>ご意見の趣旨は、素案に反映されているため、そのままとしました。「高田馬場駅周辺の歩行者空間」については、3(1)に記述しています。また、諏訪通り等の幹線道路は、都市交通整備の方針3(2)の幹線道路の方針において、街路樹の整備などを方針として掲げています。</p>	地区協議会
199	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」</p> <p>構想の公園名を明示するため、下記下線部分を補足する。</p> <p>公園の整備及び改修を進めます。 ・「神田川河川公園構想」により…</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>	地区協議会
200	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「4 戸塚地域まちづくり方針図」</p> <p>前述の「道路・交通」の修正に伴い、別紙のように、下記事項を下部中央に追加する。 「諏訪通りの緑豊かで快適な歩行者空間の充実」</p>	<p>諏訪通りは、都市交通整備の方針において広域幹線道路と位置づけ、街路樹の整備などによる快適な歩行者空間にしていくことを記述しています。ご意見の趣旨は、反映されているため素案のままとしました。</p>	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
201	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>都道補助169号線早稲田通りのうち、高田馬場駅前から明治通りまでの拡幅計画を撤廃するよう東京都に働きかけて下さい。</p> <p>新宿区総合計画素案には、当該地域は「賑わい交流の心」「地域活動軸」ととらえており、&lt;地域別まちづくり方針&gt;では「心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち」を掲げ、1)地域利用と市街地整備、2)道路・交通の面で「重要な賑わい」と新宿唯一の「福祉のまちづくり」を方針としています。</p> <p>高田馬場駅以西小滝橋までと明治通り以東の補助169号線の拡幅はありません。当該道路だけを拡幅することは道路として性格上不自然この上もありません。</p> <p>都に対しまして分権という立場からも強く撤廃を申し入れて下さい。</p>	<p>区の都市マスタープランは、都市計画法に基づき東京都が定めます「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることが、法律に規定されています。また、都市計画道路は、広域的な交通ネットワークの形成をめざすものです。ご指摘の場所の拡幅は、賑わい空間の創出やバリアフリーの視点からも、より安全で快適な歩行空間の確保につながり、「賑わい」や「福祉」にも大きく寄与するものです。このため、ご意見は反映しませんでした。</p> <p>道路の幅員ですが、道路の計画は、道路網全体で、人や車の集中や分散などを考慮して行っています。その結果、同じ道路であっても、その場所ごとの交通量に合わせて、道路の幅員が変わる場合があります。</p>	一般
202	6章 6-2-6 戸塚地域 まちづくり 方針	<p>戸塚地域まちづくり方針「4 戸塚地域まちづくり方針図」 前述の「都市の骨格に関するまちづくり方針」の修正に伴い、別紙のように、副都心線西早稲田駅周辺の「生活交流地区」の範囲を戸塚地域も含めるように移動させる。併せて、素案97、99、161、193、201ページの図面を同様に修正する。</p>	<p>「生活交流の心」として丸で示している範囲は、特定の範囲を示すものでありません。このため、素案のままとしました。</p>	地区協議会
203	6章 6-2-7 落合第一 地域まち づくり方針	<p>「落合第一地域まちづくり方針」「(2)地域の主な特性」にあるミニ開発が大問題である。至急対策が必要</p>	<p>区としてもミニ開発に対する対応の検討が必要と認識し、最低敷地面積の設定の検討などを方針に定めています。区は、落合第一地域において、みどりの保全及び良好な住環境の維持、保全を目標とした地区計画の策定に向けて、落合第一地区協議会と話し合いを進めているところです。</p>	一般
204	6章 6-2-7 落合第一 地域まち づくり方針	<p>落合第一地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」「(2)地域のまちづくり方針」「2)道路・交通」 「聖母坂通り」は落合第一地域のシンボル道路である。電柱、電線の地中化について記述願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次の内容(下線部)を追記しました。</p> <p>・聖母坂通り等については、歩行者空間の充実、沿道建築物の質の高いまちなみ景観の誘導などを進め、歩行者優先のみちづくりを進めていきます。また、無電柱化についても、整備手法など実現の可能性を検討していきます。</p>	地区協議会
205	6章 6-2-7 6-2-8 落合第一・落合 第二地域 まちづくり 方針	<p>「七つの都市の森」の中に「落合斜面緑地」があるが、このみどりのラインは落合地域のみどりを含む住環境破壊を食い止める重要な城郭であり、また美しい眺望は特徴ある市街構成要素である。したがって、この地の保全・整備・維持に関する法的制度化が急務である。今期、建築学会で東京大学が落合第一・第二地区の景観について、形成方針の発表があったが、これをタキ台に協議会で早急に対応検討し、落合第一・第二地区同時に具現化する必要がある。保護樹木制度の見直しも必要である。</p>	<p>落合斜面緑地の重要性については、十分認識しています。そのため、新宿区総合計画では「七つの森」の一つに位置づけ、都市の重要な骨格としています。また、みどりの保全については、地元と協議をしながら地区計画も念頭においたまちづくりを進めていきます。東京大学の景観形成方針については、今後策定する予定の「(仮称)景観まちづくり計画」で実現することで考えています。</p> <p>保護樹木制度については、剪定等に対して区の支援の強化を検討していきます。</p>	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
206	6章 6-2-7 6-2-8 落合第一・落合第二地域まちづくり方針	落合地区の緑は年々減少している。高さ制限の低い場所では緑被率が保たれている。落合地区の用途地域及び高さ制限の見直し、防犯対策と併せてみどりの保全・整備にとって必要である。	ご意見のとおり落合地域はみどりが多く、落合斜面緑地を「七つの森」の一つに位置づけ、都市の重要な骨格と位置づけています。区としても、その保全・整備に努めていきたいと考えています。 そのための手段としては、用途地域や高さ制限といった都市計画制度の活用も重要といえます。特に、住環境に配慮すべき住居系の用途地域が指定されている地区は、環境の維持と土地利用の方向性について、バランスの取れた都市計画の指定を行っていきます。	一般
207	6章 6-2-7 落合第一地域まちづくり方針	落合第一地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」 樹木の維持管理への支援について 民地緑地の落合地域でのみどり保全への取り組みには、地権者の資産的な対策や制度の策定、税制面での優遇制度などの検討も必要と思われる。その旨を計画の中に記述願いたい。	ご意見を踏まえ、落合第二地域同様、みどりの充実を図るため、次(下線部)のように制度の策定について追加しました。 また、金銭的な優遇措置など、みどりについての具体的な内容は、事業を進めていく中で検討していきます。 <u>まちのみどりの充実を図ります。</u> <u>みどりを守り、増やし、まちのみどりを充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。</u>	地区協議会
208	6章 6-2-7 落合第一地域まちづくり方針	落合第一地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」 水とみどりの散歩道について 神田川・妙正寺川沿いだけでなく、「みどり」の散歩道づくりの取り組みとして文化財の保存の検討なども合せて具体的に記述願いたい。	ご意見の考え方は「落合第一地域まちづくり方針3(2)5) 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。」に含まれていますので、素案のままとしました。	地区協議会
209	6章 6-2-7 落合第一地域まちづくり方針	「落合第一地域まちづくり方針」 ミニマンションの林立が不安。至急対策が必要。とても「みどり豊かなまち」とは言えない。私有地の問題は国家的課題だが、個人の土地を売りに出す際の区の介入があってもよいと思う。所有権の移動に際し区に届けることもひとつの方法。区会議員の仕事の一つにしてもよい。	区としても、ミニ開発への対応の検討が必要と認識しています。区は、落合第一地域において、みどりの保全及び良好な住環境の維持、保全を目標とした地区計画の策定に向けて、落合第一地区協議会と話し合いを進めているところです。また、敷地の細分化については、地区計画で、敷地面積の最低限度を定めることで防ぐことが可能です。地区計画が定められた区域内で建築や開発を行うときは、工事着手の前に、区へ届出することになりますので、区では、届出を受けた計画が地区計画の内容に適合しているかをチェックすることができます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
210	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>まちづくり方針区素案に対しては、次のような点から記述、表現を見直すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内で最も広い良好な住宅地を維持保全するという視点を強調する。</li> <li>宅地の細分化などにより住宅地の緑が急激に減少している危機的状況を明示する。</li> <li>中井駅の北口開設やバリアフリー化の早期実現の方針を明示する。</li> <li>まちづくりのための多様なルールづくり手法を編み出していく足がかりとする。</li> </ul> <p>そこで、「落合第二地域まちづくり方針」は、以下の項目の内容で修正する。</p> <p>落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(1)地域の位置と成り立ち」</p> <p>「大正末期には、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され「目白文化村」と称されました。それに続く昭和初期に、西落合北部台地の大規模な耕地整理に伴い、整然とした住宅地が整備されました。また、農地から工業地への転用もみられ、妙正寺川流域を中心として低地部に工場の集積が進みました。」</p> <p>「その後、西武池袋線・新宿線の整備、幹線道路の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地より中井の斜面地を含め、住宅地には多くの文化人が居を構え、みどり豊かな閑静な住宅地としての骨格が形成されました。」</p> <p>「また、戦災の被害を受けた、妙正寺川以南の上落合地域は住宅地が形成されましたが、基盤整備が進まず、密集市街地となっています。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のように修正しました。</p> <p>大正末期には、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され「目白文化村」と称されました。昭和初期には、西落合北部台地の大規模な耕地整理に伴い、整然とした住宅地が整備されました。また、農地から工業地への転用もみられ、妙正寺川流域を中心として低地部に工場の集積が進みました。</p> <p>その後、西武池袋線・新宿線の開通、幹線道路の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地より中井の斜面地を含め、住宅地には多くの文化人が居を構え、みどり豊かな閑静な住宅地としての骨格が形成されました。</p> <p>みどりの減少等の影響もあり、まちの装いも徐々に変化していますが、台地部は斜面緑地や屋敷林など、みどりに恵まれた住宅地を中心としたまちです。</p> <p>また、戦災の被害を受けた妙正寺川以南の上落合地域は、住宅地が形成されましたが、基盤整備が進まず、密集市街地となっています。</p>	地区協議会
211	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の主な特性」</p> <p>以下の内容で修正する。</p> <p>住居系の土地利用を中心とした地域です。</p> <p>「近年では、住民の世代交代等により、敷地の細分化、集合住宅の建設等により良好な住宅地の環境が損なわれてきています。また、西落合一・二丁目には昔より営業している工場も立地しています。」</p>	<p>周辺環境との調和を図ることは、集合住宅であっても可能と考えています。このため、素案のままとしました。</p>	地区協議会
212	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の主な特性」</p> <p>以下の内容で修正する。</p> <p>歩行者と自動車との共生を目指す地域です。</p> <p>西落合三・四丁目地域は、生活道路への通過交通の流入対策や、歩行者の安全等に配慮した、歩行者と自動車との共生を目指したコミュニティゾーンが設定され、その一部に対応した道路整備がされています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり修正しました。</p> <p>西落合三・四丁目地域は、生活道路への通過交通の流入対策や、歩行者の安全等に配慮した、歩行者と自動車との共生をめざすコミュニティゾーンが整備されています。</p>	地区協議会
213	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の主な特性」</p> <p>以下の内容で修正する。</p> <p>自然資源に恵まれています。</p> <p>東西に伸びる斜面緑地が形成され、自然資源に恵まれています。</p> <p>また、住宅地は緑が比較的多く保たれてきて、大規模公園が少ない中で、区平均レベルの緑被率を保っています。しかし、近年ではミニ開発等により緑被率が急激に低下しています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり修正しました。</p> <p>東西に伸びる斜面緑地が形成され、自然資源に恵まれています。</p> <p>また、<u>区内の住宅地の中でも、みどりが多く保全されている地域です。</u>しかし、近年ではミニ開発等により減少しています。</p>	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
214	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の 主な特性」 以下の内容で修正する。  古き良き住宅地の面影を残す地域です。 大正期に開発された住宅地「目白文化村」、昭和初期に 耕地整理が行われた西落合三・四丁目等は、西武線の整 備を受けた近郊の宅地開発の歴史を物語る貴重な住宅地 となっています。	ご意見を踏まえ、次(下線部)のとおり修正しました。  大正期に開発された住宅地「目白文化村」、昭和初 期に耕地整理が行われた西落合三・四丁目等は、西 武線の開通を受けた宅地開発の歴史を物語る古き良 き面影を残す住宅地となっています。	地区 協議会
215	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「1 地域の概況」「(2)地域の 主な特性」に 「緑被率の変化の表」を挿入する。	ご意見を反映しました。	地区 協議会
216	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」「(1)都 市の骨格に関するまちづくり方針」 以下の内容で修正する。  「生活交流の心」の整備としてまず、西武線中井駅の北 口開設やバリアフリー化の早期実現を図るほか、中井駅周 辺について、立体横断道路、エレベータ等鉄道関連施設を 充実させ、良好な駅前環境を整備します。また、東西線落 合駅、大江戸線落合南長崎駅・中井駅、西武線中井駅付 近の自転車駐車場や自転車等整理区画を拡充整備しま す。	「都市の骨格に関するまちづくり方針」は、新宿区の 将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を 示す「将来の都市構造」を受けて、記述するものです。 ご意見の中井駅の北口開設やバリアフリー化、駐輪 場の整備などは、「落合第二地域まちづくり方針」の3 (2)まちづくりの方針」において記述されています。ご 意見の内容は、反映されていますので、素案のままとし ました。	地区 協議会
217	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」「(1)都 市の骨格に関するまちづくり方針」 以下を追加する。  面としての住宅地の緑の保全に努めていきます。	「都市の骨格に関するまちづくり方針」は、新宿区の 将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を 示す「将来の都市構造」を受けて、記述するものです。 また、「みどりの充実」という考え方には、面的に広げ るという考え方が含まれています。このため、素案の ままとしました。	地区 協議会
218	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」「(2)地 域のまちづくり方針」「1)土地利用・市街地整備」 以下の内容で修正する。  良好な低層住宅地の保全を図ります。 ・地域住民と協働して、地区計画等のまちづくり制度の活用 により、宅地細分化の防止や、宅地内の緑化、集合住宅の 周辺環境との調和など、良好な住環境の維持・保全のため のルールづくりを進めていきます。	ご意見を反映しました。	地区 協議会
219	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」「(2)地 域のまちづくり方針」「2)道路・交通」 以下の内容で修正する。  住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。 追加 ・幹線道路の整備に際しては、公害等の環境管理を住民の 目に見える形で適切に進めます。	「人にやさしいまちづくり方針3(4)環境に配慮したま ちづくり」において、「大気汚染や騒音・振動の緩和を 図るため、幹線道路の整備や更なる発生源対策を関 係行政機関とともに進めていきます。」という方針を掲 げています。ご意見の趣旨は、反映されていますの で、素案のままとしました。	地区 協議会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
220	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 以下の内容で修正する。  居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めていきます。 ・現在のコミュニティゾーンの徹底化や拡大等により、自動車の通過交通を抑制するなど、歩行者を優先させ生活道路づくりを進めていきます。	ご意見の趣旨は反映されていますので、素案のままとしました。	地区協議会
221	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「2)道路・交通」 以下の内容で修正する。  駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実していきます。 ・西武線中井駅の北口開設を平成12年に調整された計画に基づいて進めることや、駅舎の改修によるバリアフリー化、中井駅周辺の踏み切り対策を進めること等を鉄道事業者に要請していきます。また、歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくりを進めていきます。	法定計画である都市マスタープランは、中井駅の北口開設の事業などの上位の計画になります。ご意見の平成12年に調整された計画は、都市マスタープランに基づく計画になります。また、駅舎のバリアフリーについては、「落合第二地域まちづくり方針3(2)5) 人にやさしいまちづくりを推進します。」に記述しています。ご意見の趣旨は、反映されていますので、素案のままとしました。	地区協議会
222	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「3)安全・安心まちづくり」 以下の内容で修正する。  火災・地震に強いまちづくりを進めます。 ・細街路の拡幅整備、消防水利の確保、無電柱化等による「災害時道路」の確保等により、まちの防災機能の向上を図ります。	道路の無電柱化は、地震等による災害時の安全性の向上に有効な一つの手法です。このため、都市交通整備の方針及び防災まちづくりの方針において、道路の無電柱化を方針に掲げています。しかし、無電化にあっては、その道路の幅員により困難な場合があります。素案のままとしました。	地区協議会
223	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「3)安全・安心まちづくり」 以下の内容で修正する。  犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。 ・街路灯の設置等により犯罪がおきにくくなるよう、防犯環境設計に基づくまちづくりを地域住民とともに進めていきます。	防犯環境設計は、防犯まちづくりの考え方の一つの例示です。ご意見の内容は方針に反映されていますので、素案のままとしました。	地区協議会
224	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」 以下の内容で修正する。  利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。 追加 ・「利用者同士の交流」「地域環境の保全」「利用者の身体機能の強化、維持」などの視点からの公園整備方針を確立します。	ご意見の趣旨は、反映してしますので、素案のままとしました。公園の整備にあたっては、改修などの機会を捉え、利用者の意見を踏まえて、その公園にあった内容を検討していきます。	地区協議会

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
225	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「4)みどり・公園」 以下の内容で修正する。</p> <p><u>急激に減少している住宅地のみどりを保全するための新たな取り組みを推進します。</u> ・みどりを守り、増やし、まちのみどりを充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。 ・斜面緑地や屋敷林、寺社等を活用して地区全体を被う「面」として住宅地の緑の保全を図るため、保護樹林等みどりに関する制度の充実を検討していきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、住宅地のみどりを保全するという視点から、次(下線部)のように修正するとともに、落合地域のみどりについては、みどり・公園整備の方針図に「みどりの記憶」として追加して、位置づけました。また、ご意見の「新たな取組み」や「面としての住宅地の緑の保全」については、これらの方針に趣旨が反映されていますので素案のままとしました。</p> <p>まちのみどりの充実を図ります。 ・<u>落合斜面緑地や住宅地等のまちのみどりを守り、増やし、充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。</u></p>	地区協議会
226	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>中井駅周辺をトランジットモール地域(基本的にカーフリー)としたまちづくりを提案する。 落合地区には斜面地(中井・下落合・中落合地域)が多くあるが、高齢者にとって境界をつくらないための通行手段として斜面交通等の施策が必要。</p>	<p>トランジットモール化につきましては、今後、中井駅周辺整備を検討する中で、交通量調査や周辺状況等を考慮し、実現の可能性について検討していくことになります。また、落合地域の交通手段については「都市交通整備の方針」及び「落合第二地域まちづくり方針」において、コミュニティバス等の導入を検討することを方針に掲げています。地域のニーズ等を踏まえ、その導入の可能性を含めて検討していきます。</p>	一般
227	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>1 落合第二地域まちづくり方針にある「住宅地のミニ開発等によりみどりが減少傾向にある」という点については全く同感。地域のみどりの50%は住宅地の緑からなるという現実から考えて、既存の樹木をへらさない(開発時の伐採、保護樹林の指定解除) 緑地率を少しでも高める(緑化計画書提出敷地面積 250㎡ 0㎡とする)等々、まちのルールができないか提案してきた。(平成6年「まちづくりに関する提言」小野田区長に提出)</p> <p>素案では、2 地域の将来像 に「住みつけられるみどり豊かなまち落合」とあります。また、みどりに対する実施方法として「地区計画」が上げられていますが、本当に既存樹林をへらさない、緑地率を高める。ルールづくりが可能でしょうか。</p> <p>2 住民が「住宅地のみどり」を保全・増加しようとして、区にルールづくりの協力をお願いしている事を考慮して、「地域が主体に進めるまちづくり」に「住宅地の緑の保全と増加をはかるルールづくりを進めています。」を入れてほしい。また方針図に「良好な住環境・みどりの保全と増加をはかるまちづくりルールの検討」を第一種低層住居専用地域部分に入れてほしい。</p>	<p>1 平成16年に「都市緑地法」ができ、都市計画法の地域地区である特別緑地保全地区や地区計画の区域内に緑地の保全条例を定めるなどの制度が創設されました。今後、他の自治体での導入事例を調査し、区での適用を検討していきます。</p> <p>2 素案の地域説明会でも、ご意見と同様の要望が寄せられました。ご意見を踏まえて、次(下線部)のとおり方針の内容を充実するとともに、落合地域のみどりについては、みどり・公園整備の方針図に「みどりの記憶」として追加して、位置づけました。</p> <p>「地域が主体に進めるまちづくり」に、<u>住宅地の住環境とみどり保全・充実のため、まちづくりルールの検討を進めます。</u> <u>住宅地の良好な住環境やみどりを保全、充実していくため、まちづくりのルールの検討を進めていきます。</u></p> <p>また、地域のまちづくり方針の「みどり・公園」に、<u>まちのみどりの充実を図ります。</u> ・<u>落合斜面緑地や住宅地等まちのみどりを守り、増やし、充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。</u></p>	一般
228	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	<p>落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「地域が主体に進めるまちづくり」</p> <p>【地域住民が主体となって進めるまちづくり活動の主な内容】</p> <p>以下の内容を追加する。</p> <p><u>良好な住環境・みどりを保全していくため、まちづくりのルールの検討を進めていきます。</u></p>	<p>地域には、住民、事業者などを含むという考えであることなどにより、「地域が主体に進めるまちづくり」のままとしました。</p> <p>また、 については、次(下線部)のとおりご意見を反映しました。</p> <p><u>住宅地の住環境とみどり保全・充実のため、まちづくりルールの検討を進めます。</u> ・<u>住宅地の良好な住環境やみどりを保全、充実していくため、まちづくりのルールの検討を進めていきます。</u></p>	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
229	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「地域が主体に進めるまちづくり」以下の内容を追加する。  高齢者・障害者がまちで積極的に暮らせる場や組織づくりを進めます。 ・高齢者クラブ組織に前期高齢者の参加を促進させ、前期高齢者が持つ技能や活動力などを地域で活かせる仕組みづくりを行います。また、一人暮らしの高齢者も気軽に参加、交流し、健康で楽しい生活ができるような場を設けます。	ご意見のとおり修正しました。	地区協議会
230	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	落合第二地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」(2)地域のまちづくり方針「地域が主体に進めるまちづくり」以下の内容を追加する。  安心して暮らせる防犯まちづくり活動を行います。 ・まちをあげて、防犯のための秩序維持などのまちづくり活動を進めていきます。	ご意見の内容は、含まれていますので、素案のままとしました。	地区協議会
231	6章 6-2-8 落合第二 地域まち づくり方針	「落合第二地域まちづくり方針図」に追記する(まちづくり方針内容との整合性を図るため)。 ・補26号線、補220号線の名称・図示を入れる。 ・別紙修正案の内容を入れる。 (「良好な住環境・みどりを保全していくためのまちづくりルール」の検討、「道路整備等による防災機能の強化」など)	・都市計画道路補助第26号線、補助第220号線については、都市交通整備方針図に、位置及び名称を図示しました。 ・ご意見の内容は、落合第二地域全域にかかる方針として、3)安全・安心まちづくりや、4)みどり・公園の方針に含まれています。このため、素案のままとしました。	地区協議会
232	6章 6-2-9 柏木地域 まちづくり 方針	柏木地域まちづくり方針「1 地域の概況」(2)地域の主な特性 「みどりが少ない地域です。」の記述内容について 「また、開発等により周辺部の緑化が進んでいますが、」の文章は、すべての開発におけるメリットとなるような誤解を与えるので、適切ではありません。	ご意見を踏まえ、次(下線部)のように修正しました。  北新宿公園、北柏木公園等の公園が、地域内に点在していますが、公園面積の少ない地域です。また、緑被率も減少傾向にあり、区内でも複地域に次いで緑被率の低い地域になっています。	地区協議会
233	6章 6-2-9 柏木地域 まちづくり 方針	柏木地域まちづくり方針「1 地域の将来像」 2まちづくりの目標について 「それは、地区住民による自主的なアンケート結果にも見られるように」という文言記載は、柏木地区協議会として不可欠です。このアンケート実施は他の地区協議会と異なり柏木地区の大きな特徴です。意見書 答申時にその意味を述べ要望したにもかかわらず今回素案では削除されています。アンケートの実施とその結果は重要であり、当協議会の長所です。なぜ、削除したのかその理由を聞かせてください。重ねて、この短い文言については記載して欲しい旨要望します。	アンケート調査は、地区別まちづくり方針意見書をまとめたうえで、有効な取り組みであると認識しています。しかし、アンケート調査は、意見書をまとめるにあたっての一つの検討経過ですので、計画には記述しませんでした。しかし、総合計画の資料として、各地区協議会や新宿区民会議での経過を掲載することにしていきますので、その中で、アンケート調査についても記述していきます。	地区協議会

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
234	6章 6-2-9 柏木地域 まちづくり 方針	4地域別の「まちづくり方針」に記載される内容が一般的・抽象的表現で、地域の特性が反映されていません。 柏木地域で行わなければならないこと、地域の個性を生かした方針について、配慮が必要だと思えます。 特に、北新宿一丁目から三丁目のまちづくりについて、地区計画等の活用をうたっていますが、地区計画によるまちづくりは基本的に建築物の更新を重ねることにより実現するもので、非常に長期にわたるものです。そのため、公的助成・支援施策によるインセンティブも必要で、これについての具体的記述或いは個別計画との整合性が必要と考えます。	まちづくり方針は、都市計画や事業などを進めるにあたっての方針として定めるものです。このため、具体的な内容は、事業などを進める際に定めることとなります。また、ご意見の助成等による支援策については、具体の事業を進めるにあたって、その必要性を含めて検討していきます。 新宿区の都市計画や、現在改定作業中の住宅マスタープランなどの個別計画は、この総合計画を受け、整合を図って定められることになります。	地区協議会
235	6章 6-2-9 柏木地域 まちづくり 方針	柏木地域まちづくり方針「3 まちづくりの方針」 (1)答申に示された【まちづくりソフト施策等】という表現を一律に【地域が主体に進めるまちづくり】に変更しているがその理由を説明してください。さらにこの表現では行政が一手手を引くようにとられがちです。 (2)答申に示された柏木地区の【まちづくりのソフト施策等】から削除された項目について理由を説明してください。これらの施策は区と地域と双方で行うべきと考えています。	地域別まちづくり方針は、都市計画法に基づく都市マスタープランの一部です。この都市マスタープランは、都市施設などのハードに関するまちづくり計画であるため、例えば、ホームレス対策のようなソフト的な事項は含まれません。このため、都市計画審議会の答申では、「まちづくりのソフト施策等」とされ、基本計画等の区の計画や事業、また、地域の自主的な活動により進めらるものという整理がされていました。削除しました「公園内におけるペットを放せる広場の確保の検討」や「外国人向けのパンフレットや案内表示の設置の検討」などは、現在、区として取り組んでいる内容ですので、削除したものです。	地区協議会
236	6章 6-2-10 新宿駅周 辺地域ま ちづくり 方針	新宿駅周辺地域のまちづくり方針について この地域の名称が、新宿駅周辺にひと括りにされていることである。西新宿のこの地域は、古くから角筈とよばれ、出張所も角筈の名前で存在し、しかも新宿駅から数kmも離れているにもかかわらず、新宿駅周辺との名称を使うのは、無理があると考え。新宿駅周辺から切り離して「角筈地域」と分けるべきである。	新宿駅東口一帯は、角筈特別出張所管轄区域である新宿駅西口と密接な関係があります。また、地区協議会においても、一体として検討いただいたことから、新宿駅周辺地域として方針を定めています。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
237	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>総合的に見れば、区民会議、地区協議会をベースに、多数の区民の意見を取り入れた審議会意見をそれなりに反映したものでテーマが区政全般に広範に亘り、期間が10年、20年に及ぶ長期間を対象にしている事を勘案すれば、多数の方々のエネルギーの結集の成果であり、一定の評価が与えられて然るべきものとする。</p> <p>しかし、個別テーマに踏み込んで詳細に内容を目を向ければ、こと私の担当分野に関してでも極めて問題多く、このまま見過ごしえない、直ちに計画の具体化、乃至変更に取り組んで頂きたいものが多い。</p> <p>とりあえず5点に絞って項目をあげる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 西新宿三丁目西地区再開発(現状で推移すれば地域の将来に禍根を残す)</li> <li>2. 西新宿四丁目南開発(都営住宅跡地、元西新宿中学校用地、セブンシティ跡地ビル)</li> <li>3. 両地区間の水道道路の拡幅(現場を見られたい、今回の構想・計画の中の位置づけは?)</li> <li>4. 以上にさらに西新宿四丁目・五丁目の密集地域を加えた総合的に検討したまちづくり計画の見直し(素案の図面から推測するとお座なりと判断せざるを得ない)</li> <li>5. 新宿駅周辺の西口広場、中央公園の動線整備のオペラシティ街区に達する水道道路整備</li> </ol> <p>特に1、2、3については平成14年以来、具体的に新宿区長、都市計画部長以下関係組織に繰り返し繰り返し要望していたものであり、いまだに誠意ある対応をいただけていない。</p> <p>早急に関連部局連携の上、責任者による話し合いを進めていただきたい。</p> <p>月1回開催予定の新宿駅周辺地区協議会都市マスタープラン分科会に出席し、説明いただきたい。</p> <p>平成20年3月までに本件について新宿区長名による回答文書をいただきたい。</p> <p>本件は、新宿駅周辺地区協議会都市マスタープラン分科会を核に、各位の強力を得て進路を図りたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 西新宿三丁目西地区の準備組合は、市街地再開発事業の推進に向け平成13年8月に発足し、以後勉強会、見学会など様々な活動を行い事業化に向けた活動が進められています。今後も地元組織と区と協働で関係権利者及び関係機関との協議を進め、良好な市街地環境に資すまちづくりをめざしていきます。</li> <li>2. 西新宿四丁目南開発については、現在、「角筈アパート跡地利用を考える会」が中心となり、地域住民による精力的な検討が行われています。区としては、地権者である東京都にも働きかけながら、地域住民の希望に沿う利用形態となるよう、今後も取組みを継続していきます。</li> <li>3. ご意見の水道道路の事業は、完了しています。総合計画では、水道道路(補助第61号線)を「地域幹線道路」と位置づけ、街路樹の整備やバリアフリー化等を促進することを方針にしています。</li> <li>4. 西新宿四、五丁目については、新宿駅周辺地域まちづくり方針図で「住環境の向上」を方針に掲げています。この地区は、密集市街地であることから、住環境の向上に向けた誘導を進めていきます。</li> <li>5. 都市計画としての水道道路の整備は完了しています。また、当該道路の整備方針は、上述の3のとおりです。</li> </ol> <p>ご意見に対しての「区の対応・考え方」は、上述のとおりです。</p> <p>地区協議会で、説明を希望されている内容をお知らせください。</p> <p>本文書による回答とさせていただきます。</p>	一般
238	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>京王新線 西参道付近の新駅設置について</p> <p>区財政への影響が少ないにも係らず地域に与える効果の大きい新駅設置について、新宿区総合計画(都市マスタープラン)に是非位置付けてほしい。周辺住民の要望を取り入れてもらいたい。</p>		一般
239	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>西新宿三丁目に住む高齢者の私にとって、新宿駅までのアクセスの方法として徒歩、バス、タクシー等があるがいずれも一長一短がある。鉄道のような安定した交通手段が欲しくなって不思議ではない。そこで西参道附近に鉄道の駅が出来ると非常に良い。初台駅と新宿駅の間駅があっても違和感はないし、東京の交通機関の便利感覚からしても言えることである。</p> <p>更に地元の人のみならず、この辺の企業に勤めるサラリーマンや企業を訪れる人にとっても非常に効果的な交通手段と思われる。</p> <p>ぜひ、京王新線の西参道附近に新駅を作ってほしい。</p>	<p>ご意見の新駅の設置については、区としては、周辺のまちづくりや利用状況等を考慮し、鉄道事業者に働きかけていくことを検討していきます。</p>	一般
240	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>大江戸線には都庁前、西新宿五丁目、丸の内線は西新宿の駅があるが、京王線は初台(渋谷区)まで駅がなく、住民の日常生活や企業活動に非常に大きな不便を感じている。新宿からの距離を考えれば、中野坂上と初台はほぼ等距離であり、丸の内線の西新宿に匹敵する新駅の設置は急務であるとする。</p>		一般
241	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>新宿駅を中心にした計画は結構なものである。戦前は、京王線の初台から新宿までは、西参道、天神橋、新町と駅が3つあったが、戦災でなくなり、不便を感じている。</p> <p>是非、西参道の駅を作るようにしてほしい。</p>		一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区の対応・考え方	
242	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>計画はあくまで駅中心であり、波及効果を計算していない。新宿～初台間には、戦前、駅が3つあったが、戦災でなくなり、500mのエアポケットがある。今は、パークタワーまでビルが建っているが、駅がなく、苦勞している。元の西参道駅を作るように計画してほしい。</p> <p>また、本年4月の建物高さ制限でも、西新宿三丁目地区を外している。</p> <p>区の考え方の整合性をつけてほしい。</p>	<p>ご意見の新駅の設置については、区としては、周辺のまちづくりや利用状況等を考慮し、鉄道事業者に働きかけていくことを検討していきます。</p> <p>また、高さ制限については「周辺市街地の都市環境との調和などに十分配慮した都市開発事業の促進」を整備目標として、都市再生緊急整備地域に指定しており、高度地区による高さ制限は設定していません。</p>	一般
243	6章 6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	<p>今回区素案では、事業手法をより明確化し、“賑わいと都心居住が調和した市街地再開発事業等によるまちづくり”と更に一步踏み込んで位置づけられていることに感謝する。</p> <p>現在、事業推進体制の強化に取り組んでいるが、今回の素案において、当地区(西新宿三丁目西地区)市街地再開発事業を積極的に位置づけることは、まちづくりの具体化に不可欠な地元合意、強力な事業推進体制、力強い行政支援の三本柱が体をなす。当準備組合としても、地域の皆様が共に安心して住み続けられ、後世に引き継ぐに足る魅力的なまちづくりを実現するためには、街区一体での再開発が不可欠であるとの認識のもと、不退転の決意で取り組んでいきたい。新宿区担当課もより一層の事業推進支援を頂くことを切に願う。</p>	<p>当市街地再開発事業は、既成市街地における細分化された宅地や老朽化した建築物の敷地を広く統合し、建築物の共同化等土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために不可欠と考えています。当地区の整備等については、今後も地元組織と協働で進め、安全で安心な都市環境づくりを図っていきます。</p>	一般
244	6章 その他まちづくり方針	<p>新宿区に届け出て、かつエリアを特定して活動している再開発準備組合や協議会などについては、「まちづくり方針」あるいは「地域別まちづくり方針」の中で、「地域まちづくりの動向」などの項目を起こして、エリア情報や主な活動目的等を掲載すべきではないか。</p> <p>今回の基本構想・総合計画の地域重視の視点を鑑みると、各分野の概況あるいは各地域の概況の整理として、各地域の人口、面積等の緒元データに加えて「地域まちづくりの動向」を掲載し、これを起点に今後のまちづくりを考えていくというストーリーが重要であり、区民にとっても、計画の一貫性がわかりやすくなるものと考え。また、そういったストーリーで計画を組み立てているということを目にみえるかたちで示すことで、現在活動している地域の方々の励みにもなり、より一層の活動推進が図れると考える。</p>	<p>区では、ご指摘の趣旨も含め、新宿まちづくりマップを作成しています。この中で、地区計画策定区域や市街地再開発事業を実施している地区などを示しています。このまちづくりマップは、一定期間ごとに修正を加えていますので、より新しい動向をお知らせできるようにしています。</p>	一般
245	6章 その他まちづくり方針	<p>まちづくり方針は、20年先までの思いと夢の話なので、実現できるまではいろいろと検討して実行していくことに賛成である</p>	<p>区民との協働により、まちづくり方針に定めた内容の実現をめざしていきます。</p>	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
246	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1	基本方針と基本目標の関係は、あまり良く分からない。個別目標で数値等の具体的で後から検証できる特定された目標がないと行政評価がしにくいと思う。例えば、「窓口サービスの利便性の向上」といった場合、何を以て「利便性」とし、「向上」とはどのような指標をどのレベルまであげるのか、具体的に示さないと実行計画に結びつかないと思う。	基本方針を受け、区民起点の区政運営を進めるにあたって、基本的な取組みの視点として、二つの基本目標を位置づけました。 また、個別目標には、数値目標を指標として設けており、行政評価では、この指標を定期的に検証していくことで、目標の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、施策等の見直しを行います。	一般
247	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1	広報紙は新聞折込になっているが、町会に切り替えることはいろんな意味で区政に役立つので検討して欲しい。	新聞折込みは、経費を増やさずに広報紙をより多くの区民に配布できる方法と考えています。新聞未購読者への対応策としては、区施設、駅、郵便局、スーパー等に専用スタンドを設置しています。また、今後は区内約50店舗の新聞販売店の協力で、店頭スタンドでの配布も行っていく予定です。配布方法を町会に切り替えることについては、即時性、町会未加入者への対応等多くの課題があり、現在のところ困難と考えています。	一般
248	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1	高齢者に対する対応策 出前受け、(事前連絡又は事前申請)職員が訪問して申請業務を受け付ける体制作り。書類の安全上として書留郵便にて発行し受領確認が取れる方法とする。	高齢者の方に対しては、ご要望に応じて返信用封筒を同封のうえ申請書を郵送したり、ケアマネジャー等からの代理申請を受け付けるなど、可能な限り柔軟な対応を努めているところです。また、区や地域包括支援センターでは、地域の高齢者に関する様々な相談に総合的に応じ、必要に応じてご自宅を訪問してお話を伺うなどしているところです。今後も高齢者の方の負担にならないような申請受付業務に努めていきます。	一般
249	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1	ホームページについては、高齢化社会に必ずしも適応できているとは思えない。高齢者が情報を得る方法の検討が必要。	高齢者や障害のある人など、すべての区民が、見やすく、分かりやすく、情報を見つけやすい、「バリアフリー化された」ホームページをめざしていきます。また、インターネットを利用しない人でも情報を得やすいように、広報紙や暮らしのガイドを充実するとともに、コールセンターの設置等を行っていきます。	一般
250	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1	利用者(住民)が窓口に行って様々な申請を行う場合、利用者が移動するのではなく、必要なものを準備して職員が窓口に来て利用者に必要なサービスを自発的に説明し利用できるようなしてほしい。	特別出張所では、多くの手続きを一つの窓口で対応できるようにしていますが、本庁舎では、スペース確保の課題があり、一つの窓口で対応できない状況にあります。現在、戸籍住民課と国保年金課の窓口フロアアシスタントを配置し、窓口・申請書の記入方法についての説明・誘導を行うとともに、各窓口職員が利用者に必要なサービスを考慮し、担当窓口の案内に努めています。 今後、新しい庁舎の建設や改築を含めた、本庁舎のあり方について、各種の情報を集めるなど、研究を始めたいと考えています。	一般
251	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1	区役所サービス向上は、より努力を希望する。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。 総合計画の区政運営編、基本目標 に「好感度一番の区役所の実現」を掲げ、第一次実行計画で実行していきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
252	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-1 7-1-2	<p>審議会答申 - 3</p> <p>この項は区政運営編に盛り込まれている。区民ニーズに的確に対応した効果的な公共サービスの提供を望みたい。透明性の確保の充実について具体的な計画事業を検討して欲しい。また、新たな公会計制度の導入により、事業遂行と財政運営とを包括的に分かりやすく理解できる区政情報の開示を行うよう検討して欲しい。</p> <p>行政評価制度の存在や方法を積極的に情報公開し、より多くの区民の声を反映することが望まれる。</p> <p>行政評価の改善という視点は行政評価制度の中で検討されていくと考えられるが、現在の指標設定のあり方には疑問を感じる。それぞれの事業・事業群が、行政以外の主体が実施する事業との関連も含めて、地域の実際の公共需要に的確に対応しているか否かを簡潔に判断し評価することができる、より実践的な数値設定が必須である。</p>	<p>ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。</p> <p>区民起点の区政運営を進めるにあたって、二つの基本目標を掲げています。この取組みの方向は、区民ニーズに的確に対応した効果的な公共サービスの提供をめざすものです。</p> <p>透明性の確保の充実として、第一次実行計画において、新たな公会計制度の検討を進めることを予定しています。</p> <p>行政評価制度については、広報やホームページで周知しています。また、平成19年9月4日に「新宿区外部評価委員会」を設置しました。委員会は、学識を有する方3名、区広報及びホームページによる公募区民6名、区内各種団体の構成員6名、合計15名で構成されています。今後、外部評価の結果を区長に報告していただき、区長は内部評価と外部評価の結果を総合的に判断して、予算に反映していきます。また、予算への反映状況についても公表し、区民意見を聞いていきます。</p> <p>総合計画として指標を示しました。今後、外部評価を行う中で、指標についての審議もなされていくものと考えています。</p>	一般
253	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-2	<p>基本構想審議会の答申のなかで、提案として「区民と専門家によるチェックのしくみの創設」があるが、本素案ではほとんど提案に対する対応がない。</p> <p>これまで内部評価が中心であったものを、区民の参画、協働の意味からも、外部からの評価を取り入れることが必要。</p> <p>計画の進捗状況のチェックにぜひ、区民も参加した評価組織の創設を早期に実現できるよう期待する。</p>	<p>ご意見の趣旨は、区政運営編の個別目標「 - 2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行」にすでに盛り込まれていますが、表現を修正しました。</p> <p>基本構想審議会の提案を踏まえて、平成19年9月4日に「新宿区外部評価委員会」を設置しました。委員会は、学識を有する方3名、区広報及びホームページによる公募区民6名、区内各種団体の構成員6名、合計15名で構成されています。今後、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、外部評価の仕組みを確立していきます。</p>	一般
254	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-2	<p>内容の充実した計画であると感じた。計画の具体的推進に大きな期待を持つとともに、区民の立場で参画していくことの責務を感じざるを得ない。</p> <p>あえて付言すると、計画は実行されてはじめて意義を持つわけで、是非、計画の実現をチェックし、フォローする体制にも、意を注いでほしい。</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>計画事業を対象に、毎年度行政評価を実施し、達成度を評価して、広報やホームページでお知らせしています。</p> <p>19年度から外部評価の仕組みも取り入れました。</p> <p>今後、一層、客観性・透明性を高めた評価を行い、周知していきます。</p>	一般
255	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-2	<p>一番納得が出来ないことは、審議会において「今までは基本構想に対する進捗管理・評価をするシステムが無かったので今般は必ず設置すべき」と総括項目として答申をさせてもらった。ところが、「区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行」の一部に組み込まれ、全く今までと進歩が無く、行政として評価を避けているように見え、理解が出来ない。</p> <p>また、この点を説明会にてご質問をさせてもらったところ、意見を考慮するような回答をしながら、他の質問者から再度追求をされると「実はもうメンバ - も決まりました」と説明も変わり、「区報で公募も決まり、本日第一回の会合もありました」との説明であり納得が出来ない。少なくとも審議会構成員、また審議会発足時に地区協議会を重視してもらったわけだから、お話しがあってもよいのではと思われる。行政得意の密室的な決め方と批判を受けても仕方がないものと思う。もし評価委員が決まっているのであれば、計画に対する評価も至急出し、公表すべきであると思う。</p>	<p>ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれていますが、表現を修正しました。</p> <p>基本構想審議会の提案を踏まえて、平成19年9月4日に「新宿区外部評価委員会」を設置しました。委員会は、学識を有する方3名、区広報及びホームページによる公募区民6名、区内各種団体の構成員6名、合計15名で構成されています。委員には、基本構想審議会委員、区民会議委員、地区協議会委員の経験者も入っています。今後、外部評価の結果を区長に報告していただき、区長は内部評価と外部評価の結果を総合的に判断して、予算に反映していきます。評価の結果は、総合計画・第一次実行計画に対する評価でもあります。予算への反映状況についても公表し、区民意見を聞いていきます。</p> <p>また、総合計画として、指標を示しました。今後、外部評価を行う中で、指標についての審議もなされていくものと考えています。外部評価委員会の会議概要については、ホームページと区政情報コーナーでご覧いただけます。</p>	一般

2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
256	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-2	進行管理について 総合計画に、計画の進行管理、評価・見直しに関する基本的な考え方が表記されていないので、検討してください。 区政運営編に「施策の企画立案・実施・評価・改善」に記述はありますが、総合計画自体の考え方あるいは仕組みについては、個別具体的な目標や施策として独立した項目で盛り込む必要があると思います。	総合計画は「まちづくり編」と「区政運営編」で構成されています。「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示し、「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示しています。 こうした構成により、区政運営編の個別目標「 - 2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行」に示していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、課題として明示するとともに、施策の基本的考え方に、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、外部評価の仕組みを導入していくことを盛り込みました。	地区協議会
257	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-2 7-2-2	実行計画・結果や行政評価には量・質・時間の報告が必要である。このような社会工学的な背景を持たない管理体制は自治体の歳入が潤沢だからであり、不公平の原因である。さらに、箱物新設は用途目的をしっかりと審査すると同時に、区の遊休施設の活用を考えてほしい。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。 行政評価制度については、広報やホームページで周知しています。また、平成19年9月4日に「新宿区外部評価委員会」を設置しました。委員会は、学識を有する方3名、区広報及びホームページによる公募区民6名、区内各種団体の構成員6名、合計15名で構成されています。今後、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るため、外部評価の仕組みを確立していきます。 施設については、新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討します。また、施設の再編・統廃合後は、地域において新たな需要が認められる場合は、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の中で、跡活用を検討し、それ以外の場合は、機能統合、施設廃止を進め、財源確保のために有効活用していきます。	一般
258	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	職員の担当町会制度 2名～8名を1町会の担当とする。現場を良く見て区民が必要としているサービスは何かを理解して、言われる前に必要な新たなサービスが必要な時にとれる体制を職員自身が区民サイドに立って行うことが必要。	区民の目線から地域の課題と需要を把握し、区が果たすべき役割と的確にとらえ、区民とともにまちづくりを推進することができる専門能力と意欲を持った職員を育成していきます。	一般
259	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	好感度一番が区役所本庁舎のみでなく、区が採用している職員全員のものになってほしい。現状はまだです。気持ちが入っていないお役人根性丸出しといった感じの職員をよく見かける。事務能力以上に精神面の教育が大切で、特にこれから採用される若者については慎重さが要求される。	現在、区では区民にこれまで以上に満足していただけるような好感度一番の区役所の実現をめざしています。そのため、本庁舎だけではなく、特別出張所など本庁舎以外の職員に対しても接遇研修を強化して行っています。また、特に新規採用職員に対しては、まちを歩き、まちの中で区民から直接話を聞く研修を行い、区民の立場を理解した柔軟な対応ができる職員の育成に取り組んでいます。	一般
260	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	窓口サービスは、区の内部機構の細分化・複雑化により職務分担が不明確なため、窓口にはマルチな対応ができる職員の養成と配置が望まれる。	区では、職員が幅広い知識や技能を身に付けるために、採用後3～4年の間隔で異なる業務の職場を経験できるような人事配置を行っています。そして、窓口にもそのような職員を配置しています。そのうえで、今後は、さらに専門性を有する職員の育成を図り、窓口サービスの一層の向上に努めていきます。	一般
261	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	職員の人材育成は大至急行うべき。また地域の状況把握は常時行われるべきで、このためには専門的職能よりもマルチな能力・識見をもった人材が望まれる。区会議員が積極的に参加を考えてもよい。	国や都に対して意見の言える専門的な能力を持った職員を育成するとともに、幅広い知識と能力を持ち、地域の要望等に柔軟に対応できる職員の育成にも力を入れていきます。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
262	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	前向きばかりでなく、所内の職員意識はどうか。対区民との対応は意識されてるか。気に悩む点有り。旗の方向ばかりでなく反対方向に、また「我関せず」組の人達も意識替えの必要有りと思うが如何に。	好感度一番の区役所をめざし、区民の立場に立った窓口対応に努めていくとともに、職員が分権時代にふさわしい創造力豊かな政策形成能力を身に付けられるよう、これまでの人材育成基本方針を見直し、職員の意識改革を図っていきます。これからも区民とともに地域課題を解決していけるような職員の育成に取り組んでいきます。	一般
263	7章 区政運営 編・基本 目標 7-1-3	新宿区の職員で新宿に住んでいる人が2割しかいない。モラル(士気)の点からも、危機管理の点からも、行政官も住民であるべきと思われる。世田谷区に住んでいる人間が新宿区の計画を作ろうとすると、今回のように自分も新宿区民だという発想になり、誰のためだかわけの分からない計画となりがねない。また、住民特有の愛着がないと、新宿区は住むところではなく遊び、消費するところにしてしまう、住民不在の発想もでてくる。さらに、地震発生時に、職員が新宿住民であれば、己の自宅近辺での行動がすべて新宿区職員としての行動と一致し、住民にとって利益となるが、世田谷住民だと、新宿区職員として行動する以前に、世田谷住民として行動することになり、新宿住民にとって利益にはならないどころか不利益を被る可能性すらある。 いろいろ法的制約があるかもしれないが、今回の総合計画で、3年後に新宿区職員の60%を新宿住民にするという目標を掲げてはいかかか。	職員の採用については、住所や本籍を資格要件とすることなく、広く平等に行っています。多くの職員は、できることなら新宿区に住み続け、区民生活を実感しながら、区民のために区政に携わりたいと考えていると思います。しかし、例えば若い職員や新宿区以外に生活の拠点を置いている職員にとっては都心区の地価の影響で住宅の取得が難しいなど、各々のライフスタイルに応じた理由があります。そこで、区では、新宿区をより住みやすく、より魅力的なまちとするために、「区民とともに考え、区民とともに汗をかき、区民とともに歩んでいく」、そのような職員の育成に努めてきました。なお、平成19年度からは、職員の福利厚生住宅を災害対策要員が居住する職員防災住宅として位置づけ、災害発生時の被害情報の収集・伝達等、初動態勢の確立を図っていきます。	一般
264	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-1	公共サービスのあり方に関して、指定管理者制度及び民間委託も良いが、地域密着型の施設に関しては、できるだけ多くの地域住民等をシルバー人材センター等を通じて就業させてもらえればよいと思う。それが、それぞれの地区の活性化と同時に連帯感を持つことにつながる。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体と区との役割分担を明確にし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していきます。	一般
265	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-1	「公共サービスの提供体制の見直し」 (2)課題「区税等の財源」について 国、都からの権限委譲による歳入増及び区独自の税収展望等についての構想や指針を明記願いたい。示すことにより区民が情報を共有化することとなり、区民の区政への関心が高まり、協働の成果が期待できる。	国、都からの権限委譲による影響や区の税収等については、第一次実行計画において、「財政収支見通し」の中で示していく予定です。現在、国・都との協議の中で検討中のものが多いため、現時点で見通せるものを明示していきます。	地区協議会
266	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-1	総合計画、実行計画について 区政のアウトソーシングや合理化案に反対の意見もあるが、私はできる限り、区政のアウトソーシング等にすることに賛成である。高齢者といえども、増税になっている現状を考えれば、小さな政府にすべきで、多少、不便になるようなことがあっても、アウトソーシングで対応してほしい。高福祉、高負担ではなく、中福祉、中負担で臨むべきである。できる限り合理化案を推進してほしい。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体と区との役割分担を明確にし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していきます。	一般
267	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-1 7-2-2	公共施設や学校跡地を区民が無料で使用できるようにしてほしい。積極的な健康づくり、地域のコミュニティ活動が出来る場として活用させてほしい。区有地は区民の財産として有効活用させてほしい。	行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、区税等の収入を基本としますが、特定の利用者に限ってサービスを受けるような場合は、利用者を利用しない人との負担の公平の観点から、その費用負担を求める必要があります。 区有施設は区民の重要な資産です。空き施設や跡施設、区有地については、区の重要施策に資するための事業に活用するほか、資産活用として貸付等も行います。検討にあたっては、区民要望や地域需要、財政的状況に十分配慮します。	一般

## 2 総合計画

番号	総合計画	意見(要旨)	区への対応・考え方	
268	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-2	淀橋中跡地は、現在、大智学園に10年契約で貸し出されている。地元などからは、「校庭をスポーツのできる広場として使いたい」などの意見があったが、財政難を理由に区は、貸し出した。現在、区の積立金は400億円を越え、その根拠は現在なくなった。10年後に契約が切れるのを見越して、区として新たな契約を結ばず、地元の意見や要望を聞き、区民のために活用すべきである。特に柏木地域の緑被率は、11.4%と緑が少ない地域である。たとえば、校庭を開放してスポーツの多目的公園として、活用するなど有効に活用すべきである。	財産の活用については、行政需要を踏まえ、総合的に検討していきます。	一般
269	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-2	榎町地域が「緑が少なく、公園面積の少ない地域」と記されており、改めて「そうなのか」と思った。 そこで、提案だが、牛込保健所の向かいが広い空き地になっている。国有地だが公園等にしてほしい。保育園、児童館と隣り合う場所でもったいない。まずはすぐにでも危険なものをどけて、広場として開放してほしい。	当該国有地については、利用に関して調査をしました。参議院と財務省それぞれの所有部分があり、更地になっているものです。将来は参議院の用地も財務省に引き継がれ、一体で活用すると聞いていますが、現段階では、財務省に引き継がれる状況にはなっていないとのことです。	一般
270	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-2	旧ペアーレ新宿の空きスペースを大久保児童館等、避難所、集会室その他区の公的施設として活用できるかどうか検討すること。	施設については、区有施設の有効活用を図ることにより、地域の施設需要に応えられるよう、配置計画を検討しており、旧ペアーレ新宿を活用する需要はないと考えています。	地区協議会
271	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-2	先日基本構想のお話の中で、現在保育園として利用されていることぶき館の一階部分の施設が西新宿小の中にある区立幼稚園の場所へ移転する構想があるとお話だったように思います。 今、老人クラブとして利用させて頂いている室が二階にあり、足、腰に不安をかかえる高齢の方々は、その昇り降りにご苦労をされている現状です。その方々の中には突然、会合やクラブ活動に参加しなくなる人もあります。様々な状況の下での不参加が上げられますがその一つに階段の昇り降りも障害になっているようです。ことぶき館の新しい利用方法を考える際、この事もお考え頂ければ幸いです。家に閉じこもる事が少ない、自立出来る高齢者である様に願っています。どうぞよろしく願い申し上げます。	ご意見の趣旨を踏まえ、施設整備に努めていきます。	一般
272	7章 区政運営 編・基本 目標 7-2-2 ほか	戸山ハイツ11号棟の1F・2Fに社会教育会館・図書館があるが老朽化している。改修補修の予定はないか。 また前の歩道が狭く大変危険。改善できないか。	施設の維持保全については、「予防保全」の考え方に基づいた中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行うこととしています。当該施設についても、しかるべき時期に修繕していきます。 前の歩道に対する意見については、都に伝えていきます。	一般
273	7章 区政運営 編	基本構想・総合計画素案の内容は、審議会の「答申」を単に「まちづくり編」と「区政運営編」に組み替えたように見え、行政からの考え方が盛り込まれていないように思われる。特に「区政運営編」はその内容が乏しいうえ、抽象的な表現も多く「まちづくり編」に比べ具体案がなさ過ぎるのではないだろうか。	基本構想・総合計画は、審議会の答申を踏まえ、区の考えを盛り込んで、「まちづくり編」と「区政運営編」としました。特に、総合計画の区政運営編は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示したものです。内容は、これまで取り組んできた行財政改革の考えも盛り込んだものとしており、具体的に課題を認識して施策の考え方を示し、第一次実行計画において事業を進めていくこととしています。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
274	基本的考え方	財政見通しの背景である日本経済及び三位一体改革等の動向を冒頭に記載する必要がある。想定した先行きを踏まえて行政はいかに対処していくのか。区民に何を協力し、期待するのか。その見直し次第で策定の課題とその質及び量が決まるものと思う。	実行計画素案で示した財政見直しについては、経済動向、三位一体改革の動向等を踏まえて作成しています。	一般
275	基本的考え方	今後の行財政改革の課題と具体的金額が見えない。IT等の導入で事務作業の精度向上・スピードアップ・省力等かなり合理化されたと思うが、計画では今後人件費が若干増える傾向にある。背景として人員増、退職金増、賃上げ等理由があると思うが説明してほしい。また、投資的経費も近年急激に伸び、さらに21年度まで延び続けるが背景を説明してください。財政収支の見通しの説明は内容的に不足しているので、改善してほしい。	実行計画素案の財政収支見通しで示している人件費は21年度以降増額していますが、これは、団塊の世代を中心とする退職者増による退職金の増額と賃金上昇分を1%見込んでいることによるものです。人員は19年4月の職員数を基本にさらに140人程度の減を見込んでいます。投資的経費は4年間で合計483億円程度を見込んでいますが、この中には、私立認可保育所や特別養護老人ホームの整備費助成、新宿西戸山中学校の建設のほか、施設のあり方の見直しの一環として旧東戸山中学校の活用等の経費を見込んでいます。21年度が大きくなっているのは、戸塚地域センター建設費などの大きな事業費を見込んでいるためです。	一般
276	基本的考え方	4年間の事業費が0の事業は、事業を行う気がないかと思えない。4年間考えているのでは遅すぎる、目標が高いのなら下げたなにかをこの4年間で行う計画でなければ、前進する事は無い。	事業費が0の事業は、24年度以降の実施に向けて検討あるいは推進する事業、事務的経費のみの事業、事業費を精査中の事業などがあります。検討・推進する事業についても、4年間で事業化に向けての具体的な方向性が出ることを想定しており、いずれにしても、区として積極的に取り組んでいくものです。	一般
277	基本的考え方	実行計画の策定に当たっては、基本構想素案、総合計画素案を受けた施策体系の中で長期事業計画、中期事業計画、短期事業計画の振り分けをどのように行ったのか不明であるため、「第一次実行計画素案」の位置付け・内容・事業費がはっきりしません。明らかにしてほしい。	長期計画である総合計画(10年間)では示した施策の具体化に向けて中・短期計画としての第一次実行計画(4年間)を策定するものです。事業費については、第一次実行計画の期間である4年間で推計した財政収支見通しを基に、計画事業の年度別計画を定めるものです。	一般
278	基本的考え方	各総事業費の総計が2,351,287千円に対し、3頁総括表では2,367,774千円と表記されており、各総事業費の総計が16,487千円だけ少ない。単なる計算間違いあるいは事業を計上し忘れたと思われる。この点を説明してください。	第一次実行計画素案の総括表は、「財政収支見通し」に基づき、各年度の財政フレームを定め、歳出見込み額として算入したのですが、この財政フレームを定めた以降、事業費を精査した事業につきまちは、その金額が反映されていないものがあります。本計画を示す段階では、財政フレームについても、精査していきます。	地区協議会
279	まちづくり編 -1	総合計画では、高い理想が示されていますが(1-1参画と協働により自治を切り拓くまち(1)目指すまちの姿・状態)、実行計画の事業を実施することで、「自治を切り拓くまち」が実現できるのでしょうか。例えば、区民会議で示されたような既存団体に属さない区民が、自ら考え、意思を表明しやすい場が用意され、実際に多数の区民が参加するようになるのでしょうか。自治を切り拓くまちの姿が見えてきません。	既存団体に属さない区民が参画できる場として、地区協議会や協働事業提案制度などがあります。協働事業提案制度はNPO等の団体から区との協働を前提に事業提案を公募する事業で、今後採択事業数を拡大していく方向で考えています。また、行政評価制度においても公募区民を交えた外部評価委員会を設置したところです。このほか、協働支援会議の区民公募枠の拡大や、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成の拡大を予定しており、様々な場における区民参画の場の拡充を進めていきます。	地区協議会
280	まちづくり編 -1- 111110	「参画と協働により自治を切り拓くまち」地区協議会等に対し、(仮称)自治基本条例の中でどのように分権していくかの構想並びに住民の代表者である区議会議員との関係についても検討する必要がある。	ご指摘のとおりです。(仮称)自治基本条例の本格的検討は平成20年度から始まるものと考えますが、その中で、地区協議会のあり方、議会との関係についても議論されるものと考えます。	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
281	まちづくり編 -1- 111211	基本構想に「地域力を高める区政運営を行います」とあるが、区民が地域の地域センターと課題を解決しようとする予算が一年待たなければならないなど限定されています。協働事業制度ができましたが、実際にはコンペのようになれば採点方式になっており、地域ニーズに対応した制度とはいえません。地域のニーズは多様であり、よりハンドリングしやすい予算制度を確立していただきたい。	「協働事業提案制度」については、多様化する地域の課題や区民ニーズに、地域を支えるNPOや地域活動団体等専門性や柔軟性等を活かすため、NPO等の団体から区との協働を前提に事業の提案を公募している事業です。審査にあたっては、審査基準のひとつに「地域課題社会的課題」として、「提案内容は、地域課題・社会的課題(ニーズ)をとらえているか。」を設けており、地域ニーズに合った提案が採択されるよう配慮しています。 「地域力を高める区政運営」は、地区協議会への人的・財政的支援の充実への取組みを通して、地区協議会が地域の課題を自ら発見し、解決していく力を一層高めていくことで実現していくと考えております。その中で地区協議会の自主的な活動がより効果的に行えるような、財政支援制度の検討を行っていきます。	一般
282	まちづくり編 -1- 111211	審議会答申 - 1 - この項目に対し、総合計画素案では「協働の推進に向けた支援の充実」、実行計画素案では複数の事業が上げられており評価したい。すでに始動している事業については区民の理解を求めそのあり方を常に見直しながら推進することが重要である。 特に協働事業提案制度の拡充については、単に事業数を増やすことが重要なのではなく協働で実施した事業自体の検証やそれが実施団体の成長につながっているかという視点での評価と事業見直しを行わなければNPO支援につながらず意味がない。	ご指摘の点については、現在、協働支援会議等による評価の実施により取り組んでおります。今後も、協働提案事業制度をはじめとした多様な主体との協働の推進が効果的に行われるよう、区の行政評価制度との連携も含めて、見直し、改善に取り組んでいきます。	一般
283	まちづくり編 -2- 112110	「コミュニティの活性化と地域自治の推進するまち」 町会・自治会、地区協議会への支援については、最優先計画としていただきたい。 地域自治にはそれぞれの仕組みがある。住民とも十分話し合い、自主性を尊重し、行政の立入りを最小限にとどめ、協働の主を地域に預ける方針を確立していただきたい。	「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」の実現にあたっては、町会・自治会の活性化支援や地区協議会の活動の支援は重要なものと考え、第一次実行計画として取り組んでいく予定です。 地域自治の推進のために、地域の皆さんとの話し合い、自主性の尊重等といったご指摘の点については充分踏まえたくうえで、あり方を検討していきます。また、「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」の中で、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるよう、位置づけの明確化や機能の充実を支援していく方向で考えています。	地区協議会
284	まちづくり編 -2- 112111	実行計画「町会・自治会活性化への支援」に、町会・自治会の加入率向上を図るとあり、また総合計画素案まちづくり編30頁に、地域センターの利用促進の記述があるが、地域と町会・自治会の運営が縦割りになっていないのか。町会や地域センターが住区を中心に無い場合、新しい住民が増加している地域では区画の変更も必要ではないか。また、地区や町会の横の連携も柔軟に行うべきではないか。	「町会・自治会」の活動や、「地域センター」の活動はそれぞれ地域コミュニティの実現のために重要なものととらえています。そこで今回の計画では、それぞれの活動が充実していく方向で考えています。合わせて「町会・自治会」と「地域センター」が、それぞれの役割や地域の実情に合わせ、連携して地域コミュニティの実現に取り組んでいけるよう支援していきます。	一般
285	まちづくり編 -2- 112111	実行計画に「町会・自治会の加入率向上を図る」とあり、総合計画30頁に地域センターの利用促進があるが、地域と町会・自治会の運営が縦割りになっていないか。地域センターが住区を中心に無い場合、新しい住民が増加している地域では区画の変更も必要。また、地区や町会の横の連携も柔軟に行うべき。	「町会・自治会」と「地域センター」が、それぞれの役割や地域の実情に合わせ、連携して地域コミュニティの実現に取り組んでいけるよう支援していきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
286	まちづくり編 -2- 112111	<p>町会・自治会の活性化の支援について</p> <p>町会・自治会は、地域コミュニティ活性化の重要な担い手であることは言を待たない。</p> <p>地域活動において歴史と伝統をもつ町内会は現在でも地域の防災や福祉の安全網を担う自治組織になっている。しかし、近年の加入率の低下等、町会・自治会を巡る環境は厳しさを増してきていることも事実である。</p> <p>計画事業名「町会・自治会活性化への支援」中に平成20年度から支援策の検討・実施とあるが、区は、真に町会・自治会の活性化、ひいては地域コミュニティの活性化に繋がるような施策を検討し、速やかに実施に移して欲しい。</p>	<p>町会・自治会に関しては、加入率の低下等厳しい課題があることは認識しております。そこで、今回の計画では「町会・自治会活性化への支援」として、シニア世代や若年層、マンション等の住民の町会・自治会の加入や活動への参加を促進する事業を、新宿区町会連合会と連携して取り組んでいく予定です。</p>	地区協議会
287	まちづくり編 -2- 112111	<p>「町会・自治会活性化への支援」</p> <p>地域を活性化し、住み良い地域社会を構築していくためには、町会・自治会の活動をさらに充実していく必要がある。そこで、枝事業名「町会・自治会活性化への支援」において、今後4年間の予算総額として600万円が示されているが、これでは不十分と言わざるを得ない。したがって、これに係る予算をさらに増額し、町会・自治会の加入率を高めるなど、町会・自治会の活動を側面的に支援していただきたい。</p>	<p>「町会・自治会活性化への支援」は、シニア世代や若年層、マンション等の住民の町会・自治会の加入や活動への参加を促す事業で、新宿区町会連合会と連携して取り組んでいく予定のものです。現在新宿区町会連合会と連携した「区町連活性化プロジェクトチーム」において具体的な活性化策を検討しており、その内容により今後計画内容を見直ししていきます。</p>	地区協議会
288	まちづくり編 -2- 112112	<p>地区協議会の位置づけの明確化について</p> <p>単管地区協議会は、平成17年に10月に設立されて以来、約2年間活動を行ってきた。今年度からは、区から「まちづくり活動支援補助金」を受け、事業を進めている。</p> <p>「新宿区基本構想素案」には地区協議会が地域まちづくりの核として重要視されているものの、地区協議会はその立ち上げ時における構成メンバーの選出や役割意識の不徹底などを起因とする諸問題を持ったまま現在に至っている。地区協議会への既存組織(町会・自治会、NPO、各種活動グループなど)からの認知度はまだ低く(数多くある既存協議会のひとつくらいの認知)、現状のままでは既存組織・新興組織と「協働」の名目で纏めていくパワーは持ち合わせていない。</p> <p>計画事業名「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」中に「21年度に策定される予定の(仮称)新宿区自治基本条例」の中で、「地区協議会」を位置づけていきます。」とあるが、早急に「新宿基本条例」を制定し、その中で地区協議会の位置づけの明確化を図っていくべきである。それが真の区民の区政参加への第一歩となるものと考えらる。</p>	<p>地域自治を実現するためには、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組むことが必要であり、地区協議会が、その中心的役割を担っていくものと考えています。</p> <p>地区協議会は発足して2年経ち、この間地域の課題に積極的に取り組んでいただき、一步一步段階を進んでいると考えています。地区協議会が地域自治の担い手としてより効果的に活動していくためには、「活動拠点」「活動財源」「人材」などを強化していくことが必要です。</p> <p>そのためには、地域センターは重要な活動拠点であり、地域センターを管理する管理運営委員会との連携、関係強化は地区協議会の権能や活動の充実のために欠かすことはできません。そこで、「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」において、地区協議会が地域住民による「住民自治」の実践の場としてより効果的に活動できるよう地域センター管理運営委員会との連携を検討していきます。</p> <p>また「活動財源」として、「地区協議会まちづくり活動支援補助金」は、地区協議会の位置づけの明確化と合わせて、地区協議会の自主的な活動がより効果的に行えるような財政支援制度に移行できるよう検討していきます。</p> <p>さらに「人材」については、「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」を初め「生涯現役塾」、「生涯学習指導者・支援者バンクの充実」の三つの事業において、人材の発掘、供給を進めていく予定です。</p> <p>このような取組みを行うことで、地区協議会の一層の充実を図りつつ、21年度を目途に(仮称)自治基本条例を制定し、このなかで地区協議会の役割等を明確に位置づける予定です。</p>	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
289	まちづくり編 -2- 112112	実行計画「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」に表示されている地域センター管理運営委員会と地区協議会との連携を検討とあるが、業務内容が重複していないのか、屋上屋を重ねる組織は統合したほうが良いと思う。	地区協議会が地域自治の担い手として活動していくためには、「人材」「活動団体」「活動拠点」などを強化していくことが必要です。 地域センターは重要な活動拠点であり、その地域センターを管理する管理運営委員会との連携、関係強化は地区協議会の機能や活動の充実のために欠かすことはできません。 テストケースとして、地域センター管理運営委員会の事務局が地区協議会の事務も行き、両組織の連携に取り組んでいる落合第二地区の活動状況等も踏まえ、両者の連携のあり方を検討し、地区協議会と地域センター管理運営委員会との合同役員会の設立の働きかけなど、連携に向けて取り組んでいく予定です。	一般
290	まちづくり編 -2- 112112	実行計画「地域センター管理運営委員会」と地区協議会との連携を検討とあるが、業務内容が重複していないか、屋上屋を重ねる組織は統合したほうがよい。	「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」については、「(仮称)自治基本条例」の策定の中で、地域の皆さんと十分話し合い、進めていく予定です。ご指摘の内容については、総合計画「-1 参画と協働により自治を切り拓くまち」の「1) 施策の基本的考え方」で「(仮称)自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。」と記載している部分でその趣旨を表わしており、追記は考えていません。	一般
291	まちづくり編 -2- 112112	地区協議会の位置づけについては、地域の意見を十分に踏まえつつ、区民も交えた中で徹底的な議論を進めてもらいたい。 「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」に下記内容に追加する。 「位置づけの検討に際しては、地域の意見を十分に踏まえながら、区民も交えた中で徹底的な議論を進めていきます。」	「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」については、「(仮称)自治基本条例」の策定の中で、地域の皆さんと十分話し合い、進めていく予定です。ご指摘の内容については、総合計画「-1 参画と協働により自治を切り拓くまち」の「1) 施策の基本的考え方」で「(仮称)自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。」と記載している部分でその趣旨を表わしており、追記は考えていません。	地区協議会
292	まちづくり編 -2- 112112	地域センター管理委員会と地区協議会の連携については、計画事業名「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」中に、「地区協議会と地域センター管理運営委員会とが連携するしくみについても検討します。」とあるが、より具体的に地区協議会と地域センターの合同役員会の設置し、両者を一体化することをテーマで議論するようにすべきである。	テストケースとして、地域センター管理運営委員会の事務局が地区協議会の事務も行き、両組織の連携に取り組んでいる落合第二地区の活動状況等も踏まえ、両者の連携のあり方を検討し、地区協議会と地域センター管理運営委員会との合同役員会の設立の働きかけなど、連携に向けて取り組んでいく予定です。	一般
293	まちづくり編 -2- 112113	総合計画素案1-2(2)の「課題」に、「区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会」とあるが、これは地域自治を実現するための仕組みを作ることと考えてよいのか。とすると仕組みののっとり行動するのは町会・自治会あるいはNPOということになる。 実行計画「地区協議会活動への助成」の項目に、「地域課題への取組み」を支援するため「地区協議会まちづくり活動支援補助金」を交付する、とある。これでは現行のトップダウン式行政方式を移行することにならないか。真の地域自治とは、ボトムアップ式に必要とする区民が集まって、上申していく行政方式ではないのか。	地域自治を実現するためには、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組むことが必要です。区民や町会・自治会、NPO、地区協議会等地域自治に携わる個人・組織は、それぞれが同じ立場で参画・活動していくものと考えています。 また、地域自治においては、住民、地域団体等が主体的に取り組んでいくことが重要であり、トップダウン式行政組織を移行することはその主旨に反するものであり、全く考えていません。「地区協議会まちづくり活動支援補助金」についても、地域の課題・実情に合わせ、地区協議会が自主的に活動できるように19年度から始めたものですが、地区協議会の位置づけの明確化が21年度に行われる予定であることに合わせ、地区協議会の自主的な活動がより効果的に行えるよう、新たな財政的支援制度を検討していきます。	一般
294	まちづくり編 -2- 112113	総合計画素案1-2(2)の「課題」に、「区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会」とあるが、これは地域自治を実現するための仕組みを作ることと考えてよいのか。とすると仕組みののっとり行動するのは町会、自治会、NPOになる。 実行計画「地区協議会活動への助成」の項目に「地域課題への取組み」を支援するため「地区協議会まちづくり活動支援補助金」の交付がある。これでは現行のトップダウン型の行政方式の継続にならないか。真の地域自治はボトムアップ型に必要とする区民が集まり要求していく自治型の方式ではないか。	地域自治を実現するためには、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組むことが必要です。区民や町会・自治会、NPO、地区協議会等地域自治に携わる個人・組織は、それぞれが同じ立場で参画・活動していくものと考えています。 また、地域自治においては、住民、地域団体等が主体的に取り組んでいくことが重要であり、トップダウン式行政組織を移行することはその主旨に反するものであり、全く考えていません。「地区協議会まちづくり活動支援補助金」についても、地域の課題・実情に合わせ、地区協議会が自主的に活動できるように19年度から始めたものですが、地区協議会の位置づけの明確化が21年度に行われる予定であることに合わせ、地区協議会の自主的な活動がより効果的に行えるよう、新たな財政的支援制度を検討していきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
295	まちづくり 編 -2- 112211	「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」 住民の自治意識を高揚し、今後求められる地域分権に 対処していくためには、地域の人材育成が欠かせない。そ こで、枝事業「地域活動を支える担い手の発掘と人材の育 成」において「協働カレッジの実施」が示されているが、こ の事業だけでは、地域の人材育成を図るうえで不十分と言 わざるを得ない。したがって、これに係る予算を増額する とともに事業内容を拡充するなど、住民の自治意識を高揚 するための施策を積極的に展開していただきたい。	コミュニティの活性化と地域自治を推進するために 人材の育成は重要な課題であると認識しています。こ のため実行計画でもご指摘の「地域活動を支える担い 手の発掘と人材の育成」を初め「生涯現役塾」、「生涯 学習指導者・支援者バンクの充実」の三つの事業から なる「地域を担う人材の育成と活用」を計画事業として 予定しています。今後、これらの事業に積極的に取り 組み、今年度立ち上がった「区民活動支援サイト」など も有効に活用しながら人材の発掘、供給を進めていき ます。なお、事業の進捗状況、成果等を踏まえ、必要 があれば内容の見直し等を行うと共に、新たな事業の 展開についても検討していきます。	地 区 協 議 会
296	まちづくり 編 -1- 121310	ワーク・ライフ・バランスの推進を期待しています。職住近 接はその推進は極めて有効と思いますので、推進企業認 定においては、「新宿区在住従業員」の割合の高い企業を 重視するような事業にしてください。	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」 では従業員の居住地までを要件としていませんが、認 定企業を啓発誌やホームページ等で紹介したり、交流 セミナーを実施するなど、認定後のフォローを行って いく予定です。また、推進を希望する企業に対しては、 コンサルタントの派遣を行い、具体的な支援を行って いく予定です。	地 区 協 議 会
297	まちづくり 編 -2 -3 -4	新規事業の予算をざっと見た感じは、予算配分が、ハード への投入が多く、ソフトへの投入が少ないと思える。当然 といえばそれまでですが、教育予算にその差が大きいよう に思える。	教育委員会では、幼稚園22園、子ども園1園、小学 校29校、中学校11校、特別支援学校1校 計64校 (園)の学校施設について管理しており、施設の良好 な教育環境を確保するために必要な環境整備を行 います。第一次実行計画では、小中学校の空調整備工 事や23年度開校に向けた新宿西戸山中学校の建設 工事の計画事業化を予定しています。こうしたハード に係る整備経費については、その性格上、ソフト事業 に比較して大きくなるため、予算に占める割合が高 なっているものです。 なお、子どもたちにきめ細かな指導ができるように、 確かな学力推進員の配置や教員の授業力の向上、特 別支援教育の充実を図るなど、ソフト面の事業につ いても、第一次実行計画では充実を図っていく考え です。	一 般

## 3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区に対応・考え方	
298	まちづくり 編 -2	<p>子育て支援施策について</p> <p>具体的施策の中で突然「西新宿子ども園」の新設が出ている。第一分科会で、保育園と幼稚園と言う形で働く親と自宅で育児する親とで子どもが分断されているといった意見は出ていたが、イコール”子ども園”という議論にはなっていない。四谷子ども園が開設したのは今年4月である。開設して、果たしてどうだったのか、という検証もせずに、もう次の子ども園の計画が出てくると危惧を感じる。そのような進め方で第三者評価をやっても何の意味もない。</p> <p>同様に、以前は保育園の民営化が進み、最初の民営化後、検証もしないうちに次々次の民営化の話が出てきた時と同じである。認証保育所についても、かなり増やす方向になっているが、子育て中の望んでいる”多様な子育てサービス”とは、施策としてほんとうにそれでいいのか、また、単にニーズがあるからと言って安直にそのサービスをすることがいいのか? など、もっと根本的に長い目で考えて欲しいという第一分科会の提言を、なかなか理解していないように感じた。</p> <p>一方、行政のそれぞれの施策や民間の取組みも含め、もっと連携するためのコーディネートが重要ということが話し合われたが、それについての新しい施策は見当たらない。</p> <p>そのようなことを見ても、最初に書いたように、今までの行政の流れに区民の意見を都合よく反映したような印象がある。</p> <p>もし、具体的な施策として出せないものでも、検討中のものがあれば、それも目に見える形で表に出していくべきではないか。</p>	<p>四谷子ども園については、平成19年4月の開設以降、この一学期や夏季保育を振り返る中でも、4・5歳児クラスの子どもの適正な規模・集団が確保されることにより、子ども同士の関わりや遊びそのものが広がり、互いに学び合う姿が見られ、子どもの年齢に相応しい社会性や規範意識が培われつつあるということや、つどいのへやを利用する保護者同士の関係づくりが進み、保護者の表情が明るくなる姿など、子ども園開設の効果として確認してきているところです。</p> <p>また、平成19年5月に設置した「幼児教育推進会議」では、四谷子ども園の「保育・教育内容」、「子育て支援事業」、「保護者との関わり」、「職員の配置体制」等についての検証を行い、区立幼稚園とともに地域の幼児教育機能を担う施設として、区民の生活圏を視野に入れた子ども園を地域展開する方針を整理してきています。こうした課題整理の状況を踏まえつつ、第一次実行計画素案では、(仮称)西新宿子ども園の開設を掲げました。今後とも、四谷子ども園での検証を行いつつ、保護者や地域の方々のご意見もうかがいながら、(仮称)西新宿子ども園の開設に取り組みたいと考えています。</p> <p>次に保育園についてですが、民営化した保育園では、第三者評価のほかに委託内容に関する事業評価などにより検証を行っています。また、認証保育所の開設についても、地域の保育需要を考慮しながら、長期的な視点に立って、取り組んでいます。</p> <p>このように、幼稚園と保育園の一元化や保育園の民営化にあたっては、保護者や地域の方々への事前説明を十分に行い、ご意見を聞きながら進めています。また、地域における民間を含めた多様な子育て支援サービスにかかる総合コーディネートは、子ども家庭支援センターでさまざまな事業に取り組んでいます。今後、子ども家庭支援センターを基幹型1所、地域型3所に拡充していく方向で検討しており、それにより、総合コーディネート機能をより高めていきたいと考えています。</p>	一般
299	まちづくり 編 -2- 122111	<p>「私立認可保育所の整備」</p> <p>「老朽化した区立保育園2園を私立認可保育園に建替える」とあるが、これは2園を1園の大規模保育園にすることなのか。2園が1園になると、利用する親や子どもにとって、通園が遠くなり、時間がかかり、保育環境は不便になっていく。小さな子どもたちの利用する施設は自宅から近いことが大きな利点である。小さな保育園を潰して、大規模保育園をまとめてつくるよりも、それぞれの地域に小規模でも、それぞれの保育園を建てて、大事に愛着を持って利用していくことが大切である。</p> <p>子どもを育てるための分野では、業務の効率化だけを考えて、事業計画を立てないで、利用する子どもたちに本当に何が大切かを考えて、計画してほしい。(2園は2園で、必要に応じて、建替え、定員拡大ができないのであれば、別のところに2園以外に、新園を整備してほしい)</p>	<p>高田馬場第一保育園と中落合第一保育園の区立2園は、それぞれ私立の認可保育園に建替える予定です。また、建替えの際に定員の拡大を図り、長時間保育、病後児保育、専用室型一時保育など地域の保育需要にも応えていきたいと考えています。整備にあたっては、保護者の意見や地域の方の意見を聞きながら進めていきます。</p>	一般
300	まちづくり 編 -2- 122113	<p>「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」</p> <p>幼稚園と保育園の一元化や保育園の民営化など今後の子育て問題は、少子化対策と直結しているため、計画として慎重に取り組んでいただきたい。</p>	<p>区では、幼稚園と保育園の一元化や保育園の民営化にあたっては、これまで事前に保護者や地域の方々への説明を十分に行い、ご意見を聞きながら進めてきています。今後その方針に則って施策・事業を行っていきます。</p>	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
301	まちづくり 編 -2- 122113	1 西新宿子ども園の開設について、保育園と幼稚園が一 緒になるということだが、既に決定されたことか。 2 場所は子供館(旧淀二中)か。 3 この件について、住民が意見を言う機会があるか。	第一次実行計画では、西新宿幼稚園と西新宿保育 園の機能を統合した(仮称)西新宿子ども園につい て、西新宿幼稚園の建物を増築、改修して平成23年4 月に開設することを計画化する予定です。開設にあ たっては保護者や地域の方々を構成員とする懇談会 を設置し、ご意見等を事前に十分伺いながら進めてい きます。	一 般
302	まちづくり 編 -2- 122120	計画事業「子どもの居場所づくりの充実」 放課後子どもひろばの拡充、学童クラブの充実 に、 遊びの本質と意義の研究と啓発活動 を追加する。 内容として、「すべての子どもがいきいきと遊ぶことがで きる新宿を」目標に、「新宿の子どもの遊び」について、新宿 区内の子ども関連団体・施設が、遊びについての理論と技 術を磨くとともに、子どもたちの参画による遊び場、地域づ くりなどの研究・実践を行う。それとともに、保護者・住民向 けの遊びの意義についての啓発活動を実施する。またこの 活動を推進するための、事務スペースを確保する。 根拠として、児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば、 児童センター、冒険遊び場・プレーパーク等、地域の中に 様々な居場所・遊び場が展開していく中で、見守りのある 安全な居場所にとどまってはならない。新宿区内の子ども 関連団体・施設が、子どもたちに自由な遊びの保障がで きるように、情報交換・研鑽を積む。そして保護者・地域住民 に対して、子どもの遊びの意義について、発信し続け、啓 発していくことが必要である。	「放課後子どもひろば」では、子どもたちが自由に集 い、自分で遊び・考え、子ども同士が交流できる遊びと 学びの場を提供しています。また、プレイパーク活動と して、屋外で、子どもがのびのび安心して遊べる環境 を確保し、子どもの責任に基づく自主的な遊びを支援 しており、地域の子どもと大人との間につながりを持た せる効果があります。今後も、「子どもの居場所づくり の充実」を始めとした様々な事業を行う中で、遊びの 研究や啓発も図っていきますので、ご意見の追記は考 えていません。	一 般
303	まちづくり 編 -2- 122121	「放課後子どもひろばの拡充」について、全小学校で実施 することになっているが、ある特定の人たち以外は地域の 人たちがなかなか関われないのが現状。登録した子ども達 だけが参加できるシステムで良いのか。現行のシステムの 見直しが必要	「放課後子どもひろば」では、子どもの安全・安心の 観点から、事前の登録制は必要と考えています。地域 との連携にあたり、スタッフやボランティアについて地 域人材の活用を進めるなど、できるだけ多くの地域の 人たちが関わられる仕組みづくりを今後も検討してい きます。	一 般
304	まちづくり 編 -2- 122121	「放課後子ども広場の拡充」について、小学校中心という 提案を5～6年前の区政モニターの提案として提出後、よう やく取り上げられたという思いですが、どうもやり方がまど ろっこしいというのが率直な感想。今更テストしてみるとは なんぞやといった気持ちである。一日も早く小学校の全校 での開放を実現してほしい。	「放課後子どもひろば」の実施については、近くに児 童館や自由な遊び場がない学校を優先し、地域のバ ランスなどを考慮しながら、毎年6校ずつ実施してい く予定です。平成23年度までに小学校全校での実施を 計画化する考えです。	一 般
305	まちづくり 編 -2- 122121	「子どもの居場所づくりの充実」「放課後子どもひろばの拡 充」 安心、安全、そして遊ぶ友達がいない(学童や習い事、塾 など)ために、少人数で友達の家で遊ぶことが多くなり、学 校で放課後過ごせることは、よいと思います。 しかし「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するま ち」とありましたが、学校の延長が放課後子どもひろばで続 けられるようだと、子どもの心身の発達に影響が出るの ではないかと、懸念します。 サッカー、手打ち野球などのルールにのっとった遊びは 上手な 子どもたちですが、何もなくて、自分のやり たい遊びを生み出すことは、ほとんど出来ません。子ども たちは常に大人の手があり、与えられた環境で育ってきて いる子どもたちです。 子どもの心身の発達を踏まえた環境を是非、しっかりと検 討してください。	「放課後子どもひろば」では、子ども自身の自主性、 主体性を重視しています。子どもがさまざまな体験や 遊びをできる「子どもの居場所」として、遊びや自主的 な活動を通じて、子ども自身が成長する力を伸ばし、 育んでいくものと考えています。	地 区 協 議 会

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
306	まちづくり 編 -2- 122121	<p>「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の中で、「放課後子どもひろばの拡充」があるが、年度6校では導入時期に5年も差が出てしまい得策とは思われない。また、「学童クラブの充実」とあるが、放課後子どもとの併設・統合等切り離して考えるべきものではないと思われる。</p>	<p>「放課後子どもひろば」の実施には、保護者の意向、学校の協力や設備面、地域のバランスなどを考慮しながら進める必要があり、第一次実行計画では毎年6校ずつ実施していく予定です。</p> <p>また、小学校内に学童クラブがある場合でも、「放課後子どもひろば」を整備していく考えです。</p> <p>「放課後子どもひろば」と「学童クラブ」は、その役割は異なるものの、子どもがさまざまな体験や遊びをできる「子どもの居場所づくり」として、遊びや自主的な活動を通じて、子ども自身が成長する力を伸ばしていくものと考えています。</p>	一般
307	まちづくり 編 -2- 122122	<p>「学童クラブの充実」 委託事業をすることで、夕方6時以降の保育が可能になり、働いている方にとっては、益々、働きやすい環境が整ってくると思います。が、子どもの生活はどうでしょうか。東京都では「早寝・早起き・朝ご飯」を推進していますが、夕方6時以降に帰宅して、これが可能なのでしょうか。</p> <p>親の働きを助けるのも大切ですが、大人社会や企業に向けて、子育ての重要性をもっと真剣に考える場も作っていかねばならないと思います。</p> <p>2004年に国連・子どもの権利委員会から「競争の激しい教育制度が存在すること、ならびにその結果として子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じていることを踏まえ、過度のストレスおよび学校忌避を防止しかつそれと闘うために適切な措置をとるよう勧告する。」という2度目の勧告が出されています。</p> <p>今日本の政策を見ていくと、子育てをしている保護者の負担を少なくしようとしている面が多々目につきます。もっと子育ての楽しさや、重要性、大事さを社会全体が認めていける政策もお願いします。</p>	<p>子育ての楽しさを社会全体が認め、支えていくための施策の一つとして、第一次実行計画ではワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進していく予定です。男女ともに働きやすい職場環境や風土づくり、安心して子どもを産み育てる環境や育児休業が取得しやすい環境の整備、企業として地域活動に貢献するための取組みなどを支援していきます。その中で、積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定していきます。</p> <p>また、地域の中で安心して、子育てができる仕組みや環境を整えるためには、多様な生活形態などに対応する子育て支援サービスの提供も必要です。今後も、企業への支援、親への支援の他、子どもの成長に沿った支援や自立に向けた支援をしていきます。</p>	地区協議会
308	まちづくり 編 -2	<p>すべての公立幼稚園に3才児クラスを設置すること。私立幼稚園には保育料を補助すること。</p> <p>3才児クラスの定員は15以下としてゆるやかな集団生活をさせること。</p> <p>毎年9月を過ぎると3才をすぎた子供を持つ保護者は幼稚園の見学会に走り回り、「公立幼稚園の抽選にもれたらどうしよう」が話題の中心になる。私立幼稚園の保育料は安い園で27,000円、高い園では70,000円のところもある。3才児はその発達に個人差はあっても友達との遊びや集団生活が必要な年齢である。すべての公立幼稚園に早急に3才児クラスをつくり、地域で育つ子どもを応援する街づくりが必要である。私立幼稚園には保育料を補助するなど、保護者の不安をあおらず、子どもの育ちが楽しめるような教育環境づくりをすることが待たれている。</p>	<p>幼児教育は、公私立幼稚園が共存し、切磋琢磨しながら運営されるべきものと考えています。このような中で、区立幼稚園の3年保育の実施は、私立幼稚園と競合するものであり、私立幼稚園への影響を配慮し、現在の13園とした経緯があります。現在、私立幼稚園では3歳児の定員に欠員が出ている園もあり、すべての区立幼稚園で3年保育を実施する考えはありません。</p> <p>また、私立幼稚園の入園料及び保育料補助については、新たに第一次実行計画に位置づけて、「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」の枝事業として取り組む方向で検討しています。</p>	一般
309	まちづくり 編 -2	<p>公立保育園は区の責任で建て替えること。また待機児ゼロにむけて増設すること。</p> <p>保護者は子どもの養育に責任をもつものであって、よりよい子育て環境を準備するのは自治体の側である。児童福祉法に基づいて保育の施設・整備に力を尽くしてほしい。</p>	<p>老朽化した区立保育園を私立の認可保育園に建替えることにより、定員の拡大や長時間保育、病後児保育、専用室型一時保育など地域の保育需要に応えていきます。また、待機児童の解消は、最重要課題の一つと位置づけており、引き続き待機児童の解消に取り組んでいきます。</p>	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
310	まちづくり編 -2- 122310	子ども発達センターを利用する親子のための送迎バス等の充実を望む。 心身に障害のある子どもへの対応があゆみの家一カ所では大変不安だったので、もう一カ所増設されるのは喜ばしいが、通所に苦勞されている保護者の声を聞く、相談、デイケアなどが気軽にできるよう送迎バス等の充実を望む。	子ども発達センターは、より気軽に相談できる環境を提供するために、現在のあゆみの家と併設の場所から、旧東戸山中学校にできる施設への移転を予定しています。したがって、箇所数は1所で変わりませんが、新宿区の概ね中心地へ移ることから、交通手段も多様になり、利便性が高まると考えています。なお、移転後の送迎バスは、現状と同様に、お子さんが単独で通われる場合を想定して運行する予定です。単独通所のお子さんの送迎以外の時間帯のバスの活用方法については、今後、子ども発達センターを利用されたいという区民の方が気軽に来所できるように方向で検討していきます。	一般
311	まちづくり編 -2-	女性とその子どもを保護する施設の充実にも力を入れてほしい。 配偶者等暴力(DV)は配偶者からの緊急避難が必要である。受け入れ施設が不十分という声を聞く。(区内ではかしわ苑に一カ所のみ)NPOなどにまかせるだけでなく、区内に数カ所、女性とその子どもを保護する施設をつくってほしい。	母子生活支援施設の必要性は認識しています。特別区として、女性関連施設も含めた厚生関係施設再編整備計画により施設整備を進めています。 今後、区内にある戸塚教職員住宅の跡施設を社会福祉法人に貸し付けて、火災等緊急時の被災者一時避難施設及び母子生活支援施設として活用していく方向で検討していきます。	一般
312	まちづくり編 -2	たくさんの方が行き交う刺激の大きい大都会での子育ては、他の地域以上に難しい部分があるように感じるが、そうした地域だからこそ、予防のための具体的な人権教育や人間関係を良好にするためのコミュニケーション教育、非暴力の意識を高める啓発教育、あるいはメディア・リテラシーに関する教育が大切である。大人たちに対しても人権啓発や男女協働のための啓発教育が大切である。そして、トラブルが起こったときの介入のしくみの徹底、第三者的な立場で関わる相談機関の充実、オンブズマン制度の設置などが必要である。実行計画素案にはこれらの施策が見えてこない。 子育て困難な家庭の相談や虐待介入に関しては、児童福祉法改正により自治体の子ども家庭支援センターが役割の一部を担う窓口になり、充実が期待されるが、具体的な施策が記されていない。	子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の総合相談窓口として、専門のスタッフが保護者の子育て不安や悩みなどに対する相談やアドバイス、子育て支援サービスなどの情報提供、必要に応じて専門機関への紹介を行っています。また、子どもショートステイ事業や育児支援家庭訪問事業などの相談、受付も行っています。また、「親と子のひろば」として、0～3歳の乳幼児と保護者の方が集う場を提供し、仲間づくりや各種講座などを行っています。 また、子ども家庭支援センターは虐待に対応する区の中核的な窓口です。子ども家庭サポートネットワークを組織し、関係機関が連携して要保護児童支援の体制を進めており、地域における見守り体制の整備と虐待通報があった場合の迅速な安全確認を児童相談所と連携して実施しています。今後、子育ての悩みや不安を相談出来る体制と要保護児童支援のしくみを充実していくために、子ども家庭支援センターを基幹型1所、地域型3所に拡充する方向で検討していきます。	一般
313	まちづくり編 -3- 123110	「特色ある教育活動の推進」では、あくまで義務教育制度の中の学校教育という視点を忘れずに、単にイベント的な行事を行う一部の学校に予算が偏らないような配慮が必要。足立区のように多くの問題が起きないことを願っている。もちろん、ばらまき予算が良いと言うわけではない。区内の全小中学校で、見出しにも出てはいるが理科教育に重点を置き十分な予算を配分するといったことも一つの方法ではないか。義務教育の期間はどの学校でも同質・同レベルの教育がなされるべき。 問題になっている英語教育、道徳教育の導入には慎重な検討と準備が必要だと思う。	教育委員会では、基礎的・基本的学習内容の確実な定着について重点的に取り組んでいます。計画事業「特色ある教育活動の推進」では、その上で特色ある学校づくり教育活動計画に基づく学習・研究活動をしており、一部の学校に予算が偏らないよう配慮しています。	一般
314	まちづくり編 -3- 123110	「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」の中で「特色ある教育活動の推進」とあるが、内容的には理解が出来るが、現状の人事構成から実現不可能と思われる。各学校教職員の体制上限界が見えており、ゆとりある人事こそ基本におくべきと考える。	区立学校においては、確かな学力推進員(区費講師)を、全校に1名ずつ配置し、きめ細かな学習指導を行うことにより、子どもたちの確かな学力と生きる力を育てています。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
315	まちづくり 編 -3- 123120	「特別支援を要する児童生徒への支援」では、予算の割には行う事業内容がお粗末という感じがする。相談員、調査員の人員費が主で、実行案が見えてこない内容。外国籍の子どもはますます増加する傾向ですが、集中している学校には常駐の先生、相談員を置いて放課後に勉強の遅れた子どもの面倒を見ることも一つの方法ではないか。このための特色ある教育活動の推進こそ、住民の1割が外国人という特殊事情にある新宿区にとっていち早く手を打つべき。	第一次実行計画では、専門家による支援チームが巡回相談し、発達障害のある幼児、児童・生徒に対する教員の指導方法の改善等の必要な支援を行う、「巡回指導・相談体制の構築」を計画事業化する予定です。また、通常の学級にいる特別な教育的支援を必要としている幼児、児童・生徒に対しては、必要に応じて非常勤区費講師を派遣し、校内支援体制の構築を含め適切な教育的支援を行っています。今後も、特別支援教育に対する保護者等の理解を得て、障害のある幼児・児童・生徒に対する支援を行っていきます。 また、今後増加が考えられる外国籍児童等への日本語指導等についても、児童・生徒の状況に応じ、より効果的な指導に努めていきます。	一般
316	まちづくり 編 -3- 123123	「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」を目指しているはずなのに、日本語が不十分な子どもへの支援が「学校において、日本語及び日常生活に関する適応指導を行う」と従来の方法から出ることがなく、本当に子どもにとって役立つ政策になっているかが、全く検討されていない。現状では適応指導に関する講師は人材派遣会社への丸投げ下で、その講師が質的に保証されているのかの検討や、子ども達が適応指導で学校の授業についていけないという現状も把握されていない。適応指導の担当者も十分な知識があるわけではなくもっと現状認識のある人材を置くべきである。たとえば子ども達の日本語力を適正に判断でき、授業に適応するためにはどのようなサポートが必要なのかを判断できる人材を配置すべきである。さらに適応指導に講師を派遣会社から調達する方法なら、現状の3546万円と言う予算ほどの成果を上げていない。さらには年々そのような子ども達が増えることが予想されるのに、予算規模が変わらないのも変だ。	日本語サポート指導は、多くの母語に対応でき適切に指導できる業者に委託しており、教育センターにある国際理解教室では当該指導における子どもの適応状況を把握しています。このため、例えば小・中学校の子どもで延長指導が必要と判断した場合は、20時間の指導時間の追加を行っているところです。しかし、ご指摘のことがないように今後教育委員会としても十分注意を払っていきます。	一般
317	まちづくり 編 -3- 123123	「日本語サポート指導」については、予算から見ると十分とはいえない。時間数が小学校では50時間、中学校で60時間とありますが、日本語の習熟のみでも不足だ。ましてや、算数、理科などの主要科目についての日本語のテクニカルタームと内容を理解にはとても時間が足りないと思う。専門の時間割を作って放課後に教育する必要がある。ほとんどが人件費と思うが、別途予算を組む必要がある。	教育センターにある「国際理解教室」で子どもの日本語適応状況を十分把握し、実態に即した対応を行っています。例えば、小・中学校の子どもで延長指導が必要と判断した場合は、20時間の指導時間の追加措置などを行っていますが、今後はご指摘の点についても踏まえて取り組んでいきます。	一般
318	まちづくり 編 -3- 123210	「学校適正配置の推進」であるが、審議会において全員一致で「安易な統廃合はしない」と決議したはずであるが、計画書では具体的な地区等が出ている。かつ、既に懇談会の話しも出ており、今般説明会において質問をさせてもらったところ、現在進行中の前基本構想に基づく計画の実行と説明を受けた。 新計画案は新基本構想を基に作られるべきものと考え、取り消しを求めたいと思う。	区の学校適正配置については、平成4年7月の「新宿区学校適正配置等審議会の答申」と平成14年2月の「学校適正配置ビジョン」に基づいて進めています。今回の取組みは、牛込地区の子どもたちにより良い教育環境を提供するため、事前に「新宿区学校適正配置等審議会の答申」と「学校適正配置ビジョン」の説明をさせていただき、学校関係者や地域代表の方々のご意見を参考にしながら、学校適正配置に取り組んでいくものです。 なお、基本構想審議会ではご指摘の内容についての決議はしていないと理解しています。	一般
319	まちづくり 編 -3- 123212	「学校適正配置」 学校の計画整備では新宿区の中心部に議論が偏って全体像が見えない。予算配分もあることは思うが、学校の削減に注力され、区全体の義務教育に配慮した見直し計画が必要です。	学校の適正配置は、児童・生徒にとって、よりよい教育環境づくりのため、学校規模や配置の適正化を図り、さらに施設の老朽化にも対処していくものです。それは常に区全体を見据えて行っているものです。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
320	まちづくり編 -3- 123311	「地域協働学校」では、手をつけやすい地域から始めたように思える。むしろ問題山積の大変な地域から時間をかけて研究し、手をつける方が今後の参考になるのではないか。	第一次実行計画で「地域協働学校」として予定している中学校は、四谷中学校です。同校は18、19年度に国のコミュニティスクール推進事業調査研究校の指定を受け、地域との協働による学校づくりについて研究してきた学校です。今後四谷中学校でのこれまでの取組みを十分検証し、その内容を踏まえて地域協働学校の基本型をつくり、順次、指定校を増やしていく考えです。	一般
321	まちづくり編 -3- 123312	「学校評価の充実」では、学校評議員を含めて人選に十分な気配りが必要。18年度の意識調査は、その内容がはっきりしていない。内部評価に終わらないよう、第三者機関の人選にも十分な配慮が必要です。地区協議会も一部の地域では人選に問題があるように聞いている。住民の重複参加が気になる。さらに質の良い教師の確保への配慮が見えない。	学校評議員は、学校長が保護者や地域住民を中心に、公募も含めてできる限り幅広い分野から候補者を推薦し、教育委員会が評議員にふさわしい適格な人に委嘱しているところです。また、第一次実行計画では、学識経験者等による第三者評価を学校評価として位置づける新しい仕組みづくりとして、「学校評価の充実」を計画事業化する予定です。	一般
322	まちづくり編 -3- 123320	「家庭の教育力向上支援」では、学校選択制との関係をどのように配慮して進めるかが大きな課題。地域力との関係も大きい。子どもと親との良好な関係を作るために、わずか年2回のワークショップで役立つのかどうか疑問。他の方法も含め検討の余地があると思う。親教育が問題になっているが、この点についての配慮が不足している。	ワークショップは、入学前の保護者が集まる健康診断と保護者会の機会を活用して、家庭教育の大切さ、親の役割を考えていただくものです。昨年は9校で実施し、大きな効果があったと評価しています。今年度から全校で実施し、家庭教育支援を充実するとともに、今後様々な状況にある親が参加しやすい環境をつくり、家庭の教育力の充実に努めていきます。	一般
323	まちづくり編 -3	実行計画素案P128の経常事業に「学校選択制の推進」とあるが、検討という言葉が入らなかったか、区民会議の意見が全く無視されているようで残念。 学校選択制度の再検討を。 区内の全公立小中学校で区内に在住する区民の子どもが「余分な費用を必要とせず、質のよい教育を平等に受けることができる」ことが教育の機会均等の精神だと思う。 月に1回は学校開放が行われ、どの学校でも均質な教育が行われ、学校の情報がホームページに溢れ、均一な教育が行われていけば、親の学校選択の基準は近距離通学と子どもの安全を考慮するだけでよいことになる。 公立学校の教育予算が自治体に移行されようとするなかで、優秀な人材を得るシステムもつくりやすくなり、教員の質も向上して学校差がなくなり、区の目指す「地域に密着し開放された学校」になり、安全性も確保され、子どもの郷土愛も生まれる。 選択制の結果、抽選にもれた子どもの気持ちを考えると、差別されたと思う気持ちが出て、決して子どもに良い影響を与えない。 行政側は、杓子定規に学区を考えず、従来問題にされた子どもの事情による他地域の学校への通学は臨機応変に対応する大らかさも必要。 少子化に伴う学校数の削減施策は、選択制、特徴を出すための予算措置がこれを狙った施策ではないかという意見が多いことは承知しているか。学校の削減による通学時間の増加は、地図上での計算では最長1km以上の距離を歩く地域もある。これからは通学路の安全の確保のために、通学バス、路線バスの利用は都市圏では避けて通れない問題であろう。	学校選択制は子どもに適した学校を保護者が主体的に選択できるようにし、開かれた学校づくりと魅力ある教育活動を推進するためのものです。学校選択制導入後5年を経過していますが、毎年新1年生の保護者に実施した満足度調査等を加味したアンケートにおいて入学満足度は小・中学校ともに例年9割を超えています。 今後も継続してご指摘の点や子どもの安全・安心を配慮しながら、施策を進めていきます。	一般
324	まちづくり編 -3	学校給食の廃止などは検討課題に入れてもよいのではないか。戦後子どもの栄養補給の面から始まったこのシステムは、親教育の面から検討してみてもよいのではと思う。乱暴だとしかられそうだが、検討の余地があると思う。	学校給食は、学校教育の一環として位置づけられており、各学校が工夫を凝らして努力しています。また、学校で食育に取り組んでおり、給食指導も含まれています。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
325	まちづくり編 -4- 124210	「新しい中央図書館のあり方の検討」 中央図書館の役割や機能を抜本的に見直すことはいい事だと思う。戸塚地域には図書館がない。中央図書館が旧戸山中学校に移転しても戸塚地域からは遠い。戸塚地域に子どもからお年寄りまでもが歩いていける所に図書館を作してほしい。	今後新しい中央図書館の規模や機能を区民を交えて検討していく中で、区全体の図書館の配置や役割については、図書館運営協議会において協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。	一般
326	まちづくり編 -4- 124210 -4- 124320	「中央図書館、子どもの読書活動のあり方」については、図書予算の内容について区民会議の提言にも書いたが、区の図書予算が学校図書館の予算に比べてあまりにも巨額で驚いた。区民、市民の利用度が必ずしも十分でないように思えないところに、人件費が巨額であり、学校図書の購入予算が少ない、司書が常置されていない(今回も派遣で終わり、地域のボランティアに依存している)などアンバランスであったが、この点も十分な検討が必要。人件費の巨大化も問題だが、図書館業務の外部発注で十分なサービスができるのか疑問。何でも外注という考え方は要注意。	平成19年度に学校図書の購入を充実し、各校では図書標準レベルを達成しています。今後も子どもが読書に親しめるように、「こども図書館」を拠点に学校図書館との連携に努めていきます。 なお、第一次実行計画では図書館への指定管理者制度の導入を計画事業化する予定ですが、導入に際しては、図書館サービスの維持向上ができる事業者を選定するとともに、導入後も適正に業務が行われているか、区として監視、指導を行い、ご指摘のことがないように取り組んでいく考えです。	一般
327	まちづくり編 -4- 124210	第一次実行計画素案で、中央図書館の移転が示され図書館の情報化によりさらに利用しやすく分かりやすく、区民に役立つ必要な場所となる図書館の建設は大きな喜びである。 旧戸山中学校跡地は、新中央図書館の立地として妥当であり、適地と考える。	中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定しており、今後も計画的に取組みを進めていく考えです。	一般
328	まちづくり編 -4- 124210	今後、図書館のあり方検討委員会や建設準備委員会など、開かれた図書館計画として公募を交え、十分な審議を重ね、概観や見た目重視でなく、区民が喜んで利用する図書館の設立をお願いしたい。	中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定しており、ご指摘の主旨を踏まえながら、取組みを進めていきます。	一般
329	まちづくり編 -4- 124210	図書館をIT社会に対応した情報センターとしての機能を推進することは必要だが、もう一つの重要な役割を無視しているのは問題。即ち、地域のコミュニティを構築する場としての理念が見えない。 図書館が発展してきた歴史の中で欠くことのできない柱として、あらためてコミュニティとしての役割に立ち返り、地域館としての機能をもっと重視する計画の策定を希望する。	図書館は、地域のコミュニティの場として重要であると理解しています。このため、地域館のあり方については、そのことを十分踏まえ、図書館運営協議会において協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。	一般
330	まちづくり編 -4- 124210 区政運営編 -1- 2211050	1 中央図書館移転後、落一地区に図書館がなくならないように“落合図書館”とでも言える図書館を残して欲しい。小学生等が自由に通っている「こども図書館」は絶対必要。 2 将来指定管理者制度とか業者委託になった場合、図書館職員の奉仕の心が低下し、機械的処理が通常になってしまうのではないかと危惧している。	中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定しています。落合地区やこども図書館を含め、区全体の図書館の配置や役割については、今後新しい中央図書館の規模や機能を区民を交えて検討していく中で、図書館運営協議会において協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。 また、第一次実行計画では図書館への指定管理者制度の導入について計画事業化を予定していますが、制度を導入する際には、経費節減重視ではなく、図書館サービスの維持向上ができる事業者を選定しサービスの低下をまねかないようにします。また、導入後も適正に業務が行われているか、区として監視、指導を行い、ご指摘のことがないように取り組んでいきます。	一般
331	まちづくり編 -4- 124210	中央図書館が西早稲田中の跡地に越してくることは、大久保地区にとって歓迎すべきことだが、落合地区の人々の声を聞いたのか。	中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定していますが、落合地区を含め区全体の図書館の配置については今後、図書館運営協議会において協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
332	まちづくり編 -4- 124210  区政運営編 -2- 2222070	「旧戸山中学校の活用」について 中央図書館の移転先が検討されているが、現時点では総合的に考えると適切な場所である。中央図書館の一番良い場所は戸二小だと思うが、小学校の統廃合は極めて慎重にすべきである。 新宿区の図書館構想を区民を交えて再構築してもらいたい。中央図書館の移転により空白地帯になるので、その跡に地域館の検討が必要。大久保図書館が近くなるが、廃止ではなく、在日外国人に特化した図書館があってもよい。	中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定しています。新しい中央図書館の規模や機能について、今後、区民を交えて検討していく中で、大久保図書館のあり方等を含め、区全体の図書館の配置や役割について、図書館運営協議会において協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。	一般
333	まちづくり編 -4- 124210  区政運営編 -2- 2222070	現行図書館の配置場所、老朽化について、かねてから有効な場所への移築を区議会にも陳情してきた立場から、再構築の計画には賛成。但し、西早稲田地域に図書館の必要性を30余年間訴えてきた立場から言うと、中央図書館の位置を戸山中学校跡に予定しているのはなぜか、建設によって新宿区としての図書館理念がどのように実現されるのか説明や意見の交換があつてしかるべきではないか。 西早稲田地域の一部が新中央図書館のサービスエリアに組み込まれることをもって、よしとしないで欲しい。	現中央図書館は築37年を経過し、建物や空調設備等の老朽化も進み、耐震性の問題もあり、中央図書館の建替えは焦眉の課題と考えていました。このため、中央図書館の移転と機能強化については第一次実行計画で計画事業化を予定しているものですが、その移転先については、旧戸山中跡地が区有地であり、敷地規模もあり、位置的にも区を中心にあること、加えて来春開通する地下鉄副都心線の「西早稲田駅」に近く交通の便が良いことなどから最適な候補地として考えているところです。 なお、新宿区としての図書館理念については、新宿区立図書館基本方針(中間のまとめ)でお示しています。この理念を、新中央図書館でどのように実現していくのかについては、今後、中央図書館の規模や機能を区民を交えて検討していくなかで併せて検討していきます。なお、西早稲田地域における図書館のあり方などを含め、区全体の図書館の配置や役割については、図書館運営協議会において今後協議するとともに、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。	一般
334	まちづくり編 -1	今、地方自治体として何をすべきかが、具体的にみえてこない。地方自治法では、「住民の福祉と生活の向上につとめる」と書かれているが、福祉という言葉は、読んだかぎりでは、1ヵ所しか出てこない。区民の生活は、住民税の増税など厳しくなっている。その現状から出発して行くべきである。生活や福祉の向上のための施策を考えてほしい。たとえば、住民税の負担を軽減させる。家賃補助を規模も対象も増やすなど、の方針をいれるべきである。	ご指摘のように「住民の福祉と生活の向上」は、行政の責務です。区では、これまで、区民の身近な暮らしを支える観点から、公平性や必要性を十分精査した上で、ホームヘルプサービス等利用者負担軽減など様々な区民負担軽減策を実施してきました。今後も、社会的なセーフティネットの維持に鋭意取り組み、「住民の福祉と生活の向上」の実現をめざしていきます。	一般
335	まちづくり編 -1- 131113	見守り協力員についてはボランティアだけでなく、活動しやすい経済的な対策を講じること。 誰もが互いに支え合い、安心してらせる街は見守り協力員の力だけで実現できるのか、見守り協力員の謝礼は年間切手1,000円分、月2回訪問し安否を確認するのが仕事とは言え、十分に機能しないのは無償ボランティアに依存する自治体の体制にあるように思える。ボランティアが責任をもって仕事ができるよう配慮することが肝要である。	見守り協力員は、地域の高齢者の見守りボランティアとしての自覚と責任感を持ち、守秘義務をはじめ一定のルールを守って活動しています。区は地域単位の連絡会や全体の研修会、民生委員や地域包括支援センターとの連携などについて支援しています。今後、ボランティアの皆様が活動しやすい環境づくりについても十分検討していきます。	一般
336	まちづくり編 -1- 131120	「介護保険サービスの基盤整備」 21年度から整備計画の見直しを行う予定だが、その中に介護保険料の値下げを組み入れてほしい。現在の介護保険料があまりに高すぎて生活を圧迫している。保険料を納付するだけで精一杯の人も多い。もう少し新宿区や東京都、国の負担を増やして、区民の負担を軽くするべき。	介護保険の財源は公費(税金)と保険料とで賄う仕組みとなっています。その内訳は公費が半分(新宿区12.5%、東京都12.5%、国25%)、保険料が半分(65歳以上19%、40歳～64歳の方31%)となっており、さらなる公費負担は制度の趣旨から困難と考えています。しかし、今後の介護給付費の伸びを考慮すると、第四期の保険料決定にあたっては、所得の低い方への一定の配慮も必要と考えています。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区に対応・考え方	
337	まちづくり 編 -1- 131120	「介護保険サービスの基盤整備」 百人町と東戸山中学校に特別養護老人ホームが出来るのはありがたいが、それぞれ100人と29人規模ではまだまだ不十分と思う。待機者が多数いる現在、他の学校跡地や公共の土地を活用して、さらに多くの特別養護老人ホームを作してほしい。	特別養護老人ホームは、現在区内に4ヵ所(定員合計270人)の施設が運営しています。これらに加えて、ご指摘の2ヵ所のほか、素案のとおり、矢来町の有地を活用して定員80人の施設の整備を進めていく予定です。これは、待機者が多い現状を踏まえて、第3期介護保険事業計画における目標を超えて行っているものです。さらに、これら3ヵ所の特別養護老人ホーム整備と並行して、在宅生活の継続を希望する区民の願いに応えるべく認知高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を、区有地の活用を含めて進めていく予定です。今後とも、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、新宿区高齢者保健福祉推進協議会の議論を踏まえ、第4期介護保険事業計画で介護保険サービスの基盤整備の目標を定めていきます。	一般
338	まちづくり 編 -1- 131210	知的障害者の入所施設を早期に設置してほしい。 特に重度の知的障害者の場合、グループホームやケアホームではなかなか支援が難しい。適当な場所が見つからないというが、学校の統廃合をもう一步進められないのか、また、中央区のレインボーハウスのように高層化、福祉ホーム、老健施設等の合同施設を考え、新宿区が法人に支援するのではなく、主体となって建設を考えられないのか。	計画事業「障害者の福祉サービス基盤整備」の枝事業「障害者入所支援施設(知的)等の設置促進」として、建設費補助等を行っていく予定です。また、グループホーム等との合築施設や区有地の活用も検討して、障害者自立支援法に基づく新体系に即した入所支援施設の設置を進めていく方向で検討しています。	一般
339	まちづくり 編 -1- 131213 131214	現在、精神障害者小規模授産施設として活動し、10月より障害者自立支援法の事業移行の予定である。 1 訓練等給付の他に地域活動支援センターとしての補助を受ける予定であるが、施設整備、設備整備並びに今後の事業費に対して、十分な予算を取ってほしい。精神障害者に対して、より有効なサービスを提供していくことを希望する。 2 公的な建物に精神障害者の通所施設を設置してほしい。 3 精神障害者の退院促進を進める意味でも、グループホームの増設は不可欠である。計画にはあるが、1箇所の収容人数が5人程度という実情を考えると、更なる拡充を検討して、平成23年度までには、設置してほしい。	障害者自立支援法の施行に伴う新体系への移行を円滑に進められるよう、計画事業「障害者の福祉サービス基盤整備」の枝事業「障害者通所施設(精神)等の整備促進」にて取り組んでいく予定です。また、地域活動支援センターについては、新体系に基づき運営助成を行います。精神障害者グループホームなどの複合施設整備については、高田馬場福祉作業所の移転後の跡地活用を検討していきます。	一般
340	まちづくり 編 -1- 131213	計画事業「障害者の福祉サービス基盤整備」の枝事業「グループホーム(精神)の設置促進」について、平成23年度までに1箇所を増設とあるが、社会的入院者の受け皿として少なすぎる。退院促進は急を要する課題である。実行計画に更なる増設を書き込んでほしい。	東京都は平成27年度末までにすべての社会的入院患者の退院をめざすこととし、新宿区における地域移行対象者数は、113人と東京都から示されています。地域移行をめざす障害者のサービス必要量を満たす基盤整備につきましては、高田馬場福祉作業所の移転後の跡地活用を検討していきます。	一般
341	まちづくり 編 -1- 131214	計画事業「障害者の福祉サービス基盤整備」の枝事業「障害者通所施設(精神)等の整備促進」について、「移行を予定している施設に対して」とありますが、共同作業所存続の保障がない現状では、すべての施設が移行せざるを得ない。区は施設が安心して移行できる制度整備を保障すべきである。移行初年度の施設整備助成のみならず、以後の運営安定化のために地活センター運営費の、現行作業所補助額を下回らない措置を保障することを求める。	本計画事業では、障害者自立支援法の施行に伴う新体系に移行を予定している区内の精神障害者施設に対して、施設整備に必要な経費の一部を助成し、新体系への移行を促進していく予定です。地域活動支援センターについては、新体系に基づき運営助成を行う予定ですが、現行補助額を保障するという考えではありません。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
342	まちづくり編 -1- 区政運営編 -2-	自立支援法で三障害一体の施策が打ち出されているにも関わらず、精神障害は身障、知的障害に比較して支援の質量ともに未だ劣っている現状である。公的施設の見直しをする際には、精神障害作業所(地活センター)、グループホーム等を優先的に入居の対象とすることを強く求める。	本年3月に策定した新宿区障害福祉計画に基づき整備を進めていますが、次期の障害福祉計画(平成21年度から平成23年度)については、本計画の実績を踏まえ平成20年度中に策定し、整備方針を決めていきます。また、空き施設が生じた場合は、施設廃止後の跡地を地域需要や財政状況を勘案し、最大限に有効活用できるよう、検討していきます。	一般
343	まちづくり編 -1-	「低所得者等への生活支援事業の推進」を実行計画に加えてほしい。高齢者を中心に区民の生活に急激な負担増がのしかかっている。このため、より実態に合った負担軽減策が必要となっている。住民税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、医療費などについて、低所得者への負担軽減策を講じてもらいたい。	総合計画の「だれもが互いに支え合い、安心して暮らせるまち」の(1)めざすまちの姿・状態に、「区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます」を追記しました。 低所得者への負担軽減策については、この考えに基づき取り組んでいきますが、第一次実行計画においても、セーフティネット機能の充実を図っていきます。	一般
344	まちづくり編 -1-	「セーフティネットの整備・充実」をもっと充実させるため、「被保護者生活支援事業の推進」を実行計画に加えてほしい。生活保護を受給している方々の意識調査なども踏まえ、保護費の引き上げ、法外援護の拡充、住宅扶助基準の引き上げなどについて、国に要求するとともに、区独自の施策も行ってほしい。	被保護者の生活支援事業については、既に自立促進事業を実行計画素案に盛り込む等、様々な取り組みを行っています。今後も、被保護者の自立支援に積極的に取り組んでいきますが、新たな計画事業とすることは考えていません。 また、生活保護に関する要望事項は、必要に応じて東京都・国に要望していきます。	一般
345	まちづくり編 -2- 132212	「高田馬場福祉作業所の新体系への移行」の話も出ているが、理解のある環境の中で個性を出して働ける、そこそこの収入も有る、生活の楽しみとなるアクセントも有るような生き方を、バックアップしてもらいたい。	高田馬場福祉作業所については、障害者自立支援法に基づく新体系のサービス提供を行える施設へ移行していきます。また、移行後も、利用者などの意見を取り入れながら、利用者や地域の障害者の就労支援の場の提供など、障害者が地域で自立した生活ができるよう支援していきます。	一般
346	まちづくり編 -2- 132212 区政運営編 -2- 2222130	高田馬場福祉作業所の建替えが実現するのはうれしい。立地として人通りも見込めるので、通所者の仕事の幅を広げたり収入UPにつなげられるように、小さいShopでも設計の中にいれてほしい。Shop部分だけを企業経営にして、そこへ就労・インターシップ・パソコン・キー・ケーキなどの提供や作品の提供など考えられないか。	区内の区営住宅の総戸数及び世帯数に対する割合は23区の中で上位にあります。今後は、住宅まちづくり審議会答申を踏まえ、区営住宅ストックの有効活用を行っていきますが、区営住宅の新規建設については予定していません。 また、住宅の建設、購入、増改築については、一定の条件のもと、必要な資金の一部に関して、金融機関へ融資のあっ旋を行い、利子の一部を補助しています。	一般
347	まちづくり編 -2-	区営住宅を新設すること、建設資金を低利で貸出しするなどして住宅の確保に力を注ぐこと。 区営住宅の新設についてはまったく計画がない。住宅の確保は高家賃、高物価の新宿区にとっては最大の課題のはずである。区有地に限らず、都・国有地にまず住宅を建設し、定住化率を引き上げるべきである。過去にあった50坪以上の土地保有者に建設資金を低利で貸し出すなど、住宅の確保に力を注ぐべきである。	区内の区営住宅の総戸数及び世帯数に対する割合は23区の中で上位にあります。今後は、住宅まちづくり審議会答申を踏まえ、区営住宅ストックの有効活用を行っていきますが、区営住宅の新規建設については予定していません。 また、住宅の建設、購入、増改築については、一定の条件のもと、必要な資金の一部に関して、金融機関へ融資のあっ旋を行い、利子の一部を補助しています。	一般
348	まちづくり編 -2-	地域への継続居住を促す住環境の整備も大切な施策であり、すべての住宅に高齢者対応設備を義務付ける必要がある。	高齢者人口の増加により、住宅のバリアフリー化は重要なことと認識していますので、住宅リフォームに関する情報提供・相談やバリアフリー工事への支援を行うことにより、住宅のバリアフリー化を進めていく予定です。	一般
349	まちづくり編 -2- 132412	「高齢者等入所支援」に家賃補助を加えてほしい。以前あった「住み替え家賃補助」も参考に、住宅困窮者への家賃補助制度をつかってほしい。	高齢者の住まいの安定を確保するうえで、住宅施策だけでなく福祉施策としての視点が欠かせません。そのため、福祉など住生活に密接に関連する他の施策分野との連携により、高齢者の生活を総合的に支えていきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
350	まちづくり編 -2-	「公営住宅の整備促進」を加えてほしい。東京都に対し、新宿区内での都営住宅増設を働きかけるとともに、区としても区営住宅の増設計画をつくるべき。早稲田南町第2Aパートの建替えだけでは不十分である。	区内の区営住宅の総戸数及び世帯数に対する割合は23区の中で上位にあります。今後は、住宅まちづくり審議会答申を踏まえ、区営住宅ストックの有効活用を行います。区営住宅の新規建設については予定していません。	一般
351	まちづくり編 -4- 134110	「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」では、地域における防犯活動の輪を広げるため、重点地区の指定の推進が示されている。重点地区の指定は、住民の防犯意識を高めるうえで重要なことであると考えますが、ただ指定に止まるだけでは必ずしも十分と言えない。したがって、重点地区に指定した地域住民に対し、防犯活動への指導・助言の機会を設け、より効果的な活動に誘導していただきたい。また、各小学校のPTAにおいても、子どもへの防犯活動に取り組んでいることから、重点地区に指定された地域住民とPTAとの連携も図っていただきたい。	防犯活動への指導・助言の機会については、昨年度から防災・防犯リーダー実践塾を開催しています。19年度は12月に防災・防犯の基礎的・実践的な研修を行います。また、重点地区の団体や小学校PTA等との連携については、防犯活動推進連絡会を実施しているほか、町会等の役員会、育成会、及びPTAの会議やイベントに参加しながら、防犯に関する講演を行っています。今後も各団体・グループとの情報の共有化を図っていきたく考えています。	地区協議会
352	まちづくり編 -1- 141320	「路上喫煙対策の推進」 「路上喫煙禁止条例」が施行されて1年経ちますが、既にその条例は風前の灯火状態に見えます。歩き煙草の火が子どもたちの顔や服に触れないようピクピクしながら街を歩く毎日です。バス停(四谷三丁目停留所)や公園(新左門町児童遊園、三栄公園)は喫煙者のたまり場になっており、道端は吸い殻が散乱しています。ただでさえ子どもの遊び場が少ないのに、公園まで喫煙者に占領されたら、健全な子どもの育成など出来るはずもありません。発がん物質を多く含む副流煙を子どもたちに吸わせたくありません。従来のキャンペーンとパトロールだけでなく、新たな対策を講じなければ事態は改善されないと考えます。区の方針を示してください。	路上喫煙対策は区の重要な課題として考えており、キャンペーンやパトロールのほか、区民や来街者等への普及啓発等の取組みを積極的に進めています。公園については、原則として公園面積が500㎡未満は喫煙禁止、500㎡以上は分煙とし、受動喫煙がないよう対策を講じています。三栄公園は灰皿を設置していますが、新左門児童遊園は灰皿を設置していません。公園巡回を実施していきながら、利用マナーの啓発に努め、さらに必要に応じて対応を検討していきます。	地区協議会
353	まちづくり編 -2- 142110	「区民ふれあいの森の整備」 ふれあいの森の整備についてはおとめ山公園に隣接する公務員宿舎跡地を買収するのに、21年度6,047,050千円投下することとなっています。用地買収で60億円を投資して果たしてみどりを増やすべきでしょうか。 これだけの大規模プロジェクトであれば、都支出金等で賄われるべきだと考えます。21年度だけ区債で4,630,000千円を調達することは他の年度の区債による調達を大きく上回っています。みどりを増やす施策については賛成ですが、財政上大きな借金をしてまで増やすべきかを充分理解して実行すべきと考えます。	「区民ふれあいの森の整備」は、落合地域に限らず、多くの区民の皆さんに長年にわたって育てていただく都市の森です。多くの区民の皆さんが参加し、足を運びたくなり、木に触れられるような区民の森にしていきます。用地買収費については、可能な限り国庫支出金や都支出金を受けて整備していきたく考えています。	地区協議会
354	まちづくり編 -2-	外濠と神田川の整備について、第一次実行計画には具体的な計画が一切ない。再考を望む。	外濠は新宿区、千代田区、港区の3区内に位置するものの国が所有しているため、利用や移管にあたっては3区の連携と、国史跡の管理計画との整合性を図っていく必要性があり、具体的な事業として計画できる段階には至っていません。 神田川の整備については、河川や管理通路の整備主体は東京都ですが、区は第一次実行計画の「水辺とまちの散歩道整備」において、都が行う河川改修事業に併せて神田川沿いの散歩道整備を進める予定です。また、実行計画「アユが喜ぶ川づくり」において、神田川ふれあいセンターの開設、神田川河川公園及び親水施設の整備などを予定しています。	地区協議会

## 3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
355	まちづくり 編 -2-	計画事業「水とみどりの環の形成」の中に神田川、妙正寺川、外濠、七つの森について具体的事業計画がありません。神田川、妙正寺川については「アユが喜ぶ川づくり」、「水辺とまちの散歩道整備」で親水施設整備、散歩道整備が計画事業として挙がっていますが、外濠や七つの森については事業として挙げていません。豊かな水と緑の環の形成のための植林や豊かな空間形成など計画事業が必要です。	外濠は新宿区、千代田区、港区の3区内に位置するものの国が所有しているため、利用や移管にあたっては3区の連携と、国史跡の管理計画との整合性を図っていく必要性があり、具体的な事業として計画できる段階には至っていません。 七つの都市の森については、落合斜面緑地に位置するおとめ山公園を拡充し、「区民ふれあいの森」として整備することを予定しており、区民がみどりと触れ合う豊かな空間を創出できるよう検討していきます。	一般
356	まちづくり 編 -2- 142210	「新宿りっぱな街路樹運動」 明治通りの街路樹が地下鉄工事のため平成13年度撤去されました。平成20年度工事完成後に必ず街路樹の原状回復をしてください。	明治通りは総合計画の「めざす都市の骨格」で「風のみち(みどりの回廊)」に位置づけ、「緑陰のある街路樹の整備促進」を方針として示しています。街路樹の原状復帰については、施工者である東京都等との連絡会で協議・要請しており、工事完了後は街路樹の拡充を図っていきます。	地区協 議会
357	まちづくり 編 -2- 142220	「新宿らしい都市緑化の推進」 事業概要に追加する。 「また、住宅地におけるみどりの保全、拡大についての方策を検討します。」	「みどりの保全、拡充」については、総合計画の -2「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」の施策の基本的考え方や、みどり・公園の整備方針において、そうした考え方を示しています。区としては、「みどりの保全、拡大」を重要な施策として進めていきますが、施策を具体化するための実行計画において改めて示す必要はないと考えます。	地区協 議会
358	まちづくり 編 -2- 142220 142230	計画事業「新宿らしい都市緑化の推進」、「樹木樹林等の保護」について、新宿には地上部に緑化の余地が少ないとされていますが、実際には民家や路地には樹木や花が多く区民は緑を楽しんでいます。民家の庭に樹木を植えてもらうための施策が必要です。また植樹とともに維持管理についても施策が必要です。現行ではあまりに少なく、保護樹のある家計の負担が大きくなっています。	民間緑化については、みどりの協定、みどりの講座、みどりの巡回サービス、緑化相談などの事業を通して推進してきたところであり、今後も効果的な施策を検討していきます。 保護樹林の維持管理助成は、1本につき年間9,000円、2本目からは4,500円ですが、このほか、必要に応じて剪定の実施や樹木医による診断などの支援策を実施しています。	一般
359	まちづくり 編 -3- 143130 -3- 133151	「東西自由通路の整備」「市街地再開発事業助成」「新宿駅周辺地区の整備促進」などに莫大な税金を使うことについては、区民の意見をきちんと聴いて、再検討してほしい。これらの事業は、全体計画の1項目として書き込むのではなく、それぞれ個別に、これだけの税金を使うのが妥当かどうか区民の意見を聴き、その上で再検討することを求める。	ご意見のとおり、具体的な計画の立案から、予算の執行にあたっては、区民の方々の意見を把握することももちろん、実行に伴う効果等を多角的な視点で検証した上で実施していきます。 また、新宿駅自由通路の整備については、以前より地元要望が強く、昭和55年より整備促進のための官民一体となった組織を結成し、関係機関への要望活動等を行ってきました。区では、自由通路の整備により、東口、西口周辺の回遊性向上を図り、「歩きたくなるまち」新宿を具現化することにより、魅力と賑わいのあるまちづくりを行っていきたく考えています。経費については国庫補助金を活用するなど、区の経費の投入を抑えるよう最大限の工夫を行っていきます。 なお、市街地再開発事業助成は、都及び区の都市計画に定める方針に従い、防災性向上及び居住環境改善に資する計画的な再開発を促進するものであり、その地域の方の同意による共同化を支援しているもので、ご理解をお願いします。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
360	まちづくり 編 -3- 143131	「東西自由通路の整備」 にぎわいのある都市空間を作るためと言っても、新宿駅周辺だけがにぎわってもしょうがないと思う。JRと近隣の企業がお金を出して作ればいいことである。約25億5,000万円の予算をとっているが、多額の資金があるならば、その資金を福祉や教育の方面に回すべきです。例えば特養ホームや図書館の増設です。	新宿駅東西自由通路の整備など、新宿駅周辺の整備により、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上をめざします。費用負担については、国庫補助金を活用するなど、区の経費の投入を抑えるよう最大限の工夫を行っていきます。 もちろん福祉や教育は重要であり、基本目標・個別目標の実現に向け福祉や教育に関する幅広い事業展開を図っていきます。	一般
361	まちづくり 編 -3- 143132	「東口駅前広場の再編成整備」 東口駅前広場につながる都市計画道路、駅街路10号の整備を実行計画に盛り込んでください。広場だけを整備しても、つながる道を整備しないと車や人の回遊性はよくなりません。	駅街路第10号線は、JR新南口周辺における基盤整備事業や開発計画の動向等を踏まえながら事業工程を検討し、必要があり、事業化に向けて検討していきます。	地区協議会
362	まちづくり 編 -3- 143150	「中井駅周辺の整備推進」 事業概要を修正する。 「……を行います。」 「できるだけ早期に行います。」	ご意見の修正は行いませんが、事業は環状6号線の幅員の進捗状況を考慮しながら進めていきます。	地区協議会
363	まちづくり 編 -3- 143150	中井駅北口について、今回の計画期間内には不可能とのことだが、住民のことを真剣に考えて方策を何とか考えてもらいたい。	中井駅北口の開設に早期実現に向けて、関係機関に働きかけをしていきます。	一般
364	まちづくり 編 -3- 143150	中井周辺の開発を検討する中で、駅舎の改装を行うことで住民の考え方も変わる。駅を通して町が広がりみせるまた道路も変らざるをえない。住宅地の緑と共に歩道の緑化も進み町全体のイメージが出来上がってくる。宅地をセットバックすることで緑をふやす取り組みも必要と思う。 いずれにしても、中井駅舎の改装をぜひ、都、新宿区などで共同支援されて「ふるさとの風景」を維持されながら近代的な町を作り上げていく必要があると思う。  * 下線部については、ぜひ都に働きかけて、実現に向けて欲しい。	中井駅舎の改装については、西武鉄道に働きかけていきます。併せて、北口設置や駅のバリアフリー化などについても関係機関との調整を行っていきます。 また、セットバックによる宅地内の緑化については、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。	一般
365	まちづくり 編 -3- 143210	「自転車等の適正利用の推進」 問題のある地区は駅周辺だけでなく、商店街・住宅地にも駐輪場の整備を検討してください。	現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」では、「大型商業施設、商店会、公共・準公共施設等に協力を求め、駐輪場を整備する。当面は、地域関係者の積極的な協力が得られる地域を優先して整備を進める」という方針を示しており、この方針を踏まえて整備手法等を含めた検討を行っていきます。	地区協議会
366	まちづくり 編 -3- 143210	「自転車等の適正利用の推進」 自転車の暴走による、歩行者の被害が絶えません。歩道を分けるか、自転車は軽車両として車道のみにするか、対策を講じない限り、歩行者が被害者になる事例が増える一方だと思います。	道路交通法では、自転車は車道の左側通行が原則ですが、指定された歩道だけは通行可としており、歩行者との事故が起きています。このため、現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」では、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる道路環境を整備していくことを目的として、「社会実験等により車道上の自転車走行レーンの整備を検討する」という考え方を示しており、実現に向けて検討していきます。	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
367	まちづくり 編 -3- 143210	自転車は、エコライフを担っている。撤去するのではなく、利用を促し正しく安全に共生できるよう道や駐輪場設置を希望する。	自転車駐輪場については、平成23年度までに区内全駅にを設置する方向で検討しています。 また、現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」では、適正な自転車等の利用促進を基本的な考え方として掲げ、利用環境の整備とマナーの向上をめざしていきます。	一般
368	まちづくり 編 -3- 143210	自転車人口を増やすため安全確保として、出来るところから自転車道をつくる計画も入れてほしい。 自転車駐輪場の整備・放置自転車撤去などの計画と平行して、自転車の安全確保についての計画も入れてほしい。区内を端から端まで自転車で移動する時間は30～40分である。排ガスを出す車より移動乗物として適している。自転車人口を増やすため安全確保として、出来るところから自転車道をつくる計画も入れてほしい。	総合計画の「都市交通整備の方針」において、「自転車レーンの整備促進」を掲げています。また、現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」でも、「自転車走行環境の向上を目的とした社会実験等により、車道上の自転車走行レーンの整備について検討する」と示しており、実現に向けて推進していきます。	一般
369	まちづくり 編 -3- 143211	駐輪対策について 平成18年8月に提出した笹笥地区「まちづくり方針」意見書3.(3) 交通の項目においても言及したことが、駅周辺の駐輪場の整備を推進して欲しい。 本協議の活動の一環として今年の4月から違法駐輪防止啓発運動を実施してきたが、その経験から牛込神楽坂駅周辺には60台程度の駐輪スペースが必要であると感じた。 計画事業名「自転車等の適正利用の推進」中に平成23年度までに同駅に自転車駐輪場を設置するとあるが、ぜひ早期に60台程度の駐車可能な自転車駐輪場等の設置をお願いする。	牛込神楽坂駅の自転車駐輪場は平成23年度に整備する予定ですが、整備台数については、今後、設置場所とともに検討しますが、できるだけ必要な台数を確保していきたいと考えています。	地区協議会
370	まちづくり 編 -3- 143211	「区内各駅の駐輪場整備」 枝事業名「区内各駅の駐輪場整備」に示されているように、歩行者の流動を困難にする放置自転車の解消策として、駅周辺の駐輪場整備は不可欠と言える。しかし、放置自転車による障害は、駅周辺に止まらず商店街等にまで及んでいる。例えば、榎地域では早大通りにおける放置自転車問題が挙げられる。そこで、榎地区協議会では、早大通りにおける快適な歩行者空間とより優れた都市景観を確保するため、町会や商店会とともに放置自転車追放キャンペーンを定期的に行っている。しかし、このキャンペーンの実施にもかかわらず、放置自転車が解消されないのが実態である。したがって、放置自転車の抜本的な解消策として、早大通りに駐輪施設を設置する手法(条例改正を含め)を検討するとともに、その設置について年度計画に盛り込んでいただきたい。また、整備済の駐輪場についても、機能の拡充に努めていただきたい。	現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」で示されている「大型商業施設、商店会、公共・準公共施設等に協力を求め、駐輪場を整備する。当面は、地域関係者の積極的な協力が得られる地域を優先して整備を進める」という方針を踏まえて、今の段階では計画化はできませんが、早大通りについても駐輪施設の設置について検討していきます。	地区協議会
371	まちづくり 編 -3- 143212	「放置自転車の撤去及び啓発」 枝事業名「放置自転車の撤去及び啓発」では、駅周辺での整理指導員による「声かけ」や地域住民との協働による啓発活動を進めるとしている。上記の4でも述べたように、放置自転車問題は、駅周辺だけに止まるものではない。商店街等においても、整理指導員を定期的に配置し、自転車利用者に対して「声かけ」を行うなどの啓発活動を実施していただきたい。	現在策定中の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」では、「放置禁止区域の見直し」として、「鉄道駅周辺地域以外における禁止区域の指定については、特に放置自転車等が著しい場合には、地域住民や関係者と協議のうえ、検討する必要がある」という考え方を示しており、この方針を踏まえて実施に向けた検討をしていきます。	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
372	まちづくり 編 -3- 143220	地域活性化バスの整備促進 地域バスの活性化について、これから60歳以上の人が多くなり、病院へ行く事も多くなる故、出来たら大きな病院にも行けるバス停があれば、助かる。いつもタクシーでの通院では、負担が多すぎる。ことぶき館～病院間の無料サービスをお願いしたい。	区では、地域活性化バスについて、地域の方々为主体となってルートや事業収支などに関する計画をつくり、自主運営組織としてバスを運行するケースを、一つのモデルとして考えています。四谷地域でも、19年9月に導入組織としての準備会が立ち上がったところです。今後も、地域の方々や事業者、関係機関と協働し、地域のニーズに即した地域活性化バスの実現に向けて努力していきます。また、福祉や観光など、他の部署との連携についても併せて検討していきます。	一般
373	まちづくり 編 -3- 143310	「都市計画道路の整備(補助第72号線)」 昭和20年代の前半に計画決定された都市計画道路の整備が遅々として進まず、長年にわたって沿道住民の利権に制約が課されている。計画事業名「都市計画道路の整備(補助第72号線)」において、区施行の補助第72号線の整備については具体的な計画が示されているが、都施行の都市計画道路については一切示されていない。都施行のため、事業費や事業内容を年度別計画に示すのが困難であれば、「計画の促進」という表現で第一次実行計画に盛り込んでいただきたい。具体的な対象路線としては、環状3号線や環状4号線などが挙げられる。	ご意見の中にもありますように、都施行の事業を直接、実行計画に書き込むのは適当ではありません。なお、都施行による都市計画道路の整備については、総合計画の中の地域別のまちづくり方針の中で、整備を促進する旨を記述しています。	地区協議会
374	まちづくり 編 -3- 143320	「人にやさしい道路の整備」 バイクが歩道を走っているのをよく見かけます。歩道に駐車する場合はほとんどなのですが、非常に危険です。被害者が出てからでないと、対策を講じられないのでしょうか。中には郵便の集荷のために歩道を走るバイクがいて呆れてしまいます。 被害に遭うのはたいてい老人や子どもなので、弱者が住みにくい町になっているように思えて仕方がありません。区は、弱者を守る対策を練るつもりはないのでしょうか。	ご指摘のとおり、歩道に駐車するために歩道を走行する自動二輪車が見られますが、歩行者にとって大変危険です。また、付近に駐車する場所が少ないため歩道へ駐車する自動二輪車も多く見られます。このため、実行計画において、区営駐輪場内に自動二輪車駐車を整備することなどを予定しています。	地区協議会
375	まちづくり 編 -3- 143320	「人にやさしい道路の整備」 午後の一定時間、住宅街の道路を歩行者天国として、子どもたちが遊べ、地域の方々も井戸端会議ができる場があるといいと思います。昭和30年～40年代は生活道路や路地裏は子どもの領域でした。そしてその中で地域の人に怒られたり、助けてもらったりして成長しました。 また、地域の人たちが顔見知りになり、そこから、コミュニケーションが広がります。 道路でバドミントン、キャッチボール(公園でのボール遊びは禁止されています)、なわとび、自転車乗りの練習、赤ちゃんやお年寄りの散歩、犬の散歩など。そこには異年齢のたくさんの人が集える空間になるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、多くの世代が集い、交流できる空間があることは、地域のコミュニケーションを広げることにつながると考えます。総合計画では、まちづくりの基本目標 - 3「ぶらりと道草したくなるまち」の施策の基本的考え方「道路空間、公園、公共施設、公開空地などのオープンスペースを、区民の生活や活動の場として、また、多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備や仕組みづくりを行い、まちの広場の利用を推進する」という考え方を示しています。道路の広場の利用は、道路法や道路交通法の規定等により難しい問題が多々ありますが、社会実験等の成果を踏まえて検討していきます。	地区協議会
376	まちづくり 編 -3- 143321	また、路面等の公共部分についても透水性舗装をすすめていくことで対応できるので、計画化して欲しい。 自然の恵みをもう一度学び、まちと自然の共生をしっかりと都会に根付く計画を、次世代に渡せるよう希望する。	道路の遮熱透水性舗装については、これまでも計画事業として実施していましたが、第一次実行計画においても「環境に配慮した道づくり」として実施して予定です。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
377	まちづくり編 -3- 143331	「細街路の拡幅整備」 複地域には細街路や行き止まり道路が多く存在し、それが災害に対する地域危険度の高さに反映している。地震発生における被災を少なくするためには、細街路の拡幅や行き止まり道路の解消が不可欠である。したがって、枝事業「細街路の拡幅整備」において、具体的な整備地域を明示するとともに、行き止まり道路の解消についても盛り込んでいただきたい。具体的な整備地域としては、赤城下周辺地区、弁天町・喜久井町地区などが挙げられる。	区内には、公道、私道を含め、総延長、約224kmの細街路が存在します。このため、平成14年6月から新宿区細街路拡幅整備条例を施行し、建築確認申請前に条例に基づく協議を行い、建替えに合せて、順次、拡幅整備を行っています。災害危険度の高い地域における細街路の解消は、ご意見のとおりですが、整備地域としての指定等は特に行っていません。行き止まり道路の解消については、道路の拡幅だけでは実現できませんので、今後、地域の皆様と地区計画等のまちづくり計画を立案し、解決を図っていくことが望ましいと考えています。	地区協議会
378	まちづくり編 -2- 152110	「地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり」事業概要に追加する。 「さらに住環境保全に対する住民意識の向上など社会情勢の変化に対応して、現在の各種条例等まちづくりに関する制度を再検討し、地域の個性、土地利用の区分などに対応できる総合的なまちづくり条例の制定を検討します。」	まちづくり条例については、区民の皆さんが、何を目標に、何を想定して、条例の制定を要望されているのかを伺い、その目標実現にまちづくり条例が適切なのか、地区計画等の既存のまちづくり手法では不十分なのかなどを調査検討をしていきたいと考えています。その上で、適切であれば、条例の制定をめざします。現段階では、記述の追加は考えていません。	地区協議会
379	まちづくり編 -2- 152113	「地区計画の策定」 枝事業「地区計画の策定」において、市谷柳町地区ほか9地区が候補地として挙げられている。複地域には、災害に対する地域危険度を低減する見地から、地区計画の策定を必要とする地区が多く存在する。例えば、赤城下周辺地区、弁天町・喜久井町地区、馬場下周辺地区などである。したがって、地区計画の想定地区として、少なくとも上記の3地区を追加していただきたい。	地区計画の想定地区は、地元活動が行われている地域を挙げていますので、その他の地域は現時点での想定地区としていませんが、区内の8割に地区計画を策定する目標があり、想定地区ではなくても地区計画の策定を積極的に進めていきます。	地区協議会
380	まちづくり編 -3- 163310	「平和啓発事業の推進」とあわせて、「憲法の趣旨の啓発事業の推進」を実行計画に加えて、憲法記念講演会の開催などを通じ、第9条や第25条をはじめ、現憲法の理念や趣旨を区民とともに考えていく事業を推進してほしい。	憲法の理念や趣旨を考えていく事業として、平和事業のほか、小学生人権メッセージ、中学生人権作文、人権の花運動があります。これらの事業を通じて人権尊重思想の普及高揚を図っています。また、人権擁護委員による人権・身の上相談や12月の人権週間にパネル展を開催しています。さらに、平成18年度には、東京都人権啓発活動ネットワーク協議会と共催で、憲法週間行事として「講演と映画の集い」を新宿文化センターで開催しました。今後も、平和の大切さと人権尊重思想を区民に浸透させる取組みを継続して行っていきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
381	まちづくり 編 -3- 163410	<p>多文化共生は、今後の新宿区にとって、外国人区民の増加予測からも重要な課題である。外国人と共生するまちづくりは、地域住民の安全・安心の観点からも見逃すことのない項目であると考え、素案での扱いは非常に軽く、僅かに実行計画「地域と育む外国人参加の促進」として、「外国人ネットワーク連絡会の開催、述べ参加者年160人」となっています。10地域で年1回開催としても1回の参加者は16人、「地域と育む外国人参加のしくみ」の構築には、重点地域に絞っても1地域、年6回開催は最低条件ではないか。中途半端な資金投与は税金の無駄遣いに繋がると思う。</p> <p>「地域と育む外国人参加のしくみ」の有効な構築には、区内各地域の外国人居住の実態を正確に把握し、地域ごとのネットワーク構築のためのデータカルテを作成することが最優先事業ではないのか。</p>	<p>区では、外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的にとらえ、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することを重要な課題と考えています。</p> <p>そのため、計画事業「地域と育む外国人参加のしくみ」において、「ネットワーク連絡会」活動の充実と、「ネットワーク連絡会」を基に外国人が意見や提案をできる場の創出を図っていくことを予定しています。</p> <p>併せて経常事業として、日本語教室等を行う多目的スペース、資料・情報コーナー、外国人相談コーナーなどを有する「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点とした交流の促進、生活に必要な行政情報や地域情報等を提供するための、年4回外国語版広報紙の発行、生活情報紙の発行、ホームページの運営、しんじゅく多文化共生プラザ等区内8か所における日本語教室の開催等による日本語学習活動への支援等を行っていきます。</p> <p>また、外国人居住者の実態については、現在外国人及び日本人を対象に、「多文化共生実態調査」を実施しており、この調査結果を今後の施策に活かしていきます。</p>	一般
382	まちづくり 編 -3- 163410	<p>「多文化共生のまちづくりの推進」について</p> <p>多文化共生社会への取組みは、今後の新宿区にとって、外国人区民の増加予測からも重要な課題である。外国人と共生するまちづくりは、地域住民の安全・安心の観点からも見逃すことのない項目であると考え、新宿区第一次実行計画 - 3 - 「多文化共生のまちづくりの推進」では、計画事業名「地域と育む外国人参加の促進」が掲げられているのみなので、より具体的な事業対応を望む。</p>	<p>区では、外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的にとらえ、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することを重要な課題と考えています。</p> <p>そのため、計画事業「地域と育む外国人参加のしくみ」において、「ネットワーク連絡会」活動の充実と、「ネットワーク連絡会」を基に外国人が意見や提案をできる場の創出を図っていくことを予定しています。</p> <p>併せて経常事業として、日本語教室等を行う多目的スペース、資料・情報コーナー、外国人相談コーナーなどを有する「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点とした交流の促進、生活に必要な行政情報や地域情報等を提供するための、年4回外国語版広報紙の発行、生活情報紙の発行、ホームページの運営、しんじゅく多文化共生プラザ等区内8か所における日本語教室の開催等による日本語学習活動への支援等を行っていきます。</p>	一般
383	まちづくり 編 -3- 163410	<p>「多文化共生のまちづくりの推進」について</p> <p>ネットワークの構築には、協働の視点からも、行政も一団体として対等の立場で参加することが必要である。このネットワークは「のべ参加者数」ではなく、広く区民の理解を促すためにも参加団体の名前や参加実数などを公表することが求められる。</p>	<p>計画事業の母体として考えている「ネットワーク連絡会」には、区もメンバーとして参加し活動しています。また、連絡会の会議要旨等については区のホームページで公開しています。参加団体の名前や連絡会の参加者氏名については、現在公表していませんが、参加団体や参加者の意向等も踏まえた上で検討していきます。</p>	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
384	まちづくり 編 -3- 163410	<p>素案 - 3</p> <p>1 区の役割と、どのような事業を推進するかをより明確にし、事業に反映させる必要がある。答申のように目標とする政策の方向を項目として掲げることが重要である。</p> <p>2 多文化共生社会への取組みは重要課題である。外国人と共生するまちづくりは、地域住民の安全・安心の観点からも見逃すことのできない項目であると考え、実行計画 - 3- には「地域と育む外国人参加の促進」が掲げられているのみなので、より具体的な事業対応を望む。</p> <p>3 個別の経常事業が拡充していることは評価できるが、文化国際課、新宿文化・国際交流財団、しんじゅく多文化共生プラザが、総合的かつ専門的な部局として機能しているかを検証することが必要である。</p> <p>4 ネットワークの構築には、協働の視点からも行政も一団体として対等の立場で参加することが必要。このネットワークは「のべ参加者数」ではなく、広く区民の理解を促すためにも参加団体の名前や参加実数などを公表することが求められる。</p>	<p>1、2 区では、外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的にとらえ、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することを重要な課題と考えています。</p> <p>そのため、計画事業「地域と育む外国人参加のしくみ」において、「ネットワーク連絡会」活動の充実と、「ネットワーク連絡会」を基に外国人が意見や提案をできる場の創出を図っていくことを予定しています。</p> <p>併せて経常事業として、日本語教室等を行う多目的スペース、資料・情報コーナー、外国人相談コーナーなどを有する「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点とした交流の促進、生活に必要な行政情報や地域情報等を提供するための、年4回外国語版広報紙の発行、生活情報紙の発行、ホームページの運営、しんじゅく多文化共生プラザ等区内8か所における日本語教室の開催等による日本語学習活動への支援等を行ってまいります。</p> <p>3 ご指摘の点については、事業の進捗状況等を踏まえて、検証を進めてまいります。</p> <p>4 計画事業の母体として考えている「ネットワーク連絡会」には、区もメンバーとして参加し活動しています。また、連絡会の会議要旨等については区のホームページで公開しています。参加団体の名前や連絡会の参加者氏名については、現在公表していませんが、参加団体や参加者の意向等も踏まえた上で検討してまいります。</p>	一般
385	区政運営 編 -1- 2111010 -1- 2112011 まちづくり 編 -1- 111215	<p>審議会答申 - 1 -</p> <p>この項目で重視したのは区政全般の情報がよりの確かつ簡単に得られるしくみづくりを基本施策に位置づけることであった。</p> <p>それに対し総合計画素案まちづくり編に関する実行計画では、「地域活動推進のための情報提供 新宿区民活動支援サイトの運営」というやや限定された印象を受ける。答申の区民に対する総合的で充実した政策情報の収集・整理・体系化の実現に関する記述が必要である。</p> <p>一方区政運営編ではコールセンター設置やホームページ再構築など新しい試みがあげられている。</p> <p>これらの手段をより多くの区民が有効に活用できるのか、見守り、評価し、必要に応じて修正していく必要がある。</p>	<p>審議会答申 - 1 - については、今回、区政運営編の中に整理・統合しました。ここでは、すべての区民が見やすく、分かりやすく、情報を見つけやすい、ホームページの実現やユビキタス等「多様なメディアを活用した区政情報の提供・発信」を行っていく予定です。</p> <p>また、コールセンターを設置し、休日・夜間を含めた電話による情報提供を行い、利便性の向上をめざしていきます。さらに、区民意見の分析と施策への有効活用により、区民との情報の共有化を図り、その結果を区政に有効に反映させたいと考えています。</p>	一般
386	区政運営 編 -1- 2111010	<p>コールセンター設置に関しては、外注で区民に対応するのではなく職員が心を込めて対応願いたい。</p> <p>必要とする書類を最小限の時間で対応する体制作り、申請に必要な書面の事前チェックが出来る体制。</p>	<p>コールセンターでは、皆さんからのお問い合わせをオペレーターが対応する予定です。オペレーターは委託業者ですが、訓練を受けた専任の者が、誠意をもって丁寧に対応していきます。また、ご意見や専門的な問い合わせ等オペレーターではお答えできないものについては、担当の職員が対応していきます。</p> <p>必要とする書類を最小限の時間で対応する体制作り等については、現在、戸籍住民課と国保年金課の窓口フロアアシスタントを配置し、窓口・申請書の記入方法についての説明・誘導を行っています。</p>	一般
387	区政運営 編 -1- 2111010	<p>総合計画・実行計画素案(概要版)P108～109</p> <p>コールセンターの設置に疑問がある。2月の調査の結果でコールセンターを設置するのが、新宿の将来像か、税金の無駄使いだと思う。代表電話03 3209 1111で対応できる。</p>	<p>コールセンターの設置により、休日・夜間を含めた電話による情報提供を行い、利便性の向上をめざしていきます。コールセンターは、区民の多様なライフスタイルに対応する一つの取組みとして、意義あるものと考えています。</p>	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
388	区政運営 編 -1-	区民、住民に対する行政に関する教育、啓蒙、公報もっと予算を注ぎこんで、求めている要望が何なのかを、行政サイドが知る必要性がまだまだあるように思う。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。 区民満足度の向上を重視した行政サービスの提供を推進するため、情報技術(IT)を活用し、区政情報提供サービスの充実を図ることを検討しています。	一般
389	区政運営 編 -2-	第一次実行計画として、4年間を設けているということですが、区政運営編、まちづくり基本目標と非常に多くの目標があるので、期間をもう少し短く区切って、一年間では、この目標が、どの位まで実現できて、さらに何年後には、この目標が実現できるという事を、広報等を通して、時々知らせたら、区政に対して、より一層の興味がもてるのではないかと。	ご意見の趣旨は、すでに盛り込まれています。 計画事業を対象に、毎年度行政評価を実施し、達成度を評価して、広報やホームページでお知らせしています。 19年度から外部評価の仕組みも取り入れました。 今後、一層、客観性・透明性を高めた評価を行い、周知していきます。	一般
390	区政運営 編 -2-	第一次実行計画を4年間で実施していくので、それぞれのまちで、そこに住んでいる住民が最も希望していることをなるべく早く解決していくような計画を立てて、1年間では、どの程度の方が実現できるか、計画が実現している経過等を期間を区切って、広報等で公表していったら、より多くの方が区政に興味を持って、いろいろな意見等を聞くことができるのではないかと。		一般
391	区政運営 編 -1- 2211020	児童館における指定管理者制度の活用、民間委託の推進については、子ども達の居場所となっている児童館に地域の人たちの意見が反映されなくなるので適切ではない。 現在、区の職員は意見を受け止めて改善等がなされているが、委託になると意見を言えなくなったり、意見交換ができるようになると突然解雇されたりして、安定して子ども支援や地域の意見を吸い上げることができないと感じている。 また、いままで児童館の職員を育ててきているノウハウを継続して子ども達の支援に役立てるべき。	指定管理者制度の導入や児童指導業務委託を行う際には、保護者や利用者等に対して事前に説明して、意見交換をしていきます。児童館では、事業者を選定する際に、今までの事業を継続することを前提として考えています。また、児童指導業務委託した後も、区民が構成メンバーとなっている運営協議会が利用者アンケート等を実施する中で事業者意見に意見を述べているほか、区が事業評価などにより、適切な進行管理をしていきます。	一般
392	区政運営 編 -1- 2211010 2211020 2211030 2211040 2211050	指定管理者制度の活用(あゆみの家 児童館 (仮称)シニア活動館 (仮称)地域交流館 図書館) 公共サービスで指定管理者制度の活用をすることのねらいは、コストダウンぐらいしか考えられません。柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るためと言っているが、コストダウンをするとまず人員削減となり、無責任、質の悪いサービス事業が出来ると思う。 正規の職員がプライドを持って働くことにより、区民に愛される質の高いサービス事業が出来ると思う。従って指定管理者制度活用の導入には反対である。	「多様な主体が主体的にまちづくりを担う仕組みの中で、それぞれが持っている力を発揮すること」を原則としてとらえ、指定管理者制度や民間委託等の活用を進めています。 各主体の役割として、指定管理者は、ノウハウを活かし創意工夫を発揮して、公の施設を管理するとともに、事業を実施します。区は、指定管理者の適正かつ確実な実施を確保するため、履行の確認、サービスの質の評価、サービスの安定性の評価を行っています。	一般
393	区政運営 編 -1- 2211080 2211090	保育園用務業務の見直し 学校給食調理業務の民間委託 業務の効率化と経費の削減を図るために、民間事業者へ委託することは、安いコストで業務を行うことになる。それは無責任で質の悪い業務になり、子どもたちが安心して生活できる環境ではない。子どもたちの幸せを願う親たちのためにも絶対に民間委託しないほしい。	「多様な主体が主体的にまちづくりを担う仕組みの中で、それぞれが持っている力を発揮すること」を原則としてとらえ、指定管理者制度や民間委託等の活用を進めています。 民間委託等による事業については、区が事業評価などにより、適切な進行管理をしていきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
394	区政運営 編 -1- 2211050	「指定管理者制度の活用・民間委託の推進」について 公共事業にはどうしても営利団体にはそぐわないものがある ので、慎重に進めていただきたい。導入の際は、住民による 厳しいチェックが必要。 23区では図書館の指定管理者制度の活用またはカウン ター業務委託が進み始めているが、新宿区では安易に流 にのらないでほしい。図書館にはそぐわない。指定管理者 制度導入の他区の図書館に比べて、新宿の中央図書館は 古びて資料も多くはないが、図書館員が素晴らしい。分 からない資料など親身になって探してくれる。	区では、「多様な主体が主体的にまちづくりを担う仕 組みの中で、それぞれが持っている力を発揮すること」 を原則としてとらえ、指定管理者制度や民間委託 等の活用を進めています。 各主体の役割として、指定管理者は、ノウハウを活 かし創意工夫を発揮して、公の施設を管理するととも に、事業を実施します。区は、指定管理者の適正かつ 確実な実施を確保するため、履行の確認、サービス の質の評価、サービスの安定性の評価を行っています。 現在、23区の状況は、20区で一部民間委託や指定管 理者制度が導入され、図書館の開館日や開館時間の 拡大を図っています。 なお、第一次実行計画では図書館への指定管理者 制度の導入について計画事業化する方向で検討して いますが、制度を導入する際には、区民や利用者 の方々に対して事前に十分説明をし、ご意見を伺い ます。また、経費節減重視ではなく、図書館サー ビスの維持向上ができる事業者を選定しサービスの 低下をまねかないようにします。また、導入後も 適正に業務が行われているか、区として監視、指 導を行い、ご指摘のことがないように取り組んで いきます。	一 般
395	区政運営 編 -1- 2211050	図書館の経費の節減は重要な問題と理解しているが、指 定管理者制度になり、採算重視が先行し“心の豊かさ”を忘 れた図書館になることはないか。	図書館への指定管理者制度の導入については第一 次実行計画で計画事業化を予定していますが、指 定管理者制度を導入する際には、経費節減重視で はなく、図書館サービスの維持向上ができる事 業者を選定しサービスの低下をまねかないよう にします。また、導入後も適正に業務が行わ れているか、区として監視、指導を行い、ご 指摘のことがないように取り組んでいき ます。	一 般
396	区政運営 編 -1- 2211050	指定管理者制度を図書館に導入することには反対。 図書館サービスは自治体サービスの中で公共性が最も 高く、住民同士のつながりや学習意欲の高揚、文化的要求 に応える、などを導き出す精神性の高いサービスを必要と する。指定管理者制度が図書館運営に支障をきたしている 例があるのは、図書館本来の公共性に伴う様々な特質から 考えて当然。「中間のまとめ」の意見書でも提案したが、 他区に先がけて新宿区には指定管理者制度を図書館に導 入しないでください。住民の意識をたかめ、意見を尊重す ることは自治体の仕事である。	現在23区の状況は、20区で一部民間委託や指定管 理者制度を導入し、図書館の開館日や開館時間の 拡大を図っています。新宿区においても、開館日・開館 時間の拡大等、図書館サービスの充実が区民・利 用者から強く要望されています。 このため、第一次実行計画では図書館への指定管 理者制度の導入について計画事業化する方向で検討 していますが、制度を導入する際には、区民や利用者 の方々に対して事前に十分説明をし、ご意見を伺い ます。また、経費節減重視ではなく、図書館サー ビスの維持向上ができる事業者を選定しサービスの 低下をまねかないようにします。また、導入後も 適正に業務が行われているか、区として監視、指導を行 っていき	一 般
397	区政運営 編 -2- 2221012	素案に「ことぶき館等の機能転換」とあるが、ことぶきのお 風呂の廃止につながらないよう求める。	「ことぶき館等の機能転換」は、ことぶき館の利用者 を拡大するとともに、幅広い活動が展開できるように するため、従来の機能に新たな機能を加えていくもの です。お風呂の廃止については従来の方針に変更は ありませんが、建物の改築などの時には、その面積を 他用途に振り向ける事を基本としますが、地域状況や 住民の意向に十分配慮するものとします。	一 般
398	区政運営 編 -2- 2221012 -2- 2222080	大久保や戸山のことぶき館にしても、大久保ことぶき館は 機能転換を述べているだけで、戸山ことぶき館は述べてい ない。両ことぶき館は複合施設で、ことぶき館は2階になっ ている。高齢者がエレベーターもなく、杖をつきながら、階 段を登り降りして利用している。ことぶき館が2階にあること が、本当に質の高いくらしを目指しているのか、疑われる。	大久保ことぶき館と戸山ことぶき館を機能転換し、施 設を整備して活用していく方向で検討しています。	一 般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区の対応・考え方	
399	区政運営 編 -2- 2222010 -2- 2223010	<p>「信濃町児童館等の整備と機能転換」 取組みの方向として「建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し施設の転換と再編を進め、地域の施設需要に応えられる施設を目指します。」と謳っていますが、「子ども家庭総合相談事業(子育ての不安や悩み、困っていることや分からないことなど、気軽にご相談を受ける)、子ども家庭在宅サービスの紹介(出産後、育児や家事などの支援を必要とする家庭に対する、援助者の派遣の相談、保護者の入院など急に子どもの保育に困った時の相談)、虐待防止の機関(虐待に対応する区の中核的な窓口として地域の連携をして問題解決をする)、親と子の広場(乳児をもつ保護者の方の交流や、仲間づくりを兼ねた行事等を行う)」などが子ども家庭支援センターの役割です。</p> <p>しかしながら、四谷地域には住民の2割が高齢者で、その高齢者の活動場所や居場所としての機能が必要とされています。利用者の意見として、施設管理者制度の利用あるいは専門職の委託による採算面を考慮して個人負担も辞さないのであれば、利用者負担も考慮に入れて、現存の高齢者の活動場所・居場所を確保する必要性をふまえて、子ども家庭支援センターと高齢者に見合う建物として充実させるために改築を行う考えが多数となります。現計画の改修では時期を経て、新たに改築時期が到来します。区の予算を資源として活用せざるを得ない状況に陥るのであれば、今、改築を地域としては望みます。</p>	<p>建物等の資産については、中長期修繕計画をたて、大規模改修工事を「予防保全」の考え方により実施するとともに、建設廃材の排出縮減、既存資源の有効活用、効率的な維持管理という観点から、長期活用を図っていきます。建物の建替えは、建物の状況、耐震補強工事などにより事業が困難になること、新たな行政需要への対応、付近の施設配置状況、財政状況などを考慮し総合的に判断します。</p> <p>当該施設については、この考え方に基づいて、現建物を活用していく予定です。</p>	地区 協 議 会
400	区政運営 編 -2- 2222030	<p>「旧四谷第三小学校跡地の活用」 高齢者介護施設の設置を検討してください。</p>	<p>ご意見として伺いました。 四ツ谷駅周辺の一体的なまちづくりを行っていく中で、再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を考え、四谷地区の拠点の形成としていきます。</p>	地区 協 議 会
401	区政運営 編 -2- 2222050	<p>東戸山中跡地に福祉の複合施設を計画しているが、ここに合同の福祉施設を建築できないのか、上層にマンションのような福祉ホームを作り、持ち家を提供することで入居してもらい、提供された土地を区が有効活用するような形など。</p>	<p>旧東戸山中学校の活用については、新たな行政需要と地域の需要に応えられる施設の配置計画として素案でお示しました。建物の規模と近隣への影響を考慮して計画したものです。</p>	一 般

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
402	区政運営 編 -2- 2222050	「旧東戸山中学校の活用について」 ア グラウンドの一角を農園として整備し、区民に農業体験の場を提供すること。新宿区生涯学習推進委員会新宿子どもセンター協議会では、以前から子どもに農業体験学習をさせているが、近年は農園の確保が難しいのが現状である。	ア グラウンドの一角に子どものための農業体験の場を設ける方向で検討しています。	地区協議会
403	区政運営 編 -2- 2222050	イ 当地区協議会では施設活用について地区別まちづくり方針の中で検討したが、その結果が反映されていない。その理由を説明すること。	イ 「団塊世代の起業の場」は、(仮称)新宿仕事センターがその機能を持ちます。 「子どもや子育て世代、高齢者などの多世代の活動の場」「中高生の居場所」「外国人との交流の場」「地域活動団体の活動拠点」については、多目的運動広場を地域開放するとともに、室内についても専用ではありませんが、活用できるスペースを確保していく方向で検討しています。 「子どもや子育て世代の活動の場」として、子ども発達センターや学童クラブのほか、子ども家庭支援センターを整備して、乳幼児から中高生の居場所をつくる方向で検討しています。 「高齢者などの多世代の活動の場」として、シルバー人材センターと(仮称)新宿仕事センターを整備する方向で検討しています。	地区協議会
404	区政運営 編 -2- 2222050	ウ 小規模特別養護老人ホーム等の高齢者向けの施設については、できるだけ定員を増やすこと。また、区で今後同様の公的施設を建設し、高齢者が住みやすいまちづくりに取り組むこと。	ウ 高齢者向けの施設については、地域密着型サービスの基盤整備として、法律で定められている定員の上限を計画しています。また、高齢者の方が住み慣れた地域で、在宅で暮らし続けられるように、同様の基盤整備を進めていきます。	地区協議会
405	区政運営 編 -2- 2222050	エ まちに活気を呼び起こすため、高齢者等の施設だけでなく、若者が集える施設も設けること。	エ 子ども家庭支援センターを整備し、乳幼児から中高生の居場所をつくる方向で検討しています。	地区協議会
406	区政運営 編 -2- 2222050	オ NPOの活動拠点となるような施設を設けること。	オ (仮称)新宿仕事センターでは、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うにあたり、就労支援の活動を行うNPOとの連携の機会や交流の場をもっていきたいと考えています。	地区協議会
407	区政運営 編 -2- 2222050	カ 新しい施設は災害時の避難所として機能できるものとする。避難所として指定しない場合は代替施設を設けること。	カ 避難所機能については、地域バランスを考え、今後、地域の皆さんと十分協議していきます。	地区協議会
408	区政運営 編 -2- 2222060	「旧新宿第一保育園の活用について」 町会、地域団体などが利用できる集会室を設けること。	今後、有効な活用方法を検討していきます。	地区協議会
409	区政運営 編 -2- 2222070	「旧戸山中学校の活用について」 ア 建設に関する検討会を組織する際には住民をメンバーに加えるとともに、図書館の設計にあたってはワークショップ方式などにより、設計の段階で住民の意見を反映すること。 イ 新しい施設は災害時の避難所として機能できるものとする。避難所として指定しない場合は代替施設を設けること。	ア ご指摘の趣旨を踏まえながら、検討していく予定です。 イ 避難所機能については、地域バランスを考え、今後、地域の皆さんと十分協議していく予定です。	地区協議会

3 実行計画

番号	実行計画 素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
410	区政運営 編 -2- 2222080	「大久保児童館等のあり方検討について」 災害に備え、幼児や高齢者のための避難所として整備すること。近隣の大久保小学校は、医療救護所である 帰宅困難者が殺到するなどの理由により、災害時に混乱することが予想される。	当施設は児童館、ことぶき館、保育園の複合施設です。 児童館の機能転換として、子ども家庭支援センターを旧東戸山中学校内に整備することとし、当施設では、ことぶき館を(仮称)地域交流館へ機能転換するとともに、保育園の保育サービスを充実していく方向で検討しています。 避難所機能については、従来どおり、乳幼児や高齢者の方など災害時要援護者のための第二次避難所としての機能を持つことを考えていきます。	地区 協議 会
411	区政運営 編 -2- 2222100	戸塚地域に住んでいる大部分の人は、戸塚小売市場廃止後の活用として、大型家具リユースショップの活動の場となることを望んでいない。それよりも、皆が集まれるホールや会議室、図書館、子どもやお年寄りが憩える児童館やサロンなどを希望している。ぜひとも地元の意見を充分聞いて、地元のためになる場所として活用してほしい。	戸塚市場跡地活用地域会議でのご意見を踏まえ、施設活用について検討していきます。	一 般
412	区政運営 編 -2- 2222100	「戸塚小売市場廃止後の活用」について 基本的に素案に賛成。最大限10年間の限定活用。地域文化部(商工観光課)にも利用を考えてもらいたい。市場の2階は住宅形式を活用し、ものづくり工房、大型店にはない手作りの店に。住宅の前は広いスペースもあり、若者のアイデアなどでいろいろ活用できる。住宅の窓は工夫次第で原宿の元「同潤会アパート」のお店に負けないディスプレイも可能。西早稲田には古着屋や市場の学生さんの手作りスペース(未完)があり、やり方次第ではユニークなスポットになりうる可能性がある。3階以上の住宅にはエレベーター設置も可能では、アパートを追い出された独居老人、災害にあった人、住まいさえあれば出直したい真面目なホームレスの人などの緊急避難住宅として活用を。市場は大型家具リユースショップだけでなく、他のお店があれば賑わう、デッドスペースに他の出店も可能。魚屋さんはこの地域唯一の対面式の店であり、備え付けの絵タイルの冷蔵庫ももっていない。	ありがとうございます。 いただいたご意見や、戸塚市場跡地活用地域会議でのご意見を踏まえ、施設活用について検討していきます。	一 般
413	区政運営 編 -2- 2222100	戸塚小売市場廃止後の活用について再考を希望する。 戸塚小売市場廃止問題に伴い、西早稲田文化町会では住民にアンケートを実施し、地元住民の跡地への要望を問い、跡地への関心を深めた。住民は好意を持ってアンケートに率直な意見を寄せた。その結果、最も多かったのが多目的ホール、図書館と言う結果だった。 戸塚小売市場廃止後の活用については、地域が現在、最も必要としている街の活性化を作り出すスペース(図書館、それとつながる集会室など)を計画してほしい。	戸塚市場跡地活用地域会議でのご意見を踏まえ、施設活用について検討していきます。	一 般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
414	区政運営編 -2-	<p>下記に掲げる計画事業に事業費が計上されていません。</p> <p>2222030 旧四谷第三小学校の有効活用 2222040 (仮称)三栄町生涯学習館の集客室機能の統合 132430 区営住宅の再編整備(早稲田南町地区) 2222060 旧新宿第一保育園の活用 2222070 旧戸山中学校の活用 2222080 大久保児童館等のあり方検討 2222110 高田馬場三丁目地区の施設活用 2222114 戸塚第三幼稚園(休園中)の活用 2222116 小滝橋いきがい館の活用 2222120 戸塚特別出張所移転後の活用 2222160 シルバー人材センター移転後の活用 2222170 西戸山第二中学校統合後の活用 2222220 西新宿保育園移転後の活用</p> <p>これらを実行に移すとすると建築物である箱物予算なので多額の財政が必要となりますが、見通しを明らかにすべきです。</p>	<p>現段階で、事業費が計上されていない事業については、今後、施設活用方針や施設設備の検討を進め、しかるべき時期にお示ししていきます。</p>	地区協議会
415	区政運営編 -2	<p>来年に住友ビルのスポーツセンターがなくなります。お風呂屋がなく、いままで通っていたのですが、これからは不便を感じる。高齢者、子どもが幅広くみんなで交流できる施設がほしい。</p>	<p>「施設のあり方の見直し」として、地域の需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討することとしています。当該地区では、西新宿保育園移転後の活用として、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本的に検討します。施設活用方針が決まり、整備するときに、西新宿ことぶき館を(仮称)西新宿シニア活動館へ機能転換していきます。こうした計画の中で、検討していきます。</p>	一般
416	その他	<p>「事業」のおおまかな優先順位を示していただければ助かります。財源不足となった場合、止めるもの、縮小するもの、またその逆で、財源に余裕がある場合に強化するものなどを教えてください。</p>	<p>第一次実行計画の事業のすべてが、総合計画で示す施策の具体化に向けて計画的に進めるべき事業であり、優先順位があるわけではありません。また、4年間の財政収支見通しに基づき計画化しているため、財源不足の際に縮小する事業や財政に余裕のある際に強化する事業ということは特に想定していません。</p>	地区協議会
417	その他	<p>「実行計画」への区民参画について 新宿区のめざす姿を実現するための具体的方策である「実行計画」素案に作成に当たり、区民参画のシステムが十分整えられていたとは言いがたい。多くの区民がより関心を持っているのが、平成37年の新宿区の姿ではなく、来年、再来年に税金を使ってどういった事業が行われるかである。「実行計画」が極めて技術的、専門的要素の強いものであり、すべての計画について区民と意見を交換し練り上げていくことが不可能であることは十分に了解している。しかし、区が特に重要と考える計画、または区民が特に重要と考える計画に関し区民の意見を直接反映させていくことが、真の意味で「区政の主役が区民」である新宿区を実現できると確信する。 今後、策定される第二次実行計画の際には、上記の趣旨を十分踏まえ区民参画のシステムを整備されるよう切にお願いする。</p>	<p>実行計画は、総合計画で示した施策を具体の事業として計画的に実施していくための計画であり、計画の策定にあたっては、区長の公約、議会の意見・議論等をもとに、住民、利害関係者等の意見・要望を踏まえて作成しています。このほか、個別に協働事業提案制度、地区協議会、各事業でのワークショップの取組みなど多様な手法により区民参画も踏まえた計画づくりが既に行われています。また、行政評価制度においても、公募区民を交えた外部評価委員会を設置し、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図っていきます。 今回の実行計画は、このように作られているものですが、その説明時間が十分ではなかった点があったため、今後はこの点を含めて、計画策定の仕組みや進め方をさらに検討し、深化させていきます。</p>	地区協議会
418	その他	<p>今回説明のあった新宿区基本構想・総合計画区素案は、良く言えば19年2月の新宿区基本構想・都市計画審議会の「答申」にほぼ沿っているものであり、悪く言えば区の独自視点から補完されるべき内容が乏しいものであると感じる。 2月の審議会の「答申」を受けた後に、この基本構想・総合計画作成するのに半年間も要するものなのか、むしろ区民参加排除の「第一次実行計画素案」作成にエネルギーを傾注しすぎたのではないのかとの疑問が湧く。</p>	<p>今回の実行計画は、このように作られているものですが、その説明時間が十分ではなかった点があったため、今後はこの点を含めて、計画策定の仕組みや進め方をさらに検討し、深化させていきます。</p>	一般

## 3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
419	その他	基本構想・総合計画素案は、審議会「答申」の基本的なコンセプトである「住民参加」のかかわり方が明確になっていない。その顕著な例が「第一次実行計画素案」である。この素案は行政の目的合理性のみで作成されており、「区民会議提言書」および「審議会答申」の精神であるところの「区民が自治の主役」という観念が欠如していると思う。	実行計画は、総合計画で示した施策を具体の事業として計画的に実施していくための計画であり、計画の策定にあたっては、区長の公約、議会の意見・議論等をもとに、住民、利害関係者等の意見・要望を踏まえて作成しています。このほか、個別に協働事業提案制度、地区協議会、各事業でのワークショップの取組みなど多様な手法により区民参画も踏まえた計画づくりが既に行われています。また、行政評価制度においても、公募区民を交えた外部評価委員会を設置し、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図っていきます。	一般
420	その他	基本構想・総合計画素案と同時に実行計画素案が出来ている手際の良さには、区民が参画する余地がない。区民自治や協働の理念に沿っていない。「答申」が出てから素案作成を早くし、実行計画(のうち重要事項だけでも)素案を区民(町会や地区協議会など)に示して欲しい。	今回の実行計画は、このように作られているものですが、その説明時間が十分ではなかった点があったため、今後はこの点を含めて、計画策定の仕組みや進め方をさらに検討し、深化させていきます。	一般
421	その他	「第一次実行計画」の予算作成過程は「基本構想・総合計画」の政策運営過程と異なり、行政マンのみによる作成がやむを得なかったことは理解するものの、行政手続ばかりを考えて「区民会議提言書」「審議会答申」の基本的な精神が汲み取られていなかったのではないかと。		一般
422	その他	事業費計画の数字もアバウトで算出根拠も全く示されていない。	実行計画の事業費については、4年間の目標を示し、その目標に向けて何をどのように行い、それに係る事業費を「年度別計画」として示しています。事業費はすべて実施内容を基に積算した数字ですが、紙面の制約上、内訳は示していません。	一般
423	その他	実行計画の提示の仕方も事業費中心で、その事業で何をなしとげるのか成果目標を示していない点が疑問である。 例えば、総事業費2億400万円の「コールセンターの設置」があるが、1日何件の情報を何時間提供するのかといったサービスの成果ベースで事業を示す姿勢が「区民に成果が見える区政運営」という基本姿勢の意味するところではないかと。	総合計画では、事業や活動の結果、目的に照らしてどのような効果があったのかを示す「成果指標」を掲載しています。ここでの成果指標は個別目標を達成するための指標であり、基本的には施策単位で示しています。実行計画事業は、事務事業として何をどれだけ実施したかを示す「活動指標」を基に、毎年、行政評価を実施し、事業の検証・改善をしていきます。そのため、第一次実行計画では、成果指標は示さないものの、4年間の目標値を定める方向で考えています。	一般
424	その他	第一次実行計画素案は、提言書や基本構想がどのように実際の計画に反映されているのかが分かりにくく、具体性に欠くものである。基本構想・実行計画案についても、構想を実行に移すプロセスまでもが見えてくるような具体的なプレゼンテーションが必要である。	基本構想は、区民会議からの提言をベースに基本構想審議会で審議し、とりまとめた答申をもとに策定しており、その基本構想の「めざすまちの姿」や基本目標を実現するために総合計画の個別目標、基本施策があり、それを実現するために実行計画があるという構成になっています。その構成は、実行計画の施策体系表において示していきます。 また、区の事業には、計画的に実施する「計画事業」のほかに、継続的に実施している「経常事業」があり、素案では施策体系表に事業名のみを記載していましたが、本計画では、区が行う事業と基本構想・総合計画との関連が分かるように、経常事業の概要も示していきます。	一般
425	その他	区民生活に密着した施策を進めてほしい。 新宿駅構内など企業と一体となった事業に空前の予算が付いている。区民の生活環境を重視するなら、区民生活に密着した施策を進めるべきである。	新宿駅東西自由通路の整備など、新宿駅周辺の整備により、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上をめざします。そのためには、一定の区の経費の投入を要しますが、国庫補助金を活用するなど、区の財源の投入を抑えるよう最大限の工夫を行います。 また区の施策は各基本目標・個別目標の実現に向け幅広い事業展開を図っていきます。	一般

3 実行計画

番号	実行計画素案	意見(要旨)	区への対応・考え方	
426	その他	緑の多い土地にはいいが、税金の使い方を大切さを各自が考えて欲しい、まだ払えるときはいいのですが、そのうち、税金がはらえなくなると首をしめることになる。お金を大切に。	将来にわたって安定的な財政運営を進めていくため、特別区税等の歳入見込み額を基に4年間の財政収支見通しを推計し、第一次実行計画としてとりまとめしていくものです。貴重な税金であることを十分認識するとともに、適切な財政運営を行っていきます。	一般
427	その他	地域に関する計画については、内容が地域住民が望んでいる方向を向いているか検討する期間1~2年 情報収集を行ってから事業費予算をつけること。でないと住民の希望とかけ離れた実施計画になりはしないか不安。	地域に関する計画については、区民会議及び地区協議会で一定期間ご議論をいただいたものを踏まえて検討しています。 具体的な実行計画の事業の選定にあたっては、区長の公約、議会の意見・議論等をもとに、住民、利害関係者等の意見・要望を踏まえて行っています。	一般
428	その他	長期計画に基づいた、個々の実行・実現がなされることは大切なことと考える。	今後10年間の長期計画である総合計画で示した施策の実現に向けて、第一次実行計画の着実な実行を図っていきます。	一般
429	その他	実行計画の具体的施策を考えたとき、策定背景を社会的・環境的・経済的側面からバックキャストすることが大切なステップになる。さらに、自治・地域が経営手法を活用することも必要である。株式会社が株主宛に毎年年度報告する中で、冒頭、営業の概況を報告するのが一般的であり、これに相当する文面を各年次の実行計画の冒頭に、前年度・次年度の概況を成果及び施策として提示すべきと思う。内容的には、動向に伴う財政・政府方針・環境動向等があると思う。	第一次実行計画は4年間の計画であり、毎年策定するものではありません。今回は基本構想・総合計画の見直し・策定の「背景」に一定の記述しています。また、事業の成果については、計画事業を対象に、毎年度行政評価を実施し、達成度を評価して公表していません。19年度から外部評価の仕組みも取り入れました。さらに、毎年2月に、「区政の基本方針説明」を公表しており、各年度ごとの区政運営の背景、基本認識、課題、主要施策、予算概要等を示しています。	一般
430	その他	「広報しんじゅく」の第一次実行計画の説明は総体的で分かりにくく、数回に分けて、もっと具体的に説明して欲しい。	限られた広報紙面の制約の下、実行計画のほか、基本構想、総合計画の素案の概要を説明する必要があり、第一次実行計画については、主な事業名しか掲載できませんでした。広報に数回に分けて具体的に説明することについては、ほかにも多くの掲載すべき施策、計画、お知らせ等があることから、一つの計画に多くの紙面を割くことは困難な状況です。そのため、広報紙では総体的な説明をし、具体的な内容はホームページや冊子で全文をご覧いただくという方法をとったものです。	一般

4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区への対応・考え方	
431	(都営角筈アパート跡地利用)	都営角筈アパート跡地利用について 1 高層の建物は困る。 2 緑多い、高齢者、子供も集える集会施設を望む。スポーツ施設も 3 ワンルームマンションは不可 4 近所に食品スーパーがあるが歩道が狭く危険な為商業施設も含む建て物を望む	都営角筈アパート跡地の利用方法のあり方については現在、「角筈アパート跡地利用を考える会」が中心となり、地域住民による精力的な検討が行われています。ご要望の内容は、この「角筈アパート跡地利用を考える会」における議論と同趣旨のものとなっています。従って、区としては、地権者である東京都にも働きかけながら、地域住民の希望に沿う利用形態となるよう、今後も取り組みを継続していきます。	一般
432		都営角筈アパート跡地利用の件で色々話し合いがされてきたが今のところ、都でも区側でも予定がたっていないようだが、いつまでも空地にしておくわけにはいかないと思う。 住宅地域なので、人間がどうにかして定住し、子どもも増えることが、地域にとっても活性化につながってくると思うので一戸建ての住宅にしてみたい。 平成24年頃には今の幼稚園も新しく変ると言うことですが、子どもの数も少なくなってきたからだと思う。この地は学校もあり、子どもを育てるには良い所だと思う。一戸建てのファミリー一定住者が増える方法で考えとして、		一般
433		都営角筈アパート跡地利用について さし当たって公園にしておくことが良いと思う。		一般
434		都営角筈アパート跡地利用について 近い将来オリンピックもあり、ビルの中にかこまれたなかでも緑のある緑地公園があると喜ばれると思う。		一般
435		都営角筈アパート跡地利用について さしあたって高齢化社会において、高齢者の施設をたくさんつくて欲しい。		一般
436		団地跡(角筈アパート跡)の緑を残してほしい。		一般
437		(都営角筈アパート跡地利用について) 最近ワンルームマンションが増えているが、子どもの世代が住めるような住民優先の家族型マンションを増やしてほしい。それが、学童増加となり、地域の活性化になる。老後介護の面でも安心につながる。		一般
438		都営角筈アパート跡地利用について 1 地域、近隣の思いは住んでいる住民が癒される場所にして欲しい。超高齢化社会でお年寄りを抱え、持家の人々には色々還元されていない。 2 公共施設、公園等、デイサービスで近隣の人たちが使用できる施設、老人ホーム的な入浴、プール、遊具室、カラオケ室等がある所にして欲しい。 3 西新宿四丁目に住んでいて良かったと思える所にして欲しい。		一般
439		都営角筈アパート跡地利用について 1 この地域には公共施設が少ないので、プールや老人ホームを建てて欲しい。 2 1DKマンションは反対。 3 こばと児童遊園は残して欲しい。		一般

4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区への対応・考え方	
440		都営角筈アパート跡地利用について 1 跡地にゴミを捨てる人が増えてきている。 2 ホームレスのたまり場になるのが心配。 3 プールのあるスポーツジム、スポーツセンターを建てて欲しい。 4 高齢者のための施設や老人ホームを建てて欲しい。		一般
441		都営角筈アパート跡地利用について 1 地域の安全、住みやすさを考えた施設が必要。公共施設、老人や子育てのための施設(プール、スポーツセンター、デイケアセンター、保育施設)など手軽に利用できる施設を建てて欲しい。 2 地上にはなるべく緑を残し、地下を有効活用した低い建物にして欲しい。 3 住民と共に生活している動物(主に犬)のための施設は、話題性もあり地域活性化につながる可能性もあるので、あってもいいのではないかと思う。		一般
442		都営角筈アパート跡地利用について 十数回の会合をしても今は何も決まっていない状態である。住民からすれば、どのように生活環境が変わるのが不安に感じる。		一般
443		角筈都営住宅の跡地利用は、現在更地になっている。東京都も現在、計画も決まっていない。地元では、「角筈三丁目都営住宅跡地を考える会」ができ、話し合いを進めているが、会のおこなったアンケートでは、跡地には高層マンションなどでなく、老人ホームやスポーツのできる広場などの公共施設をつくってほしいとの要望が出ていると聞いている。 新宿区が、東京都と交渉し、この土地を購入し、地元のみなさんの意見、要望を聞いて有効に使えるようにすべきである。その際に「考える会」が行ったアンケートなども充分参考し計画を進めるべきである。		一般
444	(都営角筈アパート跡地利用)	(都営角筈アパート跡地利用について) ・高齢者や障害者も利用できるバリアフリーでエレベーター付きの車いすの方もできる、擁壁に手すりのついた建物がほしい。 ・苗木や花の種を植えて、綺麗な花や自然を今より増やしてもらいたい。	都営角筈アパート跡地の利用方法のあり方については現在、「角筈アパート跡地利用を考える会」が中心となり、地域住民による精力的な検討が行われています。ご要望の内容は、この「角筈アパート跡地利用を考える会」における議論と同趣旨のものとなっています。従って、区としては、地権者である東京都にも働きかけながら、地域住民の希望に沿う利用形態となるよう、今後も取り組みを継続していきます。	一般
445		(都営角筈アパート跡地利用について) 定年後の空いた時間で寝たきり防止、ボケ防止のため筋力トレーニングをしたいので、(都営角筈アパート跡地に)スポーツ総合施設をつくってほしい。体を鍛えて世の中のお役にも立ちたい。		一般
446		(都営角筈アパート跡地に)総合スポーツセンター等の施設をつくってほしい。スポーツジムやプール等の施設が周辺からなくなっており、住民が気軽に運動する場所がない。また、気軽に日常生活に必要なものを買うことのできる大型のホームセンターがほしい。		一般
447		(都営角筈アパート跡地利用について) ・スポーツクラブ等の設備や明るいまちづくりのために、外灯を増やしてもらいたい。 ・スーパー等の大型店が少ないため、計画してほしい。 ・緑を増やして、癒しの建物を希望する。		一般
448		(都営角筈アパート跡地利用について) ワンルームマンション反対 高層ビル反対		一般
449	(都営角筈アパート跡地利用について) ワンルームマンション反対 高層ビル反対	一般		

4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区への対応・考え方	
450		(都営角筈アパート跡地利用について) ワンルームマンション反対 高層ビル反対		一般
451		(都営角筈アパート跡地利用について) ワンルームマンション反対 高層ビル反対		一般
452		都営角筈アパート跡地について ・ワンルームマンション反対 ・高層ビル反対 ・デイケア(「かしわ苑」のような) ・保育園 ・多目的ルーム ・スポーツセンター ・年齢に応じたストレス発散場所 ・子どもとお年寄りが一緒に過ごす場所		一般
453		都営角筈アパート跡地について ・ワンルームマンションは反対 ・高層ビルは反対だが、中層ビルぐらいまでならよい ・緑の散歩道があるとよい。 ・高齢者の施設が少ないので考えてほしい。		一般
454		(都営角筈アパート跡地利用について) 子どもや年寄りが安心して暮せるような場所が少ないので、ぜひ何とかしてほしい。 ワンルームマンションは絶対反対。 火事などの場合、道路が狭いから不安である。		一般
455		都営アパート跡地について ・ワンルームマンション建設反対 ・住民、子ども達が気軽に利用できるホールなど ・保育園、学童クラブ等の施設 ・高層ビルは絶対反対 ・緑を残して自由に子ども達が遊べる場所		一般
456	(都営角筈アパート跡地利用)	都営角筈アパート跡地について ・ワンルームマンション建設は絶対反対(防犯上、または連れ込み宿になりやすい) ・高層ビル反対(5階建てなら我慢する) ・デイケア式の老人ホーム(例えば「かしわ苑」様式のもの) ・5階ぐらいの分譲マンション	都営角筈アパート跡地の利用方法のあり方については現在、「角筈アパート跡地利用を考える会」が中心となり、地域住民による精力的な検討が行われています。ご要望の内容は、この「角筈アパート跡地利用を考える会」における議論と同趣旨のものとなっています。従って、区としては、地権者である東京都にも働きかけながら、地域住民の希望に沿う利用形態となるよう、今後も取り組みを継続していきます。	一般
457		都営アパート跡地について ・高層マンションは反対 ・住民が利用できる施設(プール・ジム等) ・公園		一般
458		都営角筈アパート跡地について ・高層ビル反対 ・スポーツセンター ・多目的ルーム ・保育園 ・老人も過ごせる施設		一般
459		都営角筈アパート跡地について ・高層ビル反対 ・スポーツセンター(プール) ・多目的ルーム ・保育園及びお年寄りが過ごせる場所		一般
460		都営角筈アパート跡地について ・高層ビル反対 ・スポーツセンター ・多目的ルーム ・保育園 ・老人も過ごせる施設		一般

4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区の対応・考え方	
461		都営角筈アパート跡地について ・高層ビル反対 ・スポーツセンター ・多目的ルーム ・保育園 ・老人も過ごせる施設		一般
462		都営角筈アパート跡地について ・コミュニティセンター ・スポーツセンター ・子どもとお年寄りが一緒に過ごせる場所		一般
463	(パブリックコメント)	<p>1 基本理念で「区民が主役の自治を創ります。」と謳っています。しかし、素案発表から1ヶ月程度で、意見を作り上げるとは「区民の意思を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくり」の基本理念に反するのではないのでしょうか。本年2月17日の審議会答申から素案が6ヶ月かけて作成されています。6ヶ月かけた行政の意欲や創意工夫は現れていると思いますが、区民に説明されてから1ヶ月では、区民の意欲や創意工夫が活かされた原案とはなり得ないと考えます。少なくとも行政の意欲や創意工夫をもった実行計画を立案した期間と同じぐらいの期間を設けないと細目に渡り意欲や創意工夫を持った区民の声を聞くことはできないと考えます。</p> <p>2 地区協議会に意見書の作成を約1ヶ月でまとめなければなりません。地区協議会の構成する個々人の意見集約だけに終わってしまう可能性が大きいと言わざるをえません。協議会であるから、1ヶ月間とすると、説明会と分科会そして役員会を1回ぐらいしか開けません。地区としての意見の方向性を醸造するのであれば2～3回程度は少なくとも必要です。「区民の意思を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくり」の基本理念は活かされてこないと考えます。</p> <p>意見聴衆の期間が1ヶ月。日常生活を多忙に営む一般区民に対してはあまりにも短い。区民との協働には行政にもそのための配慮が必要です。区民会議から今日まで多大な努力と経費を実行段階で生きたものにしてください。</p>	<p>パブリックコメントの期間についてですが、基本構想及び総合計画の基本的事項については、議会の議決を経て定めることとされています。第一次実行計画については、基本構想及び総合計画を定めた上で、策定する手順となるため、遅くとも、区議会第四回定例会に議案の上程をする必要がありました。また、パブリックコメントでいただいたご意見等についても、計画に活かすためには一定の検討期間を必要とします。こうした時間的制約から、9月25日までをパブリックコメントの期間としたところです。</p>	地区協議会
464	ン(パブリックコメント)	<p>意見提出の期限について 「新宿区基本構想」「総合計画」「実行計画」素案が配られたのが8月の末であり、地区協議会としての意見提出を求められたのが9月25日までであった。 今回は、協議会委員としての個別意見ではなく、協議会としての意見を求められている。協議会全体の意見を求めるのであれば、構成員の様々な意見を検討、調整する時間を与えて欲しい。</p>		地区協議会
465	(説明会)	<p>柏木地域センター、角筈地域センターでの説明会に参加したが、いきなり分厚い資料を説明され、9月25日までに意見を出してというのは、少し乱暴なやり方ではないか。せめてあと1ヶ月ぐらいは期間をもうけてほしい。</p>		一般
466	(説明会)	<p>地域説明会の運営について 概要版ではなく、素案そのものをベースに説明したほうが分かり易い(都合良くまとめていると誤解されない)。参加者に事前に読んで来るように伝えたら良いのでは。</p>	<p>今回は基本構想、総合計画、実行計画素案の説明であり、内容が膨大だったことから、説明内容に合わせた形でまとめた概要版を配布したものです。</p>	一般

## 4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区への対応・考え方	
467	(説明会)	9月4日の概要版による説明の内容は理解出来るものの、同時に第一次実行計画素案を同時に配り意見を求めるべきであったと思う。概要は理解が出来ても実行計画の詳細には理解が得られないという意見があったと思われる。 私自身、審議会に参加をさせてもらい、繰り返し審議を重ねたひとりとして納得の出来る実行計画ではないと判断をする。	実行計画以外に基本構想及び総合計画の素案説明を行うという説明会の時間制約上、実行計画は主な事業名の説明に限定せざるを得ませんでした。そのため、説明内容に合わせて概要版を作成し、配布したものです。また、説明は概要版で行いましたが、必要な方には素案もお配りしました。	一般
468	(説明会)	説明会における事務局の説明、質疑だけでは時間が足りない。最終案が固まるまでに、区長以下関係幹部との対話の場を区民との間に設けるべきである。 区民会議、地区協議会が存在しているが、未だ不十分な実態であり一握りの意見を出しているに過ぎない。 区民との意見交換を通じて区民参画の成果としての計画づくりに直結すべきであるとする。構想の基本理念の変更等重大な問題提起をしているので、考え方の経過を区民に説明し、責任を全うして欲しい。	ご提案の区長との対話の場は日程の関係から残念ながら設定できませんでしたが、8月下旬から1ヶ月間行ったパブリック・コメントでは、多くの区民の皆さんからご意見をいただきました。これらを十分踏まえ、計画を作成したものであり、パブリック・コメントでいただいたご意見に対する回答も併せてお示ししているところです。 なお、今回の基本構想、総合計画の作成にあたっては、地域説明会でご意見を伺うだけでなく、各地区協議会から素案に対する意見書を提出いただくとともに、これまで各部において区民や団体の皆さんから個別にお聞きしているご意見なども十分踏まえて作成したものです。	一般
469		基本構想の最終案の形成に向けての一環として、区政の主役である区民(住民)と区政の執行責任者である区長(行政)との意見交換(議論)の場を設営し、まずは「協働」と「参画」の実践の第一歩を踏み出すとともに、このことは基本構想の具現化(総合計画の策定等)に向けた取組みの基盤(土台)を形成することにつながっていくものである。	ご提案の区長との意見交換の場は日程の関係から残念ながら設定できませんでしたが、8月下旬から1ヶ月間行ったパブリック・コメントでは、多くの区民の皆さんからご意見をいただきました。これらを十分踏まえ、計画を作成したものであり、パブリック・コメントでいただいたご意見に対する回答もあわせてお示ししているところです。	一般
470		素案から実行までの過程を詳細に(イラスト等を用いて)	8月～9月 素案作成、地域説明会、パブリックコメント実施 10月～11月 パブリックコメント等を踏まえ素案を修正し、基本構想・総合計画案を作成 12月 基本構想・総合計画議決(決定) 1月 第一次実行計画決定 2月 計画書発行 4月～ 実施	一般
471		・住民参加の基本がぶれないように。 ・特定の人だけが納得していればよいような風潮が出てきつつあります。 ・連絡会とか役員会に重複して参加している人達で意見が集約されて、結局は住民が置き去りにされることのないような組織改革を期待する。	住民参加が、特定の人だけに偏ったり、一部の人たちだけで物事が決定されることは望ましいことではないと思います。	一般
472		「街づくり」は都市計画専門家にコンサル料を払い出来た案、又370人も区民諸兄が集まった労働力の集約、緒々の意見を素に作られた「提案書」に今さらに文句を付ける気持ちは無い。足らざるを補い、他区に先んじて早々の実施に踏み出されることを切に希望する。	計画については、行政評価を用い、修正・変更も含め、適切に進行管理していきます。	一般
473		(旧淀橋中学校跡地の活用について、現在利用している)学校と地域の方との話し合いの機会をもちたい。	現在、区から学校に地域の方のご意見を伝え、学校内で検討していただいています。 学校と地域の方との話し合いの機会については、学校の検討結果を踏まえて考えていきます。	一般

## 4 その他全般

番号	区分	意見(要旨)	区への対応・考え方	
474		病気の人が多い。良い病院が多く出来るように願いたい。	区内には大学病院を始めとする数多くの医療機関があります。これらの医療機関のうち「病院」については東京都福祉保健局、「診療所(歯科診療所)」については区保健所が医療法に基づく適切な医療の提供を行うよう監視指導を行っており、良質な医療の確保に取り組んでいます。	一般
475		新宿中学校前の歩道橋は近くに信号が出来て必要ないのではないか。歩道橋の下に金網がはられ狭くてとても危険です。	新宿七丁目3番先の新宿中学校北側部に位置する横断歩道橋は、都道「大久保通り」に架設されているものです。このため、ご要望については、都に連絡し、検討を要請します。	一般
476		基本構想等を見たが、大切な税金を区の発展のために、いかにして有効に使うかという観点から、失望した。2年間の区民会議は一体何だったのか。あれ程主張した「職安通りの整備(歩道の拡幅)」が抜け落ちている。なぜ抜け落ちたのか説明を求める。	職安通り(放射6号線)は東京都道ですが、すでに明治通りから小滝橋通り間については整備済みです。	一般
477		新宿のイメージは、雑多で混雑したものであまり良い印象はない。美しくなって欲しい。	ご意見として伺いました。区としても、地形やまちの記憶をいかし、地域特性を踏まえたみどり豊かな美しいまちとなるよう、引き続き取り組んでいきます。	一般
478		この問題に区議会議員がどのように関わってきたか、これから区議会で議論するといっても、区内の状況すべての理解なしにこの広範な内容の審議を行うことは簡単ではなく、議員の猛勉強が必要である。	基本構想審議会には7名の議員が、都市計画審議会には5名の議員が委員として参加し、答申に携わっています。また、素案については9月からの第三回定例会で多くの質問や意見をいただきました。さらに、基本構想及び総合計画の基本的事項については、議案として、第四回区議会定例会で審議いただくものです。	一般
479		これは素案への意見ではないが、区の施策に対する横の連携が不十分のようだ。縦割り行政がまだまだ残っています。各担当部署の役割分担は必要ですが、担当のセクションが細かくなりすぎている。	ご指摘については真摯に受け止め、事業・施策、執行体制等の総合化を今後一層促進していきます。	一般
480		都庁を抱える新宿の地理的利点は大いに生かしたいものだが、都行政の考えが直に浸透してくるよう思える状況はよいとは言えない。都の施策をストレートに取り入れているのではと考えることが多いように思う。 特に、教育委員会へのこれまでの影響力が気になっている。私の杞憂であれば良いのだが、この点も検討していただきたい。	地方分権が進む中、また東京都と23区のあり方にかかる検討が進む中、新宿区も基礎自治体としての自立・自律がより一層求められていると理解しています。教育に関しては、教員の人事権が東京都に留保されているのは事実ですが、教育施策は、学校や地域の実情に応じて、区教育委員会の責任において決定しているところです。	一般
481		特別出張所の名称が、その地域を代表したものとなっていないところが見受けられる。今後、名称も含め、生活実態にあった特別出張所の所管区域についても検討していただきたい。ちなみに、港区では、昨年4月に従来の支所から総合支所に変更するとともに、その範囲についても若干変更を加えたと聞いている。	特別出張所の名称は、歴史的な経緯の中で生まれたものであり、これまで多くの住民の方々に親しまれてきました。確かに、町丁の名称変更等により、地域を代表する名称となっていないのご意見もありますが、特別出張所の名称には様々なご意見をお持ちの住民がいるものと思います。特別出張所の名称変更等に当たっては、なによりも地域の合意形成が必要と考えます。	地区協議会

**新宿区基本構想等素案に対する**

**パブリック・コメントの意見及び区への対応**

発行年 平成 19 ( 2007 ) 年 12 月発行

編集・発行

新宿区企画政策部企画政策課 電話 03-5273-3502(直通)

新宿区都市計画部都市計画課 電話 03-5273-3527(直通)